

中国大気環境改善のための都市間連携協力

中央・地方政府の政策動向の実態把握(2015年度)

【中央政府の政策動向】

目次

【 2015 年 4 月 】	4
1. 環境保護部が九都市の大気発生源構成を公表.....	4
2. 環境保護部、質検総局が 6 項目の国家大気汚染物質排出基準を公布.....	5
3. 国務院：精製油品質向上措置を加速し、大気汚染対策と企業技術向上を推進	6
【 2015 年 5 月 】	8
4. 第 13 次五カ年計画期大気汚染排出削減の基本構想と技術路線セミナー開催.....	8
5. 環境保護部が 3 月期大気汚染防止査察状況を通報.....	9
6. 「大気汚染対策重点都市石炭消費総量規制作業プラン」	10
【 2015 年 6 月 】	12
7. 環境保護部など 3 部・委員会：「揮発性有機化合物汚染排出費徴収パイロット事業規則」公布	12
8. 環境保護部：「大気汚染防止法執行検査報告と審議意見の検討処理状況に関	13
【 2015 年 7 月 】	15
9. 大気汚染防止法改正草案第二稿を全文公開し意見募集.....	15
10. 環境保護部：上半期の全国大気質が若干改善.....	16
【 2015 年 8 月 】	17
11. 国務院弁公室が「生態環境監視ネットワーク建設プラン」を發布.....	17
12. 環境保護部が「中国人民抗日戦争兼世界反ファシズム戦争勝利 70 周年記念活動期間中の大気質保障業務をやりとげることにする通達」を發布.....	18
13. 大気汚染防止法改正案の第三次審査開始.....	19
14. 「中華人民共和国大気汚染防止法」改正後に公布施行.....	21
【 2015 年 9 月 】	23
15. 三件の強制国家基準実施、新エネルギー自動車のエネルギー消費を明確化.....	23
16. 環境保護部：上半期 161 都市の PM _{2.5} 平均濃度が前年同期比 17.4%低下.....	24
17. 環境保護部が 8 月の重点地域 74 都市の大気質状況を公表.....	25
18. 環境保護部：エコ文明に向けて、国際条約履行と環境協力を強化し、持続可能な発展を推進・実現	27
19. 国務院：新エネルギー自動車の走行規制・購入規制を禁止、小排気量車の購入税を半減.....	29
20. 全国ではまだ 4 割の黄ラベル車廃棄目標が未達成、13 省で進捗に遅れ.....	30
【 2015 年 10 月 】	31
21. 環境保護部が上半期環境保護ホットライン通報案件処理状況を公表、七割超が大気汚染問題.....	31
22. 国務院：価格メカニズム改革推進に関する若干の意見.....	32

23. 環境保護部が 2015 年第 3 四半期の重点地域と 74 都市の大気質状況を公表.....	35
24. 第 13 次五カ年計画環境保護戦略調整ロードマップが明らかに.....	37
25. シェールガス汚染排出基準を早ければ来年公布.....	39
26. 環境保護部：国家自動車排出基準を達成した新型車の車種とエンジンの機種発表 に関する公告.....	40
27. 環境保護部が各地区に暖房期間大気汚染防止事業を確実にを行うよう要求.....	41
28. 12 部・委が新エネルギー車に力を入れ、今年の生産量は世界トップの見込み...	43
29. 環境保護部など 5 部局が共同で奨励政策を打ち出し、黄ラベル車廃棄を全力で推 進.....	45
【 2015 年 11 月 】	46
30. 多くの地方が中央の新エネ自動車産業支援の呼びかけに呼応.....	46
31. 新エネ自動車の 10 年発展ロードマップを決定.....	48
32. 第 13 次五カ年計画で地区環境保護機構設立を検討.....	51
33. エネルギー局：来年 1 月に精製油品質向上監督管理業務を完了.....	53
34. 大気重汚染の圧力でスモッグ対策強化へ.....	54
35. 環境保護部が 10 月の重点地域と 74 都市の大気質状況を公表.....	57
36. 環境保護部が 2015 年 10 月の大気汚染防止監察状況の通達を发出.....	59
37. 第 1 回大気汚染防止行動計画の投融资需要と影響報告を公表.....	60
38. 住宅と都市農村建設部が暖房五大焦点に回答.....	61
39. 半年前倒しで主要汚染物質排出削減を達成.....	64
【 2015 年 12 月 】	65
40. 環境保護部：荊藁焼却は大気汚染源のひとつである.....	65
41. 国务院:2020 年までに石炭火力発電所を全て超低濃度排出化.....	68
42. 交通運輸部：初の排出規制区を設立.....	69
43. 大気汚染防止の新技术：火力発電所超低濃度排出に電気価格補助金.....	70
44. 第二次汚染源全数調査まもなくスタート.....	72
45. 11 月の新エネルギー自動車生産量が 7 万台を突破.....	73
46. 発展改革委員会：価格レバーによって大気汚染対策を促進—石油価格調整を見合 わせ.....	74
47. 新エネルギー自動車の駐車料金優遇を奨励.....	76
48. 環境汚染責任保険加入企業 4,000 社を公表.....	77
49. 環境保護部が 11 月の大気汚染防止監督検査状況を公表.....	78
50. 11 月に環境保護部 5 大監督検査センターが工業企業 504 社を抽出調査.....	80
51. 工商総局：10 省区精製油品質抽出検査の不合格率 18%.....	80
52. 「大気汚染防止法」2016 年 1 月 1 日より施行.....	81
53. 第三次国際標準改訂で塗料 VOC 測定基準を改正.....	83

54. 環境保護部が環境監視データ不正ブラックリスト作成へ	83
【 2016年1月 】	85
55. 新「大気汚染防止法」の実施で VOCs 監督管理に初の法的根拠.....	85
56. 中央が北京のсмоッグ対策に処方箋：冬季差別化汚染排出費の実施を検討	87
57. 環境保護部が春節期間に花火爆竹の使用制限を確実に行うよう要求	89
58. 三大地域船舶強制排出削減により、沿海都市の大気環境改善に助力	90
59. 重点地域と主要都市の大気質予測予報システムがほぼ完成し、正式に情報を公表	92
60. 2015年の74重点都市のPM _{2.5} 平均濃度が前年同期比14.1%低下.....	93
61. 石炭火力発電所省エネ改造が加速時期に.....	95
62. 環境保護部が「2015年中国自動車汚染防止年報」を公表.....	97
63. 揮発性有機化合物汚染排出費徴収パイロット事業の具体的取扱いに関する通知 98	
64. 中央財政大気汚染防止特別資金の年々増加と2016年の三大重点業務	100
65. 地方で人民代表大会と政治協商会議を集中開催：смоッグ対策・環境保護強化が多くの地方の焦点に.....	101
66. まもなく新エネルギー車補助金政策を調整	103
【 2016年2月 】	103
67. 大気対策を政府報告に盛り込み、多くの地方が「空をより青く」することを約束	103
68. 環境保護部が1月の重点地域と74都市大気質状況を発表.....	107
69. 冬の病を夏に治し青空を定着：環境保護部が6分野で長期対策.....	108
70. 30市で気候適応型都市パイロット事業：2020年までに段階的成果達成を計画 110	
71. 環境保護部が年内に垂直管理パイロット事業を開始：監督強化で体制的慢性病を打破	111
72. 大気汚染防止に助力：環境保護部がピークシフト生産実行を検討.....	113

【 2015 年 4 月 】

1. 環境保護部が九都市の大気発生源構成を公表

公表日：2015 年 4 月 1 日
出典：経済参考報
分類：情報動向
キーワード：9 都市、粒子状物質、発生源解析、自動車

2015 年 4 月 1 日に開かれた全国環境モニタリング現場会議の席上、環境保護部呉曉青副部長が、現在北京、上海、広州など 9 都市で大気中粒子状物質の発生源解析が完了し、それによると、北京、杭州、広州、深圳のおもな発生源は自動車であることを公表した。今年是全国でさらに 26 の重点都市で発生源解析研究が完了する予定である。

研究結果によると、自動車、工業生産、石炭燃焼、飛散粉じんなどが現在我が国の大部分の都市の環境大気中粒子状物質の主要発生源であり、約 85%～90% を占める。そのうち、北京、杭州、広州、深圳の主要発生源は自動車であり、石家荘、南京の主要発生源は石炭燃焼、天津、上海、寧波の主要発生源はそれぞれ飛散粉じん、移動発生源、工業生産である。

また、環境保護部の要求に基づき、11 月末までに、北京、天津、上海など 13 の業務基礎と地域代表性のあるパイロット事業対象都市で排出インベントリーの作成作業を完了しなければならず、発生源解析作業の完了した 9 つの重点都市も引き続き各市で詳細な発生源研究を実施しなければならない。排出インベントリーの作成は大気環境中の汚染物質濃度や発生源を知る上で有利であり、大気汚染物質排出削減目標、環境大気質基準達成計画、重度汚染気象緊急対応プラン策定のための重要な基礎と根拠である。

現在北京の主要汚染物質は PM_{2.5} であり、PM_{2.5} を主な規制対象とすれば、二酸化硫黄、窒素酸化物、揮発性有機化合物などを含むすべての PM_{2.5} 関連汚染物質を排出インベントリーに盛り込まなければならない。

自動車汚染の突出した問題は、一方で地方の経済発展水準と関連するが、より重要なのは現地の排出削減対策の進捗であり、産業構造、エネルギー構造調整などの各分野と関係する。根本的にスモッグを解決するには、産業構造、エネルギー構造を変更しなければならない。第一にエネルギー消費量を下げ、第二にエネルギー構造を調整して、再生可能エネルギーを大幅に発展させ、第三に従来のエネルギーの使用効率を高めて、排出量を減らさなければならない。

我が国はすでに途上国の中で最大の大気質モニタリングネットワークを構築した。昨年、中央と地方の合計で 4.36 億元投資し、177 の都市で大気質新基準に基づいたモニタリングを開始した。

将来の一定期間、我が国のスモッグ対策の任務には依然として大きな困難が伴う。国務院が公布した「大気汚染防止行動計画」によれば、大気汚染防止行動計画で合計 17,500 億元投入しなければならない。この行動計画で制定した具体的指標は、2017 年に、全国地級以上の都市で吸入性粒子状物質濃度を 2012 年比で 10%以上低下させることである。

出典：経済参考報社ウェブサイト

URL：http://jjckb.xinhuanet.com/2015-04/02/content_543150.htm

2. 環境保護部、質検総局が 6 項目の国家大気汚染物質排出基準を公布

公表日：2015 年 4 月 16 日	実施日：2015 年 7 月 1 日
情報公表組織：中華人民共和国環境保護部	
分類：国家基準	
キーワード：国家大気汚染物質排出基準、粒子状物質、窒素酸化物、二酸化硫黄、揮発性有機化合物、重金属	

2015 年 4 月 16 日、環境保護部が「石油精製工業汚染物質排出基準」(GB31570-2015)、「石油化学工業汚染物質排出基準」(GB31571-2015)、「合成樹脂工業汚染物質排出基準」(GB31572-2015)、「無機化学工業汚染物質排出基準」(GB31573-2015)、「銅、アルミニウム、鉛、亜鉛リサイクル産業汚染物質排出基準」(GB31573-2015)、「火葬場大気汚染物質排出基準」(GB13801-2015) の 6 本の国家大気汚染物質排出基準を制定し、国家質検総局と共同で公布した。これをもって「大気汚染防止行動計画」(略称「大気十条」)が要求していた大気汚染物質特別排出上限値の 25 項目の重点業種排出基準の制定が全て完了した。

この 6 本の基準の実施により粒子状物質 (PM)、窒素酸化物 (NO_x)、二酸化硫黄 (SO₂)、揮発性有機化合物 (VOC)、重金属などの汚染物質排出を大幅に削減し、産業技術進歩と環境大気質改善を促進することができる。

石油精製、石油化学工業、合成樹脂工業の排出基準はもはや総合型排出基準ではなく、新たに制定された基準は一般汚染物質の排出上限値を大幅に厳格化し、揮発性有機化合物について規制要求を提出した。新基準の実施は SO₂ と VOC の排出量を各 52 万トン、270 万トン減らすだろう。

無機化学工業は重要な基礎原材料工業であるが、深刻な環境汚染をもたらす産業でもある。新基準はシアン化物、ホウ化物とホウ酸塩、硫化物と硫酸塩、ケイ化物とケイ酸塩、塩化物と塩素酸塩、フッ化物、ヨウ化物とヨウ素酸塩、臭化物と臭素酸塩、カルシウム・マグネシウム化合物とカルシウム・マグネシウム塩、

酸化物、過酸化物、水酸化物、重金属含有無機化合物、単体などの 22 系列の製品の製造企業に適用される。基準実施後アンモニア態窒素、COD、全鉛、粒子状物質、SO₂ の排出量は各 71.1%、77%、66.7%、89.5%、71%削減され、重金属と有毒有害汚染物質の排出を有効に制御できる。

銅、アルミニウム、鉛、亜鉛の 4 種の金属のリサイクルは非鉄金属リサイクル産業の 95%以上を占める。新基準の制定には国内非鉄金属リサイクル産業生産と排出制御の現状、生産プロセス、汚染物質排出対策技術の発展状況および基準達成の経済的コストなどの要因を総合的に考慮した。この基準の上限値実施後、粒子状物質、二酸化硫黄、ダイオキシン類、化学的酸素要求量の年間排出量はそれぞれ 4,405 トン、11,717 トン、50 グラム、3,986 トン減少し、削減率はそれぞれ 64%、41%、45%、39%になるであろう。

現在、環境保護当局は火葬場大気汚染物質排出の管理に対して排煙黒度と臭気濃度の規制しか要求していない。条約履行のための国内実施計画 (POPs) では遺体の火葬を重点業種としてダイオキシン制御を行い、「火葬機械汚染物質排出基準」を制定しなければならないと明確に要求している。この基準実施後は、火葬場の水銀とダイオキシンの年間排出量はそれぞれ 8.4 トン、51.5Ig TEQ 減少し、削減率はそれぞれ 98.8%、88%になるであろう。

新基準の実施は一群の老朽設備、高エネルギー消費、重度汚染の弱小企業の淘汰、石油精製、石油化学、化学工業、金属リサイクルなどの業種の経済構造調整と経済成長方式の転換の推進、工業生産プロセスと汚染対策技術進歩の促進に積極的な意義を有するであろう。

出典：中華人民共和国環境保護部ウェブサイト

URL：

http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201505/t20150504_300130.htm?keywords=关于发布《石油炼制工业污染物排放标准》等六项国家污染物排放标准的公告

3. 国務院：精製油品質向上措置を加速し、大気汚染対策と企業技術向上を推進

公表日：2015 年 4 月 28 日
情報公表組織：中国政府ネット
分類：政策動向
キーワード：大気汚染対策、精製油品質、国 5 基準自動車用ガソリン・ディーゼル油

2015年4月28日、国務院総理李克強は常務会議を主宰し、精製油の品質向上措置を加速し、大気汚染対策と企業技術の向上を推進することを決定した。

会議では、2016年1月より我が国の東部地区11省市の全域に国5基準の自動車用ガソリンとディーゼル油を供給し、全国に国5基準自動車用ガソリンとディーゼル油を供給する時期を2017年1月に前倒しし、高基準普通ディーゼル油の供給を増やすことを明確に決めた。任務を達成するために、石油精製企業は技術改良のための投資を680億元増やし、装置など関連業種の投資と生産を牽引する。

高基準油の供給は大気汚染を緩和する効果をもたらす。国務院が発表した「大気汚染防止行動計画」（略称「大気十条」）によれば、精製油品質向上国家特別行動の推進加速は、日増しに厳格化する排出基準に適応し、環境を改善し、スモッグなどの汚染を改善し、グリーン発展を促進し、民生福祉を増す重要な措置であり、また投資拡大、企業技術の改良と消費のニーズを促進する。

「大気十条」の要求に基づき、2015年末までに、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタなどの地域内の重点都市で国家第5段階基準適合の自動車用ガソリン、ディーゼル油を全面的に提供し、2017年末までに、全国で国家第5段階基準適合の自動車用ガソリン、ディーゼル油を提供する。

都市大気中の粒子状物質の主な発生源は自動車排ガスである。自動車汚染防止は都市大気質の改善にとって重大な意義があり、自動車台数の規制、自動車排出基準の厳格化のほかに、燃料油品質の向上も重要な手段の一つである。

会議では、クリーンオイル生産供給を加速し、精製油品質向上任務の前倒し達成に努力することを決定した。

計画によれば、2016年1月より国5基準自動車用ガソリン・ディーゼル油の供給地域は、元の北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域内の重点都市から、全東部地区11省市全域に拡大される。同時に、全国で国5基準自動車用ガソリン・ディーゼル油を供給する時期を元の2018年1月から、2017年1月に前倒しした。このほかに、高基準普通ディーゼル油の供給を増やし、2017年7月と2018年1月より、全国で全面的に国4、国5基準普通ディーゼル油を供給する。

2013年の「大気十条」公布後、自動車燃料油の品質向上に伴う製油コスト上昇などの問題を解決するために、国家発展改革委員会は「オイル品質向上の価格政策に関する意見通達」を配布し、自動車用ガソリンとディーゼル油品質基準の第4段階までの向上の値上げ基準をそれぞれトン当たり290元、370元とした。また、第4段階から第5段階の値上げ基準をそれぞれトン当たり170元、160元とした。

この政策は、市場手段を用いた高基準オイルの障壁除去をさらに推進した。多

くの石油企業がオイル品質向上のために積極的に取り組み、石油精製企業は高基準オイルの供給を積極的に行い、高基準オイルの推進速度が速まった。北京、天津、広州など多くの地区ですでに高基準オイルの供給を要求しており、一部の供給を要求していない地区でもすでに積極的に供給が行われている。

今回の国務院常務委員会会議が提出した大幅な高基準油前倒し供給要求に対しては、社会の関心が高く、推進した時期が適切であったため、関連業界は積極的に応じ取組みを進めている。

出典：中国政府ネット

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2015-04/30/content_2855521.htm

【 2015 年 5 月 】

4. 第 13 次五カ年計画期大気汚染排出削減の基本構想と技術路線セミナー開催

公表日：2015 年 5 月 28 日
情報公表組織：中華人民共和国環境保護部ウェブサイト
分類：政策動向
キーワード：大気汚染排出削減、総量規制、重点業種

2015 年 5 月 22 日、環境保護部汚染物質排出総量規制司と環境規画院は第 13 次五カ年計画期大気汚染排出削減の基本構想と技術路線セミナーを開催し、現在の大気汚染排出削減情勢と問題点を整理分析し、第 13 次五カ年計画期の大気汚染排出削減の指標目標、規制構想、技術路線、ルートとモデル、技術手法、および、いかにして環境質と緊密に結合させるかなどについて研究を深めた。

会議では我が国の大気汚染の主要特徴、汚染の寄与割合および地域差について詳細に分析し、第 11 次五カ年計画以降の総量規制制度実施の経験と問題点を取りまとめた。それを踏まえて、会議で国際社会の汚染排出削減の主な経験と成功した手法を分析し、我が国の環境管理の基礎に基づいて排出総量削減と品質改善の結合の主な切口とキーポイントを検討し、第 13 次五カ年計画期汚染排出削減の指標・目標体系、総量規制範囲、総量規制モデル、考課方法および関連保障政策などについて検討した。

参加した専門家は、総量規制は環境質改善の重要な手段であり、第 13 次五カ年計画期には引き続き総量規制に力を入れ、環境質改善を確保すべきであると一致して表明した。

地域発展の不均衡性を考慮し、排出削減任務を達成するために、会議では地域ごと、規模ごとの総量削減任務分担実行方法を検討した。それには国家と省、省

と市県が、いかにして総量削減任務を級ごとに分担するか、総量削減指標分担をいかにして地域環境質改善目標と有機的に結合するかが含まれた。

さらに、会議では電力、鉄鋼などの重点業種の汚染排出削減の技術路線を検討し、第13次五カ年計画期の各種汚染物質排出削減の重点業種、重点分野を研究し、業種ごと、分野ごとに排出削減の主要任務と重要措置を提示し、排出削減ポテンシャルを分析し、政策需要と保障措置を検討した。

出典：中華人民共和国環境保護部ウェブサイト

URL：http://www.mep.gov.cn/zhxx/hjyw/201505/t20150525_302183.htm

5. 環境保護部が3月期大気汚染防止査察状況を通報

公表日：2015年5月18日
情報公表組織：中華人民共和国環境保護部
分類：取締動向
キーワード：現場検査、環境法違反、江蘇、処罰

2015年3月、環境保護部は北京、天津、河北、山西、遼寧、吉林、黒竜江、江蘇、湖北、広東、重慶、四川、雲南、陝西、甘肅、寧夏、新疆の各省の52市で査察を行った。各査察チームは各市（区）の一部の工事現場、主要道路、貯炭場、重点汚染排出企業の大気汚染防止状況を現場で検査し、道中道路の飛散粉じん、自動車排ガス排出、資材置き場などの大気汚染面源排出状況を視察した。今回の検査の重点は、各種重点大気汚染物質排出企業、石炭飛散粉じん面源汚染、重度汚染気象対応、苦情案件処理状況であった。合計取締職員のべ6.5万人が出動し、のべ2.5万社の企業を検査した。

同時に、10組の査察チームが北京、天津、河北、山西、内モンゴル、河南などで大気汚染防止特別取締査察を実施した。査察により北京市豊台鉄道機関区整備工場など18企業（企業グループ）に甚だしい環境法違反があり、偽装工作、汚染処理設備の不正使用、汚染処理設備の不良、基準超過排出、企業グループもしくは地域的汚染問題を発見した。環境保護部はすでに現地環境保護部局に厳格に処罰するよう命じ、企業がしっかり是正するよう促し、併せて速やかに企業の是正状況と案件処理状況を公開するよう要求した。

各地の大気汚染防止の進捗状況と査察において明らかになった基準超過排出、環境影響評価「三同時」制度違反、粒子状物質逸散排出などの著しい環境問題は合計88件あり、内訳は北京2件、天津2件、河北9件、山西2件、遼寧9件、吉林3件、黒竜江5件、江蘇37件、湖北10件、広東1件、四川1件、雲南5

件、甘肅 1 件、新疆 1 件であった。今回の査察の中で、江蘇には問題が多数見られ、蘇州で指摘された問題は 14 件、無錫は 23 件で、江蘇だけで環境問題の 4 割を占めた。

そのうち、江蘇張家口沙洲電力有限公司企業二期プロジェクトの 2 台の 100 万キロワット装置は、2013 年 10 月に環境影響評価許可を得ないで着工していた。江蘇玖龍紙業（太倉）有限公司はオンライン監視設備の運転が不正常で、一酸化窒素濃度を窒素酸化物濃度として送信していた。オンラインデータの修正計算後に一部の時間帯で窒素酸化物が基準超過していた。

今回の取締検査ではドローンを利用し、航空写真と夜間赤外線空中巡視を用いて、大気汚染対策設備の不正運転、夜間汚染処理設備停止、排煙の基準超過などの問題の糸口をつかんだ。環境保護部は今後の業務の中で、引き続きドローンという「秘密兵器」を使い、不定期に重点地域を空中巡視し、ドローン取締検査の常態化を実現し、違法汚染物質排出企業を厳しく処罰する。

紹介されたところによると、このほかの問題はすでに現地環境保護部局が処罰し、それぞれ操業停止の是正命令、建設停止命令、違法行為改善命令、過料、禁止命令などの措置が採られた。責任者はそれぞれ行政拘留、行政処分、企業内処分に処せされた。

出典：環境保護部ウェブサイト

URL：http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201505/t20150518_301741.htm

6. 「大気汚染対策重点都市石炭消費総量規制作業プラン」

公表日：2015 年 5 月 13 日	実施日：2015.5.13-2020.12.31
情報公表組織：国家發展改革委員会、環境保護部、国家エネルギー局	
分類：政策公布	
キーワード：大気汚染対策重点都市、石炭消費	

2015 年 5 月 13 日、国家發展改革委員会、環境保護部、国家エネルギー局は「『大気汚染対策重点都市石炭消費総量規制作業プラン』配布に関する通達」（発改環資〔2015〕1015 号）を公布した。この通達の趣旨は石炭消費総量規制作業を精緻化し、重点都市の大気質改善をさらに促進することである。

通達は 2014 年に大気質が悪かった上位 10 都市を 2015 年大気汚染対策重点都市に指定した。それは保定市（河北省）、邢台市（河北省）、石家庄市（河北省）、唐山市（河北省）、邯鄲市（河北省）、衡水市（河北省）、済南市（山東省）、廊坊市（河北省）、鄭州市（河南省）、天津市である。上位 11-20 位の都市を大気汚染

対策警戒都市に指定した。それは瀋陽市（遼寧省）、北京市、滄州市（河北省）、太原市（山西省）、西安市（陝西省）、南京市（江蘇省）、ウルムチ市（新疆自治区）、成都市（四川省）、武漢市（湖北省）、秦皇島市（河北省）である。

作業はまず目標責任を実行することである。重点都市石炭消費総量の前年比マイナス成長を実現するために、市の所属する省は当該地区の省エネとエネルギー（石炭）消費規制任務を石炭減量目標として各市に分担させ、重点都市が各県（区）、重点石炭消費企業に分担させるよう要求する。重点都市は石炭減量目標任務を達成するために、中長期石炭消費総量規制目標責任管理制度を構築し、石炭減量作業プランを制定し、石炭減量の具体的措置と対応する目標を提示し、代替供給プランを制定し、合理的なエネルギー使用を確保する。重点都市石炭減量目標は国家発展改革委員会、環境保護部、国家エネルギー局に届け出なければならない、国は重点都市石炭消費減量任務達成状況を市の属する省人民政府省エネ目標責任評価考課の重要審査項目とする。

次に、重点任務を明確に定めなければならない。第一に、産業構造の調整最適化を加速し、積極的に過剰生産設備の解消を達成し、低エネルギー消費・低排出産業の発展を加速し、エネルギー消費アセスメント・環境アセスメント制度を厳格化し、省エネ環境保護基準の規制を強化する。第二に、省エネ排出削減重点プロジェクトを実施・完遂し、石炭ボイラーの省エネ環境保護総合アップグレード工事を推進し、建物省エネを強化する。第三に、エネルギー構造最適化を推進し、都市の合理的エネルギー消費のための多施策同時実施をやり遂げ、石炭消費代替工事を実施し、石炭のクリーン利用を推進する。

最後に実施を強化する。国家発展改革委員会などの部局は調整メカニズムを構築し、部局間調整協力を強化し、重大事項を協力して解決し、関連政策措置を立案する。重点都市リストは毎年調整する。重点都市の所在する省は重点都市石炭消費量削減作業を監督指導する。警戒都市は大気質とエネルギー（石炭）消費監視を強化し、石炭消費総量規制作業計画を作り、関係要求に従い自発的に石炭減量業務を実施しなければならない。

出典：江蘇省発展改革委員会

URL：

http://www.jsdpc.gov.cn/gongkai/wjg/mtdlc/gzdt/201505/t20150527_407179.html

【 2015 年 6 月 】

7. 環境保護部など 3 部・委員会：「揮発性有機化合物汚染排出費徴収パイロット事業規則」公布

公表日：2015 年 6 月 18 日	実施日：2015 年 10 月 1 日
情報公表組織：中華人民共和国財政部、国家發展改革委員会、環境保護部	
分類：政策公布	
キーワード：揮発性有機化合物、汚染排出費徴収	

2016 年 6 月 18 日、財政部、国家發展改革委員会、環境保護部が「揮発性有機化合物汚染排出費徴収パイロット事業規則」（財税[2015]71 号）を配布した。この規則は 2015 年 10 月 1 日より施行される。この規則の制定は企業の揮発性有機化合物（以下 VOCs と略称）の排出削減、VOCs 汚染規制技術の向上、生活と生態環境質の改善を促進するためである。

石油化学工業と包装印刷業の二つのパイロット事業対象業種において本規則に従い VOCs 排出費の徴収・使用・管理を実施する。各省、自治区、直轄市は地区の実情に応じて VOCs 排出費徴収パイロット事業対象業種を増やし、追加業種の VOCs 排出費徴収規則を制定することができる。

直接大気中に VOCs を排出するパイロット事業対象業種の企業は VOCs 排出費を納付しなければならない。VOCs 排出費は VOCs 排出量を汚染当量に換算して徴収する。

石油化学工業の排出者の VOCs 排出量は、生産過程の VOCs 汚染源で区分し、別々に採取実測、物質収支、モデリングなどの方法を用いて計算する。包装印刷業の排出者の VOCs 排出量は、生産プロセスで投入した原料・副原料と回収した有機溶剂量に基づき、物質収支法により計算する。VOCs 中のベンゼン、トルエン、キシレンなどすでに汚染排出費を徴収している物質は、その排出量を VOCs 排出量から控除しなければならない。

VOCs 排出費は地方環境保護主管部局が汚染源管理権限に基づき徴収する。

排出者は規定の期限内に地方環境保護主管部局に「パイロット事業対象業種 VOCs 排出申告登録表」と関連情報資料を提出し、VOCs 排出量を申告しなければならない。提出資料は信頼性、有効性、完全性を具備しなければならない。

地方環境保護主管部局は排出者が提出した申告資料を審査しなければならない。申告資料に不備があることを発見した場合は、排出者に期限を定めて追加提出させなければならない。地方環境保護主管部局は能力のある第三者機関に排出者が提出した申告資料の審査を委託することができる。地方環境保護主管部局は VOCs 排出量と VOCs 排出費徴収基準に基づき、排出者の納付すべき汚染排出費の金額を決定し、公告しなければならない。

地方環境保護主管部局は定期的に汚染者の特別検査を実施しなければならない。汚染者の申告に不実、汚染排出費の過小納付があった時は、汚染排出費を追徴し、「中華人民共和国大気汚染防止法」の関係規定に基づき処罰しなければならない。同時に、地方環境保護主管部局は定期的に管轄地区の排出者が納付すべき VOCs 排出費の数額、実納額、未納額を社会に公布しなければならない。

出典：中華人民共和国財政部

URL：

http://www.mof.gov.cn/mofhome/liaoning/lanmudaohang/zhengcefagui/201506/t20150630_1263510.html

8. 環境保護部：「大気汚染防止法執行検査報告と審議意見の検討処理状況に関する反響報告」

公表日：2015年6月29日
情報公表組織：中華人民共和国環境保護部
分類：政策動向
キーワード：産業エネルギー構造、重点業種、監督考課、法律制度、地域協力、科学技術サポート

2015年6月29日、第12期全国人民代表大会常務委員会第15回会議の席で、環境保護部陳吉寧部長は国務院の委託を受けて、全国人民代表大会常務委員会に「大気汚染防止法執行検査報告と審議意見の検討処理状況に関する反響報告」を行った。

現在我が国の大気汚染対策で採られている主な措置は以下の通りである。政府汚染対策責任の履行、責任考課の厳格化、全社会の環境保護への参加動員。関連政策の実施と資金支援の拡大。協力メカニズムの整備と地域共同予防管理の推進。監督管理の厳格化と環境法執行の高圧的な態勢の維持。研究開発強化と大気汚染防止サポート能力向上。これらの措置は全国の環境大気質を一定改善し、産業構造を段階的に向上させ、産業配置を一層合理化し、生産設備が深刻に過剰する業種の拡充趨勢を止めた。1年前倒しで第12次五カ年計画の老朽生産設備廃棄任務を達成したほか、石炭クリーン利用を段階的に推進し、エネルギー構造をさらに最適化するとともに、石炭消費総量を規制した。今後の大気汚染防止業務は以下の通りである。

産業構造とエネルギー構造の調整をさらに進める。段階的に老朽生産設備を廃棄する。重点地域の石炭消費総量を厳格に規制し、販売用石炭の品質を高める。

新エネルギーと再生可能エネルギー使用を積極的に進める。省エネ業務を強化し、エネルギー利用効率を高める。建物のエネルギー効率を高め、グリーン建物を普及させる。

重点業種に対する総合是正をさらに推進する。石炭火力発電所の超低排出化改良を進める。火力発電、鉄鋼、セメントなどの重点業種の是正を進める。集中暖房設備建設を早める。飛散粉じん汚染対策を強化する。石油化学、化学工業などの業種の VOCs 排出を厳格に規制する。大気汚染防止重点地域や東南沿海地区などで原油、精製油埠頭オイルガス回収処理パイロット事業を行う。新生産車両を監督管理し、新エネルギー自動車を普及させる。自動車排ガス対策を強化し、黄ラベル車を廃棄する。石油製品の基準と品質を高める。

監督考課をさらに厳格化する。考課を厳格化し、不合格の地区は地方政府と関係者の責任を追及する。重点都市大気質月報を維持する。大気質目標改善予報警報制度を構築し、定期的に各地の粒子状物質の濃度変化を通報する。大気汚染防止の各種政策措置を完全実施するよう督促する。

法律制度をさらに改善する。環境保護部局と公安、司法機関の共同、および多部局合同の取締を実施し、基準超過排出、不法投棄・不法排出、監視データの偽造・改ざんなどの違法行為を厳しく処罰する。地方政府と担当部局の職務怠慢、職権乱用は責任を追及する。「三級査察」（国家査察、省級巡視、市県検査）により大気汚染防止特別査察を行う。大気汚染防止法改正業務に協力する。

地域協力をさらに深める。連携を強め、部局間、地域間の効果的協力を強化する。北京・天津・河北および周辺地区で地域大気汚染防止中長期計画を作成し、船舶の大気汚染共同防止を実施する。長江デルタ地域で自動車遠隔地協力監督管理、黄ラベル車の地域走行制限と再登録禁止を実施するほか、オフロード車の汚染対策を開始し、船舶の大気汚染防止を推進する。珠江デルタ地域で典型業種 VOCs 排出規制を推進し、汚染源に関するダイナミックリストと監督管理システムを構築し、クリーンエネルギーを供給し、集中暖房プロジェクト建設を加速する。

科学技術サポートをさらに強化する。国家重点研究開発計画の中で大気汚染防止科学技術重点プロジェクトを実施させる。大気汚染物質の発生源、発生原因、移流機構を研究する。監視・予報警報体系の構築を加速し、重度汚染気象緊急対応計画を改善し、予報警報情報を速やかに発布し、重度汚染気象に効果的に対応する。大気汚染防止の先進技術、プロセス、製品、設備の普及使用を支援する。

出典：中華人民共和国環境保護部ウェブサイト

URL：http://www.mep.gov.cn/zhxx/hjyw/201506/t20150630_304513.html

【 2015 年 7 月 】

9. 大気汚染防止法改正草案第二稿を全文公開し意見募集

公表日：2015 年 7 月 6 日
情報公表組織：中国人大ネット
分類：政策動向
キーワード：大気汚染防止法改正草案、監視、飛散粉じん、自動車

2014 年 12 月、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 12 回会議で「中華人民共和国大気汚染防止法（改正草案）」が初めて審議された。2014 年 12 月 30 日から 2015 年 1 月 29 日まで、草案は中国人大ネットに公開され、社会から意見を募集した。その後、全国人民代表大会常務委員会メンバーと各分野の意見に基づき、草案を修正し、「中華人民共和国大気汚染防止法（改正草案二次審議稿）」ができた。2015 年 6 月、第 12 期全国人民代表大会常務委員会第 15 回会議で草案二次審議稿について審議した。現在、「中華人民共和国大気汚染防止法（改正草案二次審議稿）」は中国人大ネットで公開され、公衆が直接中国人大ネットに登録して意見を提出することができ、また意見を全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会に送ることもできる。意見募集の締め切りは 2015 年 8 月 5 日である。

監視データの捏造を防止するため、改正草案第二審議稿では規定を増やし、重点汚染排出組織は自動監視データの信頼性と正確性に責任を負わねばならない。環境保護主管部局が大気汚染排出自動監視設備から送信されるデータに異常を発見した場合は、速やかに調査しなければならない。いかなる組織、個人も大気環境質監視施設と大気汚染物質排出自動監視設備を侵奪し破壊してはならない。

改正草案第一審議稿では建築工事の飛散粉じんについて規定していたが、関係部局、地方、公衆から、工事発注者と施工者の飛散粉じん汚染防止責任規定があまり明確でないため、おのおのが負うべき責任を明確化し、社会監督を強化すべきという意見が寄せられた。全国人民代表大会法律委員会で検討した結果、改正草案を修正し、工事発注者は飛散粉じん汚染防止費用を工事費に盛り込まなければならないと、また、工事請負契約に施工者の飛散粉じん防止責任を明確に規定し、施工者は工事中の具体的な飛散粉じん汚染防止実施プランを制定しなければならないとした。

規定を増やし、施工者は工事現場に飛散粉じん汚染防止措置、責任者、飛散粉じん監督管理主管部局などの情報を公示すべきとした。

自動車外出中の汚染排出を減らすことは、スモッグ対策の重要手段の一つである。そのため、改正草案第二審議稿では、国は環境にやさしい運転を提唱し、自動車運転者が道路通行に影響せず、かつ 3 分以上停車する必要がある場合に

は、エンジンを止めることを推奨する。

出典：中国人大ネット

URL：http://www.npc.gov.cn/npc/xinwen/lfgz/flca/2015-07/06/content_1940931.htm

10. 環境保護部：上半期の全国大気質が若干改善

公表日：2015年7月27日
情報公表組織：中華人民共和国環境保護部
分類：情報動向
キーワード：上半期、大気質

環境保護部は27日、メディアに今年上半期の全国環境質状況を通知した。「環境大気質基準」(GB3095-2012)によれば、全国338の地区級以上の都市(地区、州、盟の政府所在地を含む)の基準達成日数比率は5.5%~100%の間で、平均72.7%であった。平均基準超過日数の比率は27.3%、うち軽度汚染18.7%、中度汚染5.2%、重度汚染2.7%、深刻汚染0.7%であった。主な汚染物質はPM_{2.5}である。

第一段階で大気質を実施した北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ、直轄市、省都、計画単列市の合計74都市(以下74都市と略称)の基準達成日数比率は21.1%~98.9%、平均68.0%、前年同期比6.9ポイント増加した。主な汚染物質はPM_{2.5}、その次はO₃である。北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地区の大気質は前年同期比いずれも若干改善した。74都市中、大気質が悪かったワースト10都市(74位から65位)は順に、保定、邢台、鄭州、唐山、石家庄、衡水、済南、邯鄲、瀋陽、太原で、大気質が良かったベスト10都市(第1位から第10位)は順に、海口、ラサ、惠州、舟山、厦門、中山、珠海、深圳、昆明、福州であった。

上半期、酸性雨監視を行った全国470都市中、164都市で酸性雨が降った。前年同期比の酸性雨都市(降水のpH5.6未満)の比率、やや重度酸性雨都市(降水のpH5.0未満)の比率、重度酸性雨都市(降水のpH4.5未満)の比率はそれぞれ4.5ポイント、5.8ポイント、3.2ポイント低下した。全国の酸性雨汚染状況は全体として若干改善した。酸性雨の分布は、長江中下流以南の浙江、江西、福建、湖南の大部分、および重慶西南部、長江デルタ、珠江デルタ地区である。酸性雨地区の面積は国土面積の約7.6%である。その内やや重度の酸性雨地区は国土面積の1.6%であり、前年同期比の酸性雨地区の面積、やや重度の酸性雨地区の面積はどちらも2.4ポイント減少した。全国酸性雨発生率平均値は14.8%

である。現在我が国の酸性雨の種類は依然として主に硫酸型である。

大気質の他に、環境保護部は水環境質基準達成状況と騒音環境質基準達成状況についても通知した。

出典：中華人民共和国環境保護部ウェブサイト

URL：http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/qt/201507/t20150727_307193.htm

【 2015 年 8 月 】

11. 国務院弁公室が「生態環境監視ネットワーク建設プラン」を發布

公表日：2015 年 8 月 12 日
情報公表組織：環境保護部
分類：政策動向
キーワード：生態環境監視、ネットワーク建設、監督管理

国務院弁公室は 2015 年 8 月 12 日、「生態環境監視ネットワーク建設プラン」（以下「プラン」と略称）を配布した。「プラン」は合計 6 項 20 条より構成され、今後の一定期間の我が国の生態環境監視ネットワーク建設について全体計画と配置を定めている。

「プラン」は、生態環境監視は生態環境保護の基礎であり、エコ文明建設の重要な柱であり、全面的に監視ポイントを設け、全国をネットワーク化し、自動警報、責任追及を行い、政府主導、部局協力、社会参加、公衆監督の生態環境監視の新たな枠組みを作らなければならないと指摘した。2020 年には、生態環境監視ネットワークによる全国の環境質、重点汚染源、生態状況監視の全面カバーをほぼ実現し、各級各種の監視データシステムを共有し、監視予報・警報、情報化能力および保障水準を顕著に向上させ、監視と監督管理の協力連携を図り、海陸統一、天地一体、上下協力、情報共有の生態環境監視ネットワークをほぼ作り上げ、生態環境の監視能力をエコ文明建設要求に適応させる。

「プラン」は 5 つの分野の業務措置を明確に定めた。第一に、生態環境監視計画配置、基準規範、情報公布を統一しなければならない。環境保護部は関係部局と共同で生態環境監視ネットワークを統一計画配置し、生態環境監視技術の規範と評価基準を統一制定し、生態環境監視ビッグデータプラットフォームを構築し、生態環境監視データの資源開発と応用を強化し、データの集積共有と統一公布を実現しなければならない。

第二に、生態環境監視と監督監視取締の連動に力を入れなければならない。生態環境監視結果を十分に利用し政府の環境保護責任実行状況を考課問責し、重

点汚染排出者の汚染源監視に依拠して監督管理取締を実行し、生態環境監視と取締の同期化を実現し、生態環境リスク監視評価と予報警報能力の向上を図る。

第三に、各級政府と企業の生態環境監視権限と責任を明確化しなければならない。地方各級環境保護部局に生態環境質監視権限を持たせ、級ごとに重点汚染源監督型監視と環境緊急監視などの職務を担当しなければならない。同時に、重点汚染排出者が必ず自己監視と情報公開の法定責任を果たすよう要求し、政府は汚染源の監督型監視と監督管理を強化しなければならない。

第四に、各種生態環境監視機関の監督管理を強化しなければならない。各級関係部局に属する生態環境監視機関、環境監視設備の運営管理機関、社会環境監視機関およびその責任者は厳格に法令の要求と技術規範に従い職務を履行し、監視データの信頼性と正確性に責任を負わなければならない。環境保護部は法に従い監督管理制度を整備し、各級環境保護部局は監視品質検査の巡視を強化し、故意の環境監視技術規範違反、監視データの改ざん、偽造行為を厳しく取り締まらなければならない。

第五に、総合能力保障を強化しなければならない。生態環境監視総合能力を高め、環境監視機関の編成基準を制定し、全国環境監視部隊建設を標準化し、生態環境監視ネットワークの発展需要に合うように財政保障メカニズムを改善し、環境保護監視職務手当政策を改善しなければならない。

出典：中華人民共和国環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/zhxx/hjyw/201508/t20150813_308074.htm

12. 環境保護部が「中国人民抗日戦争兼世界反ファシズム戦争勝利 70 周年記念活動期間中の大気質保障業務をやりとげることに係る通達」を發布

公表日：2015年8月21日
情報公表組織：中華人民共和国環境保護部
分類：政策動向
キーワード：七省（自治区、直轄市）、大気質保障

中国人民抗日戦争兼世界反ファシズム戦争勝利 70 周年記念活動大気質保障業務をやりとげるために、2015年8月21日、環境保護部は緊急業務通達を發布し、北京、天津、河北、山西、内モンゴル、山東、河南の7省（自治区、直轄市）人民政府が高度に重視し、迅速に有効な措置を採り、活動期間中の大気質の安全を着実に保障するよう要求した。

「通達」は、記念活動は共産党第18回大会の成功以来の最初の大阅兵であ

り、国内外のメディアが非常に注目していることを強調した。保障業務は近年の大気汚染防止業務の成果の検証であり、年次大気質改善目標達成のための重要措置でもある。7省（自治区、直轄市）政府は高度に重視し、これを当面の主要業務とし、都市建設規制、企業生産調整、交通運輸ピーク調整、都市村落住民の生活排出規制などの大気規制措置を周到に手配し、大きな汚染問題が発生しないよう全力で保障し、高度な政治的責任感と使命感を持って保障業務を達成しなければならない。

「通達」は、7省（自治区、直轄市）人民政府が直ちに張高麗副総理からの重要指示と北京・天津・河北および周辺地区大気汚染防止協力メカニズム会議の要求を市（区、県）政府、関係部局と一線の職員に伝達し、思想と認識をさらに統一し、「鉄を掴んでは爪痕を残し、石を踏んでは足跡を残す」の精神によって、全力を挙げて保障業務を達成しなければならないと要求した。各級政府は大気質保障の責任を負い、リーダーシップを発揮し、「北京・天津・河北および周辺地区中国人民抗日戦争兼世界反ファシズム戦争勝利70周年記念活動大気質保障プラン」の各種任務を逐一割り当て、各業務の責任者を明確に決め、個人にまで細かく割り振らなければならない。

「通達」は、7省（自治区、直轄市）記念活動大気質保障指導チームが各業種の主管部局を督促し、業種監督管理と監督検査を強化しなければならないと指摘した。8月28日までに各種保障措置の全面検査を完了し、汚染物質排出基準を達成できない企業は操業を停止させる。活動期間中は、各種排出削減措置の実施状況を毎日巡回検査し、重点排出削減組織に対しては駐在監督を実施し、確実に措置が実行されるよう確保する。大型トラックの北京への進入規制業務を遂行し、特殊車両以外の、基準を達成していない車両は全て北京に入らせない。各地区は特に火力発電、鉄鋼などの高所排出源、および石油化学工業企業などの揮発性有機化合物規制業務を重視しなければならない。極端に不利な気象条件に遭遇した場合は、協力チームの統括的な手配により、迅速かつ果断に、最高レベルの緊急対応措置を開始しなければならない。

出典：中華人民共和国環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201508/t20150821_308556.htm

13. 大気汚染防止法改正案の第三次審査開始

公表日：2015年8月24日
情報公表組織：中華人民共和国環境保護部
分類：政策・法規命令

キーワード：大気汚染防止法、燃料油、走行制限、監督検査

2015年8月24日、第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議が北京で開催され、引き続き「中華人民共和国大気汚染防止法（改正案）」（以下、改正案と略称）の審議を行った。各方面の意見と提案を十分に聞き取った後、法律委員会では改正案の一部の内容について修正提案が提出された。

提案は燃料油品質基準をさらに高めた。国家大気汚染物質規制要求に適合する燃料油の品質基準の制定を含め、関係企業は基準に従い燃料油を生産するとした。提案は都市大気環境質の期限内基準達成計画実施状況の考課について規定した。国務院環境保護主管部局は国務院関係部局と共同で、関係規定に従い、省、自治区、直轄市の大気環境質改善目標などの状況を考課する。省、自治区、直轄市の人民政府は管轄地の大気環境質改善目標などの状況を考課する。考課結果は社会に公開する。

提案は石炭の一次エネルギー消費における比率の段階的低下について規定するとした。第一に、石炭クリーン効率利用の推進。第二に、地方各級人民政府が民生用散炭の管理を強化し、品質基準不適合の石炭販売を禁止しなければならない。省級以上の人民政府環境保護主管部局が、現場検査などの方法で、新たに生産販売する自動車とオフロード車の大気汚染物質排出状況の監督検査を強化し、各関係部局が協力するよう提案した。

リモートセンシング手法による監視などの取締手段を増やし、道路上を走行する自動車に対する抽出検査を行うよう提案した。検討の結果、規定を増やすことを提案した。正常通行を妨げないことを前提に、リモートセンシング監視などの技術を使って道路上を走行する自動車の大気汚染物質排出状況を抽出検査することができ、公安交通管理部局が協力することとした。

自動車通行制限規定を削除することが提案された。自動車通行規制の社会的費用を考慮し、本法の中で普遍的に授權して実施するのではなく、地方が実情に応じて地方法規命令の中に規定することが提案された。

船舶大気汚染物質排出規制区について規定するよう提案された。国務院交通運輸主管部局は沿岸海域に船舶大気汚染物質排出規制区を設定することができ、規制区に進入する船舶は排出要求に適合することとした。

農業生産方式転換により農業大気汚染を防止することが提案された。第一に、地方各級人民政府は農業循環経済を發展させ、廃棄物総合処理への支援を強化しなければならない。第二に、人口集中地区で樹木、草花に致死性、強毒性農薬を散布することを禁ずる。重点地域における大気汚染共同予防管理の規定が一般的過ぎるという問題について、規定の増加が提案された。第一に、重点地域内の省、自治区、直轄市はけん引役の地方人民政府を決定し、定期的に

合同会議を開き、「四つの統一」要求に従い、共同予防管理を実施し、目標責任を決める。第二に、重点地域内の省、自治区、直轄市は隣の省、自治区、直轄市の大気環境質に重大な影響を及ぼす可能性のあるプロジェクトを建設する場合、速やかに通報し協議しなければならない。公民が法に従い大気環境情報を取得し、大気環境保護に参加し、大気環境保護を監督する権利を保障するために、次の提案がなされた。大気環境質基準、大気汚染物質排出基準を公衆は無償で閲覧、ダウンロードできる。重点汚染排出者リストは社会に公布しなければならない。環境保護主管部局とその他の関係部局は電子メールアドレスなどを公布し、実名告発に対しては処理結果を知らせなければならない。新たに生産する自動車とオフロード車の排ガス検査情報は社会に公開しなければならない。重点地域内の大気汚染源およびその変化動向を社会に公開しなければならない。

出典：中華人民共和国環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/zhxx/hjyw/201508/t20150825_308698.htm

14. 「中華人民共和国大気汚染防止法」改正後に公布施行

公表日：2015年8月30日
情報公表組織：新華ネット
分類：政策動向
キーワード：大気汚染防止法、公布、2016年1月1日

「中華人民共和国大気汚染防止法」の修正案が中華人民共和国第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議において2015年8月29日に可決され、新法は2016年1月1日より施行される。改正大気汚染防止法の条文は改正前の7章66条から、8章129条に増え、ほぼすべての条文が改正された。

この3回書き直された法律では以下の重要な改正が行われた。

(1) 総量規制 責任強化

汚染物質総量排出削減は環境質の改善の前提であり重要手段でもある。改正後の大気汚染防止法は排出総量規制と排出許可を「両規制区」（酸性雨規制区と二酸化硫黄汚染規制区）から全国に拡大し、総量規制割り当てを明確化し、規制量超過と基準未達成の地区に対し新規事業許可制限を実施し、トップリーダーを喚問する。また、地方政府に対する考課と監督をさらに強化した。

さらに、基準未達成都市は期限を定めた基準達成計画を制定し、同級の人民代表大会に報告することとし、地方政府の環境保護、大気質改善面での責任を

強化した。

(2) 自動車台数と石炭使用量の規制 発生源対策

自動車排ガス汚染と石炭燃焼汚染は我が国の大気汚染の主な発生源である。改正大気汚染防止法はこれに対応し、自動車台数と石炭使用量を規制し、とりわけ石油製品の品質向上と石炭燃焼対策において厳しい規定を定めた。

また、燃料油品質基準向上の面で燃料油品質基準の国家大気汚染物質規制要求に適合しなければならず、同時に、石油精製企業は燃料油品質基準に従って燃料油を生産しなければならないとした。

石炭燃焼による大気汚染を減らすために、法律はクリーンエネルギーの生産と使用を広め、石炭の一次エネルギー消費における比率を段階的に引き下げることを求め、同時に地方各級人民政府が民生用散炭の管理を強化し、民生用散炭品質基準に適合しない石炭の販売を禁止することを要求している。

同時に、自動車汚染規制の問題について、今回の改正では行政制限手法ではなく、経済措置の運用こそが大気汚染対策に非常に重要であると強調している。

(3) 厳しい処罰 上限撤廃

改正大気汚染防止法は行政罰を強化し、大量の措置を盛り込み、対応する処罰責任も規定した。具体的な処罰対象行為と種類は90種近くになり、法律の実行性と対応性を高めた。

改正法は、大気汚染事故を起こした企業・団体の過料は「50万元を超えない」という現行法の上限額規定を撤廃し、同時に「日毎処罰」規定を追加した。これはスモッグの厳しい処罰の表れであり、必ずや汚染企業に対して大きな威嚇効果を発揮するであろう。

(4) 情報公開 告発奨励

環境情報公開は最も有効な「汚染防止剤」である。公民の大気環境保護への参加と監督の権利を保障するために、改正大気汚染防止法は、環境保護主管部局とその他の大気環境保護監督管理責任を負う部局は告発電話番号、電子メールアドレスなどを公布し、公衆の告発の便宜を図らなければならないと規定した。このほかに、公民が法に従い大気環境情報を取得する権利の面で、公衆が大気環境質基準と大気汚染物質排出基準を無償で閲覧、ダウンロードできるようにしなければならず、重点汚染排出者リストを社会に公布しなければならないと規定した。

法律はより多くの手段を通じて環境情報公開を促し、公衆に知る権利と監督権を与えることで、環境保護管理コストを削減し、環境保護管理の実効性を高めることに役立つ。

出典：新華ネット

URL：http://news.xinhuanet.com/mrdx/2015-08/30/c_134569057.htm

【 2015 年 9 月 】

15. 三件の強制国家基準実施、新エネルギー自動車のエネルギー消費を明確化

公表日：2015 年 9 月 8 日
情報公表組織：中国自動車工業情報ネット
分類：国家基準
キーワード：自動車エネルギー消費

8 月 28 日、「自動車省エネ技術基準分科会 2015 年会兼基準審査会」が北京で開かれた。会議では「小型商用車燃料消費量限度」(GB 20997)、「小型車エネルギー消費量標識 第 1 部：ガソリン車とディーゼル車」(GB 22757.1)、「小型車エネルギー消費量標識 第 2 部：プラグインハイブリッド電気自動車と純電気自動車」(GB 22757.2) の強制国家基準案を審査の上承認し、審査意見に従い直ちに基準の文言を修正し、速やかに基準の承認申請をするよう要求した。

自動車燃料消費量標識とは、小型車の完成車出荷時に都市内走行モード、郊外走行モード、総合走行モードの三種類の燃費標識を表示することを指す。2010 年 1 月 1 日より、中国国内で販売する総重量 3.5 トン以下の乗用車と小型商用車には「標識」を貼付し、自動車製造業者もしくは輸入車販売業者は各種燃費タイプの車の「標識」見本を工業・情報化部に届け出、工業・情報化部は定期的に小型車燃料消費量指標を公告する。同時に、もし自動車企業の標識の自動車の燃費が消費者が実際に使用する燃費より高い場合には、自動車企業は処罰される。

「小型車エネルギー消費量標識」国家基準は、旧来のガソリン車、ディーゼル車標識の改良をベースに、プラグイン式ハイブリッド電気自動車と純電気自動車のエネルギー消費量標識を定めた案である。

近年、政策支援により新エネルギー自動車市場は活況が続き、中国自動車工業協会の発表データによると、2015 年上半期、我が国の新エネルギー自動車販売総量は 7.27 万台、前年同期比 255%増加した。「標識」案は初めて新エネルギー自動車のエネルギー消費量標識を盛り込み、新エネルギー自動車の燃料油車に対するエネルギー消費面での優位性を消費者によりはつきりと示しており、新エネルギー自動車購入者にとっては非常に便利な情報である。全国乗用車情報連合会の崔東樹秘書長は、「標識」新案が新エネルギー自動車の市場におけるさらなる発展に役立つと述べた。

同時に、この三件の強制国家基準は「省エネ・新エネルギー自動車産業発展計

画（2012～2020年）の「2020年までに商用車新車燃料消費量を世界先進レベルに近づける」という要求を満たし、小型車エネルギー消費量標識をさらに拡大し改善するために、工業・情報化部が全国自動車技術基準委員会を通して行うものである。そのうち、改正した「小型商用車燃料消費量限度」国家基準は「空車荷重」を「最大設計総重量+エンジン排気量」に代えて基準パラメータとし、併せて空車荷重に応じてグループ分けした燃料消費量評価体系を採用し、燃料消費量限度を大幅に厳格化した。会議ではまた自動車省エネ分科会業務の総括報告、今後の重点業務計画、作成予定基準について審議・採択し、自動車省エネ分野の現行基準の有効性について審議および確認を行った。

新エネルギー自動車は未来の発展の趨勢である。中国の新エネルギー発展は発展中の模索段階にあり、国家発展改革委員会と工業・情報化部が新エネルギー自動車エネルギー消費標識を規定に加えたことは、新エネルギー自動車市場のさらなる発展にとって有利である。

出典：中国自動車工業情報ネット

URL：

http://www.autoinfo.org.cn/autoinfo_cn/content/xwzx/20150908/1445380.html

16. 環境保護部：上半期 161 都市の PM_{2.5} 平均濃度が前年同期比 17.4%低下

(*上半期の全国の大気質状況については、「10. 環境保護部：上半期の全国大気質が若干改善」をご参照ください。)

公表日：2015年9月14日
情報公表組織：新華ネット
分類：情報発表
キーワード：PM _{2.5} 平均濃度、17.4%、161都市

環境保護部の呉曉青副部長は9月14日に開かれた第11回環境と発展フォーラムの席で、今年1月から7月まで全国で実施した日毎の連続過料、差押・押収、操業制限・停止事案が3,760件に上り、行政拘留移送、環境汚染犯罪容疑事案は1,790件に上ったと述べた。

呉曉青副部長によれば、環境保護部は今年火力発電など32項目の建設プロジェクト環境影響評価審査承認権限を再び下級機関に移譲し、「建設プロジェクト環境影響評価分類管理リスト」を改訂し、審査承認手続を最適化し、水利、鉄道など大規模プロジェクトの速やかな実施を支援し、原子力発電を安全に発展さ

せることとした。

新環境保護法実施後、環境保護部は環境保護総合査察を通じて、環境問題が深刻な地方政府のトップリーダーの喚問、環境法違反行為の厳罰などの多くの措置を実施し、現在大気汚染対策の成果が表れ始めている。

統計によれば、今年上半期の第一、第二段階で新基準を実施した 161 都市の大気質の平均基準達成日数比は前年同期比 8.2 ポイント上昇し、微小粒子状物質の平均濃度は前年同期比 17.4%低下した。同時に、4 項目の汚染物質排出削減にも進展があり、今年上半期、全国の化学的酸素要求量、アンモニア態窒素、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出総量は前年同期比それぞれ 2.9%、3.18%、4.63%、8.8%減少した。

呉曉青副部長は、今後環境保護部は建設プロジェクト評価審査を厳格化し、土壤汚染防止を適切に強化し、人民大衆の身近にある顕著な環境問題を優先的に解決すると述べた。また、新環境保護法を踏まえ、環境保護部は大気汚染防止関連規則制度を早急に改善し、環境法違反行為を厳しく処罰し、不法排出や不法投棄など環境への影響が大きく、大衆の反発の強い悪意の違法汚染排出行為を重点的に取り締まり、監視データの改ざん・偽造などの不正行為を集中的に是正させるとした。

出典：新華ネット

URL：http://news.xinhuanet.com/energy/2015-09/14/c_128228074.htm

http://www.thepaper.cn/www/resource/jsp/newsDetail_forward_1375253

17. 環境保護部が 8 月の重点地域 74 都市の大気質状況を公表

公表日：2015 年 9 月 16 日
情報公表組織：環境保護部
分類：情報発表
キーワード：8 月、74 都市、大気質

環境保護部は先日メディア向けに 2015 年 8 月の北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域および直轄市、省都、計画単列市の 74 都市の大気質状況を発表した。

環境保護部環境監測司の羅毅司長は、8 月の 74 都市の基準達成日数の比率が 41.9%～100%であると述べた。そのうち、アモイ、海口、貴陽、南寧、南昌、福州、ラサ、合肥、ハルビン、徐州の 10 都市の基準達成日数比は 100%、西寧、台州、太原など 31 都市の基準達成日数比は 80%～100%、中山、仏山、常州な

ど 27 都市の基準達成日数比は 50%~80%、衡水、邢台、保定、邯鄲、鎮江、済南の 6 都市の基準達成日数比は 50%未満であった。基準超過日数のうち O_3 が主な汚染物質である日数が最も多く、その次は $PM_{2.5}$ であった。都市環境大気質基準総合指数評価によると、大気質が比較的悪い 10 都市（74 位から 65 位）は順に邯鄲、邢台、唐山、保定、鄭州、衡水、済南、廊坊、石家荘、成都、大気質が比較的良い 10 都市（1 位から 10 位）は順に海口、舟山、福州、ラサ、台州、アモイ、麗水、ハルビン、昆明、貴陽であった。

北京・天津・河北地域の 13 都市大気質基準達成日数比は 41.9%~90.0%であった。その内、秦皇島、天津、張家口の 3 都市の基準達成日数比は 80%~100%で、承德、廊坊、唐山、石家荘、滄州、北京の 6 都市の基準達成日数比は 50%~80%、衡水、邢台、保定、邯鄲の 4 都市の基準達成日数比は 50%未満であった。基準超過日数のうち $PM_{2.5}$ が主な汚染物質である日数が最も多く、その次が O_3 であった。 $PM_{2.5}$ の月平均濃度は前年同期比および前期比いずれも 11.7%低下した。 PM_{10} の月平均濃度は前年同期比 7.9%低下、前期比 5.1%低下し、 SO_2 の月平均濃度は前年同期比 29.2%、前期比 5.6%低下した。 NO_2 の月平均濃度は前年同期と同水準、前期比 13.3%上昇し、 CO の日平均値の基準超過率は前年同期比 0.2 ポイント上昇し、前期比同水準、 O_3 の日最大 8 時間平均値基準超過率は前年同期比 3.8 ポイント低下、前期比 3.9 ポイント低下した。

北京市の基準達成日数比は 54.8%、重度汚染日数は 2 日で、深刻汚染気象は出現しなかった。基準超過日数のうち O_3 が主要汚染物質である日数が最も多く、その次が $PM_{2.5}$ であった。 $PM_{2.5}$ の月平均濃度は $45 \mu g/m^3$ 、前年同期比 29.7%低下、前期比 27.4%低下し、 PM_{10} の月平均濃度は $61 \mu g/m^3$ 、前年同期比 26.5%低下、前期比 10.3%低下、 SO_2 の月平均濃度は $4 \mu g/m^3$ 、前年同期比 33.3%低下、前期比 20.0%低下、 NO_2 の月平均濃度は $31 \mu g/m^3$ 、前年同期比 31.1%低下、前期比 13.9%低下、 CO の日平均値は基準超過せず、前年同期比と前期比同水準であった。 O_3 の日最大 8 時間値基準超過率は 45.2%で、前年同期比および前期比ともに 12.9 ポイント低下した。

長江デルタ地域 25 都市大気質基準達成日数比は 45.2%~100%であった。その内、徐州市の基準達成日数比 100%、台州、麗水、舟山など 11 都市の基準達成日数比 80%~100%、常州、杭州、南通など 12 都市の基準達成日数比 50%~80%、鎮江の基準達成日数比は 50%未満（45.2%）であった。基準超過日数のうち主な汚染物質が O_3 である日数が最も多く、その次は $PM_{2.5}$ であった。 $PM_{2.5}$ の月平均濃度は前年同期比 12.2%低下、前期比 2.9%上昇、 PM_{10} の月平均濃度は前年同期比 8.2%低下、前期比 3.7%上昇、 SO_2 の月平均濃度は前年同期比 5.9%低下、前期比 6.7%上昇、 NO_2 の月平均濃度は前年同期比 13.8%低下、前期比同水準、 CO の日平均値基準超過率は前年同期比、前期比共に同水準、 O_3 の日最大

8 時間値平均基準超過率は前年同期比 12.2 ポイント上昇、前期比 6.2 ポイント上昇した。

珠江デルタ地域 9 都市の大気質基準達成日数比は 67.7%～93.3%であった。その内、惠州、深圳、珠海など 5 都市の基準達成日数比 80%～100%、中山、佛山、東莞など 4 都市の基準達成日数比 50%～80%で、基準達成日数比 50%未満の都市はなかった。基準超過日数のうち O₃が主な汚染物質である日が最も多く、その次が SO₂であった。PM_{2.5}の月平均濃度は前年同期比 50.0%上昇、前期比 30.4%上昇し、PM₁₀の月平均濃度は前年同期比 30.6%、前期比 27.9%上昇し、SO₂の月平均濃度は前年同期比で同水準、前期比 30.0%上昇し、NO₂の月平均濃度は前年同期比 12.5%上昇、前期比 22.7%上昇し、CO の日平均基準超過率は前年同期比と前期比どちらも同水準、O₃の日最大 8 時間値平均基準超過率は前年同期比 8.3 ポイント上昇、前期比 13.0 ポイント上昇した。

羅毅司長は、全体として 8 月の北京・天津・河北地域の大気質は前年同期比で低下、前期比で好転し、長江デルタ地域の大気質は前年同期比と前期比で同水準、珠江デルタ地域の大気質は前年同期比と前期比で悪化したと述べた。

出典：環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201509/t20150916_309825.htm

18. 環境保護部：エコ文明に向けて、国際条約履行と環境協力を強化し、持続可能な発展を推進・実現

公表日：2015 年 9 月 16 日
情報公表組織：中華人民共和国環境保護部
分類：政策動向
キーワード：オゾン層、ハイドロクロロフルオロカーボン

2015 年は「オゾン層保護のためのウィーン条約」締結 30 周年であり、環境保護部と国連環境計画は 9 月 16 日の「国際オゾン層保護デー」に北京で大会を共催した。環境保護部の陳吉寧部長が記念大会に出席し、エコ文明に向けて、国際条約履行と環境協力を強化し、持続可能な発展を推進・実現しなければならないと強調した。

陳吉寧部長は次のように述べた。責任ある大国として中国政府はオゾン層保護条約の履行を非常に重視しており、「大気汚染防止法」、「オゾン層破壊物質管理条例」を含む法規命令・政策体系を構築し、法に従い監督管理を実施している。化学工業、消防、家電などの業種における段階的廃止計画を制定し、体系的かつ

組織的に段階的廃止行動を実施している。オゾン層破壊物質代替品などの技術革新を推進し、産業転換とアップグレードを促進しているほか、技術導入、宣伝研修などの国際交流を実施し、多国間貿易取締協力を強化している。また、条約履行のキャパシティービルディングを強化し、全社会の保護意識を高めている。その過程で、中国政府、企業、公衆、国際社会との協力により、中国環境保護事業の発展を力強く推進し、地球環境の保護に多大な貢献を行うとともに、開発途上国の権益を積極的に擁護し、責任ある大国としての役割を果たしている。

陳吉寧部長は次のように指摘した。近年、中国政府はエコ文明建設と環境保護をより重要な戦略として位置付け、一連の新配置、新措置、新要求を出した。その結果、我々は環境質改善の堅持を核心としながら、環境保護事業のために新たなチャンスを得た。しかし、第13次五カ年計画期間中に中国がハイドロクロフルオロカーボン(HCFC) 35%削減目標を実現するのは難しい。現在と今後一定期間、我が国はエコ文明に向け、オゾン層保護分野で以下の事業に力を入れる。

第一に、オゾン層破壊物質管理法令の執行を強化する。改正「環境保護法」、「大気汚染防止法」の実施を契機に、「オゾン層破壊物質管理条例」をさらに強力に実行し、監督取締を強化し、オゾン層破壊物質の生産、使用、輸出入の割当量制度の着実な履行を確保する。

第二に、該当する業種において、業界のオゾン層破壊物質段階的廃止計画を実施する。オゾン層破壊物質を生産する新設・改築・拡張プロジェクトを厳格に規制する。全体計画に従い業種別に段階的廃止リストを作成し、段階的廃止製品の使用停止期限を明確に定める。中小企業の段階的廃止事業に役立つ関連政策を制定し、条約履行に向けた積極的な取り組みを促す。

第三に、環境調和型代替技術の開発利用を推進する。オゾン層保護と気候変動対応、省エネ安全要求を兼ね備えたオゾン層破壊物質代替品の研究開発と使用を強力に進める。「重点HCFC代替技術推薦リスト」を作り、代替品基準と法規命令を改訂し、産業政策、政府調達、グリーン製品認証、世論の宣伝誘導などの方法で代替技術と製品の開発普及を奨励・支援する。

第四に、国際条約履行と環境協力に引き続き力を入れる。「共通だが差異ある責任」原則を堅持し、先進国の開発途上国への技術と資金の援助を得る。各締約国との交流を強化し、共同でHCFCなどの重点物質管理と対策研究を行い、オゾン層破壊物質とその代替品の気候変動への影響を科学的に判断する。

会議の席で、関係業界団体と企業の代表がHCFC段階的廃止改良契約に署名した。

出典：中華人民共和国環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/zhxx/hjyw/201509/t20150917_309873.htm

19. 国務院：新エネルギー自動車の走行規制・購入規制を禁止、小排気量車の購入税を半減

公表日：2015年9月29日
情報公表組織：新華社
分類：政策動向
キーワード：新エネルギー自動車、小排気量車、優遇政策

2015年9月29日、李克強国務院総理が国務院常務会議を主宰し、新たな行革と分権と規制緩和を結び付けた改革措置により、公平・適正・便利な経営環境を作り出すことを決定した。雨水の蓄積排出がスムーズで合理的に利用できるスポンジシティ建設を加速し、新型都市化を効果的に推進するよう促した。新エネルギーと小排気量自動車の発展支援措置により、構造調整と内需拡大の促進を決定した。

会議において、新エネルギーと小排気量自動車の発展と基準超過排出自動車の廃棄の促進は、エネルギーと環境の圧力を緩和し、自動車産業構造最適化と消費のアップグレード、新しい経済成長点の育成に有利であるとみなされた。会議では次のことが決定された。第一に、新エネルギー自動車支援政策を改善し、動力電池、燃料電池自動車などの研究開発を支援し、スマートネットワーク自動車パイロット事業を実施する。党政府機関・企業・団体は車両更新における新エネルギー自動車比率要求を達成し、追加および更新する路線バス車両における新エネルギー自動車比率の考課を強化し、基準不達成地区の燃料油と運営補助金を削減しなければならない。タイムシェア・レンタル、カーシェアリングなどの運営方式を革新する。各地方は新エネルギー自動車の走行制限、購入制限を行ってはならず、すでに実施している所は取り消さなければならない。第二に、2015年10月1日から2016年12月31日まで、1.6リットル以下の排気量の乗用車の購入に対して車両購入税半減の優遇政策を実施する。第三に、営業用黄ラベル車の廃棄を加速するために、「整理整頓特別行動」を実施する。進捗が著しく遅い省には問責を強化する。既存の資金支援をベースに、地方政府が在庫資金を活用して廃棄事業を推進することを許可する。2017年に全国で黄ラベル車廃棄目標をほぼ達成するよう保障する。

出典：新華社

URL：http://news.xinhuanet.com/finance/2015-09/29/c_1116716502.htm

20. 全国ではまだ 4 割の黄ラベル車廃棄目標が未達成、13 省で進捗が遅れ

公表日：2015 年 9 月 29 日
情報公表組織：環境保護部
分類：政策動向
キーワード：黄ラベル車、廃棄目標、未達成

黄ラベル車の廃棄は「スモッグ対策」の鍵となる措置であるが、2015 年 8 月末時点で、全国の黄ラベル車廃棄目標はまだ 4 割が未達成である。

2015 年 9 月 29 日、環境保護部の通知によれば、「2015 年政府活動報告」に従い提出した「2005 年末以前に登録した営業用黄ラベル車廃棄」目標により、今年 8 月末時点で、全国において 2005 年末までに登録した営業用黄ラベル車を累計 69.55 万台廃棄し、廃棄目標の 59.73%を占めた。

通知によれば、天津市は前倒しで廃棄目標を完了し、雲南省は廃棄目標の 95.74%を完了し、新疆、黒竜江、広西、広東、四川、吉林、遼寧、重慶の 8 省は目標の 70%以上を完了した。湖南、内モンゴル、山東、甘肅、湖北、河南、貴州、青海、海南、江西、山西、福建、陝西の 13 省は進捗が遅く、廃棄完了率は 50%以下である。

通知によれば、環境大気質を改善するために「2015 年政府活動報告」で「2005 年までに登録した営業用黄ラベル車を廃棄する」目標を提起した。各地区で廃棄事業を加速させるために、今年下期から環境保護部は黄ラベル車廃棄事業月間進捗管理制度を実行し、各省（自治区、直轄市）政府の報告データに基づき、毎月各地区の廃棄目標進捗状況を公表する。

通知では、黄ラベル車廃棄は国務院が今年指定した重要任務であり、必ず断固として達成しなければならないと要求している。現在全国ではまだ 40%の廃棄目標が未達成であるが、時間は迫っており、任務は重い。進捗の遅い地区に黄ラベル車廃棄に力を入れるよう督促するために、国務院弁公庁の「黄ラベル車廃棄事業に対して特別査察を行うことに関する通達」の要求に従い、環境保護部は「黄ラベル車廃棄事業状況通知に関する書簡」を配布し、各地区が厳格に目標責任を遂行し、様々な措置を併用するよう要求し、同時に任務未達成の政府の名前を公開して監督し、是正を促す。

2015 年の全国人民代表大会と政治協商会議において、李克強国務院総理は政府報告の中で、環境汚染は民生の患い、民心の痛みであり、剛腕で対策を採らなければならないと述べた。2015 年、単位 GDP あたり二酸化炭素排出量を 3.1%以上低減し、化学的酸素要求量、アンモニア態窒素排出量をどちらも 2%前後削減し、二酸化硫黄、窒素酸化物排出量をそれぞれ 3%前後と 5%前後減らさなければならない。大気汚染防止行動計画を徹底的に実施し、地域共同予防管理を実

行し、石炭火力発電所の超低排出改良を推進し、重点地域での石炭消費ゼロ増を促進する。新エネルギー自動車を広め、自動車排ガスを処理し、石油製品の基準と品質を高め、重点地域内の重点都市で国 5 基準自動車用のガソリンとディーゼル油を全面的に供給する。2005 年末以前に登録した営業用黄ラベル車はすべて廃棄する。

黄ラベル車とは、排出レベルが国 1 排出基準よりも低いガソリン車と国 3 基準より低いディーゼル車であり、老朽車とは、現行の国家第 4 段階排出基準に達しない車両、つまり使用時間が長く汚染制御水準が低い車両のことである。2013 年末時点で、全国に黄ラベル車が 1,300 万台余り、自動車保有量の 10% 近くあり、排出する汚染物質は自動車排出汚染物質総量の 50% 前後を占めていた。

出典：環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201509/t20150929_310552.htm

URL：<http://news.163.com/15/0929/14/B4MFNIMO00014AED.html>

【 2015 年 10 月 】

21. 環境保護部が上半期環境保護ホットライン通報案件処理状況を公表、七割超が大気汚染問題

公表日：2015 年 10 月 13 日
情報公表組織：中国環境報
分類：政策ニュース
キーワード：大気汚染、環境法令違反問題

2015 年 1 月～6 月、環境保護部「12369」環境保護通報ホットラインは大衆の通報 696 件を受理した。これは 2014 年の同時期と同水準である。その内訳は大気汚染に関する通報が 540 件、水質汚染に関する通報が 226 件、騒音に関する通報が 165 件、固形廃棄物に関する通報が 48 件、プロジェクト許可審査に関する通報が 10 件であった。現在全て処理を完了し、期限内処理率は 100% である。

各地区の環境保護部局の調査によると、通報案件の中で環境法令違反がある問題は 497 件で通報総数の 71.4%、199 件では通報事実が見当たらず、それは総数の 28.6% であった。各地区の環境保護部局はすでにこれら環境法令違反行為を法に従って処理した。その内訳は期限内是正命令 181 件、操業停止改善 143 件、過料 133 件、その場で是正 93 件、閉鎖 53 件、事後的環境影響評価手続 48 件、関係部局へ移送 43 件であった。これまでにこれらの処理はすべて完了して

いる。

大気汚染は依然として通報の主な原因である。2015年1月～6月、大気汚染問題に関する案件が受理総数の77.6%を占め、2014年同期比では2.6%低下した。その次は水質汚染、騒音、固形廃棄物汚染で、それぞれ受理総数の32.5%、23.7%、6.9%を占め、2014年同期比では水質と騒音の通報は同水準、固形廃棄物の通報は3%上昇した。

地区別に見ると、中東部地区に通報が集中した。2015年1月～6月通報数上位4位の省は、河南(88件)、江蘇(61件)、広東(59件)、山東(45件)であり、4省の通報数の合計は全国の36.4%を占める。2014年同期比では、河南、江蘇両省の通報数はほぼ同水準で、広東省の通報数は90.3%増加し、山東省の通報数は38.4%減少した。

業種別分布をみると、主要汚染業種の情勢は不変である。2015年1月～6月に通報が最も多かった業種は化学工業(163件)で受理総数の23.4%、その次が非金属鉱産物加工業(108件)と金属製錬加工業(97件)でそれぞれ受理総数の15.5%、13.9%であり、三者の通報数の合計は受理総数の半分以上を超えている。2014年同期比では、化学工業、非金属鉱産物加工業、金属製錬加工業が依然として汚染業種トップ3位を占めており、通報比率を見ると、化学工業と金属製錬加工業はそれぞれ5%、5.2%低下し、非金属鉱産物加工業が3.7%上昇した。

2015年1月～6月、受理した大衆通報のうち133件が重複通報で、2014年同期比8.3%低下した。大衆が何回通報しても汚染問題が解決していない案件については、環境保護部「12369」環境保護通報ホットラインの処理努力を強化し、積極的に監督、喚問、地域指定許可制限などの方法を取って、汚染問題の解決を促進し、大衆の環境権益に損害が及ばないようにする。

出典：環境保護部

URL：http://www.cenews.com.cn/xwzx2013/hjyw/201510/t20151013_797995.html

22. 国務院：価格メカニズム改革推進に関する若干の意見

公表日：2015年10月15日
情報公表組織：国務院
分類：政策公布
キーワード：環境サービス、汚染排出費徴収、汚染排出権取引、天然ガス

価格改革を深層に向けて推進し、主に市場が価格を決定するメカニズムの改善を加速するために、中共中央・国務院「価格メカニズム改革推進に関する若干の意見」（以下「意見」と略称）が最近公布された。意見は6大重点分野価格改革の方向性を明確に定め、環境サービス価格政策の改善も含まれている。ある環境サービス業の会社経営者は、現在の環境サービスの課税体系は価格体系よりも重要であり、それは環境サービス業発展の主な影響因子になっていると考えている。

「意見」は、環境サービス価格政策を改善し、環境保護税制、費用徴収および関連サービス価格政策を統一運用し、経済のレバレッジの調整力を強化し、徐々に企業が各種汚染物質排出により負担する支出を自発的処理コストより高くし、企業の自発的汚染対策・排出削減の積極性を高めることを要求している。同時に、汚染排出権有償使用と取引パイロット事業を積極的に推進し、汚染排出権取引価格体系を改善し、市場手段を使って企業の自発的汚染対策・排出削減を誘導することを要求している。

今回の価格改革構想について、ある専門家は、一般的に企業のサービス対象が政府であれば、企業は政府に対しサービス費用の増額を要求し、価格改革の増加による税負担の相殺を求めても良い、と財政税制部局は考えているのだと紹介した。

2015年7月1日、財政部と国家税務総局が配布した「汚水・ごみ処理業種付加価値税政策改善に関する提案」（78号通達）により、汚水処理と再生水などへの付加価値税免税政策が取り消された。この政策は業界から非常に大きな注目を集め、企業は続々とコスト圧力が増えたと表明した。

だが、業界内では、課税を増やし、段階的に価格体系が改善される今回の価格改革を、政府の環境保護分野発展重視の表れだと捉えている。一方で、「意見」は全コスト支払を強調しているため、企業が租税などのコスト上昇による圧力を消化するのに有利だと認識している。

汚水処理費用徴収を例にとると、「意見」の要求するところは、「汚染費用、公平負担、コスト補償、合理的利益」の原則に従い、合理的に費用基準を値上げし、都市の基準は汚水処理と汚泥処理処分コストより低くはならず、政府から汚水処理企業へ支払う処理サービス費用と汚水処理効果を連動させるメカニズムの構築に向けて、汚水処理資源化利用に対して奨励的価格政策を実行することである。

「実際に、今年1月、環境保護部は国家発展改革委員会、住宅と都市農村建設部と共同で通達を配布し、地方政府の責任を強化し、各地区が都市汚水処理費用徴収基準を値上げし、それによって汚水処理と汚泥処分施設の運営コストを賄

い、合理的な利益を上げられるようにし、企業の税負担軽減の条件を作ることを要求した」と、この専門家は語った。

しかし、ある環境サービス業の会社経営者は、現在の環境サービスの課税体系は価格体系よりも重要であり、それは環境サービス業発展の主な影響因子になっていると考えている。78号通達の水務プロジェクトへの影響が大きいだけでなく、再生資源、循環型経済などの分野の一部の租税政策も、環境サービス業の発展に影響している。

「今年は財政収入増加幅が縮まり、財政税制部局は新たな税源を探している。一部の従来の租税優遇政策が徐々に取り消され、同時に環境税や水資源税などの新たな税種が誕生しそうだ。こうした背景の下、環境サービス業、資源再生業が過去に享受した租税優遇政策を調整することは、業界の発展にとって大問題だ」と上述の専門家は語った。

関連政策の原文：六) 環境サービス価格政策を改善する。環境保護の税・課徴金の徴収および関連サービス価格政策を統一運用し、経済のレバレッジの調節力を強化し、段階的に企業が各種汚染物質排出により負担する支出を自発的処理コストより高くし、企業の自発的汚染処理・排出削減の積極性を高める。

「汚染者負担、公平的負担、コスト補償、合理的利益」の原則に従い、合理的に汚水処理費用基準を値上げし、都市汚水処理費用徴収基準が汚水処理と汚泥処理処分コストより低くないようにし、政府から汚水処理企業に支出する処理サービス費用と汚水処理効果の連動メカニズム構築に向けて、汚水処理資源化利用に対して奨励的価格政策を実行する。汚染排出権有償使用と取引パイロット事業を積極的に推進し、汚染排出権取引価格体系を改善し、市場手段を運用して企業の自発的汚染処理・排出削減を誘導する。

十九) 生産領域の省エネ環境保護価格政策を整備する。省エネ排出削減に有利な価格体系を作り、段階的にエネルギー価格に十分な環境対策コストを反映させる。脱硫、脱硝、除じんなどの環境保護売電料金政策を引き続き実施し、適時調整する。各地区が産業発展の実情と構造調整の必要に応じて、電力、水などの分野の体制改革の進捗を踏まえ、「両高一剩」（高エネルギー消費、高汚染、生産能力過剰）業種の旧式プロセス、設備、製品生産に対する差別電気料金、水料金などの価格措置を研究改善し、アルミニウム電解、セメントなどの業種に対して単位エネルギー消費割当超過分上乘せ料金の電気料金政策を実施し、旧式生産能力の廃棄を加速し、産業構造転換アップグレードを促進する。

URL: 中国環保在線 <http://www.hbzhan.com/news/detail/101135.html>

指導意見全文 http://www.gov.cn/xinwen/2015-10/15/content_2947548.htm

23. 環境保護部が 2015 年第 3 四半期の重点地域と 74 都市の大気質状況を公表
 (*8 月の大気質状況については、「17. 環境保護部が 8 月の重点地域 74 都市の大気質状況を公表」をご参照ください。)

公表日：2015 年 10 月 21 日
情報公表組織：環境保護部
分類：情報公告
キーワード：大気質

環境保護部はメディア向けに 2015 年第 3 四半期の北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地区および直轄市、省都、計画単列市などの 74 都市の大気質状況を公表した。

環境保護部環境監視司の羅毅司長は、第 3 四半期の 74 都市の基準達成日数比率は 43.5%~100%の間であると述べた。その内、海口、厦門、福州、貴陽の 4 都市の基準達成日数比率は 100%、南寧、西寧、南昌など 38 都市の基準達成日数比率は 80%~100%の間、仏山、広州、長沙など 27 都市の基準達成日数比率は 50%~80%の間、衡水、済南、邢台など 5 都市の基準達成日数比率は 50%未満であった。基準超過日数のうち O₃ が主な汚染物質の日が最も多く、その次は PM_{2.5} である。都市環境大気質総合指数評価によると、大気質が悪い方の 10 都市 (74 位から 65 位) は順に邢台、唐山、邯鄲、済南、衡水、鄭州、保定、廊坊、石家荘、成都である。大気質が良い方の 10 都市 (1 位から 10 位) は順に海口、舟山、福州、厦門、麗水、珠海、ラサ、台州、惠州、深圳である。

北京・天津・河北地域 13 都市の大気質基準達成日数比率は 43.5%~89.0%の間である。そのうち、秦皇島、張家口、天津の三都市の基準達成日数比率は 80%~100%の間、滄州、承德、廊坊、石家荘、唐山、北京の六都市の基準達成日数比率は 50%~80%の間、衡水、邢台、邯鄲、保定の四都市の基準達成日数比率は 50%未満である。基準超過日数中、PM_{2.5} が主な汚染物質の日数が最も多く、その次が O₃ である。PM_{2.5} の本四半期平均濃度は前年同期比 18.5%低下し、PM₁₀ は前年同期比 15.0%低下し、SO₂ は前年同期比 21.7%低下し、NO₂ は前年同期と同水準、CO の日平均値の 95 パーセンタイル値は前年同期比 11.1%低下し、O₃ の日最高 8 時間値の 90 パーセンタイル値は前年同期比 0.6 ポイント上昇した。

北京市の基準達成日数比は 54.3%、重度汚染が 3 日出現し、深刻汚染は出現せず、重度以上の汚染日数は前年同期比 2 日減少した。基準超過日数のうち O₃ を主な汚染物質とする日数が最も多く、その次が PM_{2.5} であった。PM_{2.5} 平均濃度は 52 μg/m³、前年同期比 29.7%低下し、PM₁₀ 平均濃度は 63 μg/m³、前年同期

比 31.5%低下し、SO₂ 平均濃度は 5 μg/m³ で、前年同期比 28・6%低下し、NO₂ 平均濃度は 37 μg/m³ で、前年同期比 19.6%低下し、CO の日平均値の 95 パーセンタイル値は 1.3mg/m³ で、前年同期比 18.8%低下し、O₃ の日最高 8 時間値の 90 パーセンタイル値は 226 μg/m³ で、前年同期比 2.3 ポイント上昇した。

長江デルタ地域 25 都市大気質基準達成日数比率は 57.6%~96.7%の間であった。その内、麗水、徐州、舟山など 12 都市の基準達成日数比率は 80%~100%の間、泰州、揚州、蘇州など 13 都市の基準達成日数比率は 50%~80%の間だった。基準超過日数中、O₃ が主な汚染物質の日が最も多く、その次が PM_{2.5} だった。PM_{2.5} 平均濃度は前年同期比 14.6%低下し、PM₁₀ は前年同期比 11.1%低下し、SO₂ は前年同期比 5.9%低下し、NO₂ は前年同期比 3.6%低下し、CO の日平均値の 95 パーセンタイル値は前年同期比 16.7%低下し、O₃ の日最高 8 時間値の 90 パーセンタイル値は前年同期比 11.9 ポイント上昇した。

上海市の第 3 四半期基準達成日数比率は 73.9%、重度以上の汚染は出現しなかった。基準超過日数中 O₃ が主な汚染物質の日が最も多く、その次が PM_{2.5} であった。PM_{2.5} 本四半期平均濃度は 38μg/m³、前年同期比 2.6%低下、PM₁₀ 平均濃度は 51μg/m³、前年同期と同水準、SO₂ 平均濃度は 12μg/m³、前年同期と同水準、NO₂ 平均濃度は 30μg/m³、前年同期比 9.1%低下、CO 日平均値の 95 パーセンタイル値は 1.0mg/m³、前年同期と同水準、O₃ 日最高 8 時間値の 90 パーセンタイル値は 218μg/m³、前年同期比 39.7%上昇した。

珠江デルタ地域 9 都市の大気質基準達成日数比率は 72.2%~95.6%の間であった。そのうち、深圳、惠州、珠海など 6 都市の基準達成日数比率は 80%~100%の間、仏山、広州、東莞の 3 都市の基準達成日数比率は 50%~80%の間だった。基準超過日数は全て O₃ が主な汚染物質であった。PM_{2.5} 平均濃度は前年同期比 16.0%上昇し、PM₁₀ 平均濃度は前年同期比 7.1%上昇し、SO₂ 平均濃度は前年同期比 14.3%低下し、NO₂ 平均濃度は前年同期比 3.8%低下し、CO 日平均値の 95 パーセンタイル値は前年同期比 9.1%低下し、O₃ 日最高 8 時間値の 90 パーセンタイル値は前年同期比低下した。

広州市の第 3 四半期基準達成日数比率は 79.3%、重度以上の汚染は出現しなかった。基準超過日数は全て O₃ が主な汚染物質であった。PM_{2.5} 平均濃度は 36μg/m³、前年同期比 2.9%上昇し、PM₁₀ 平均濃度は 55μg/m³、前年同期比 3.8%上昇し、SO₂ 平均濃度は 11μg/m³、前年同期比 31.3%低下し、NO₂ 平均濃度は 39μg/m³、前年同期比 8.3%上昇し、CO 日平均値の 95 パーセンタイル値は 1.0 mg/m³、前年同期と同水準、O₃ 日最高 8 時間値の 90 パーセンタイル値は 186μg/m³、前年同期比 3.6%低下した。

羅毅司長は次のように述べた。全体的には、第 3 四半期の北京・天津・河北地域の大气質基準達成日数は前年同期比で顕著に増加し、PM_{2.5}、PM₁₀、SO₂ など

の主要汚染物質濃度は前年同期比で顕著に減少、僅かに O₃ 汚染が若干上昇した。長江デルタ地域大気質基準達成日数は前年同期比で若干増加し、PM_{2.5}、PM₁₀、NO₂ などの主要汚染物質濃度は前年同期比で顕著に減少、O₃ 汚染は前年同期比で顕著に増加した。珠江デルタ地域大気質基準達成日数は前年同期とほぼ同水準で、PM_{2.5} と PM₁₀ の濃度が若干増加し、その他の汚染物質の濃度は低下した。

出典：環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201510/t20151021_315285.htm

24. 第 13 次五カ年計画環境保護戦略調整ロードマップが明らかに

公表日：2015 年 10 月 22 日
情報公表組織：経済参考
分類：政策動向
キーワード：環境影響評価、環境保護第 13 次五カ年計画、戦略計画

最近、環境保護部は第 13 次五カ年計画の制定を加速しており、それは環境質の改善を中心に大気・水・土壌三大分野の対策を推進するものである。この計画は来年 3 月には国務院に提出される予定である。

注目すべきは、第 11 次五カ年計画、第 12 次五カ年計画と比べて、目標実施の上で環境保護第 13 次五カ年計画が単一目標すなわち総量規制目標、排出削減目標を、二重目標すなわち環境質改善と汚染物質総量規制に変更し、内容がグリーン経済、原子力安全問題、土壌環境保護、生態環境保護、水環境汚染防止など多くの分野に及ぶことである。

環境保護分野の今後 5 年間の発展方向と投資重点は近い将来国家戦略レベルに高められ、政府重点投資分野になる。環境保護分野をめぐる 10 兆元級の大々的な投資がこれから始まると複数の専門家が予測する。

現在作成中の環境保護第 13 次五カ年計画の基本構想は、遠近を結合する姿勢を堅持し、五年を主とし、小康社会に適応する環境質の全面達成という目標を提起するとともに、より長期の発展を考慮し、エコ文明分野と基幹事業改革を徹底することに注力しなければならない。

第 13 次五カ年計画作成のために、今年から環境保護部の関係司局は全国範囲で調査を開始した。国務院発展研究センター資源環境政策研究所副所長の常紀文氏は、経済参考報の記者に対し次のように語った。「第 13 次五カ年計画の中でいくつかの重要内容を表現しなければならない。それは「水十条」と「大気汚染防止条例」などの文書を踏まえ、より厳格な排出基準と対策目標を数値化する

ことである。例えば、四種の一般汚染物質の総量規制を継続するほかに、工業ばいじん・ダスト、VOCs、全窒素、全リンの4種の汚染物質を追加し、かつ河川・湖沼、沿岸海域など重点地域および重点業種で全窒素、全リンの汚染物質総量規制を実行することである。」

環境保護部規画院の予測によると、第13次五カ年計画期間に環境投資は毎年2兆元前後増加し、第13次五カ年計画期間の社会環境保護総投資額は17兆元を超える見込みである。「大気十条」「水十条」の実施と環境保護第13次五カ年計画と「土十条」が提出されることで、第13次五カ年計画期間中の環境保護関連の投資はさらに増加するであろう。国際省エネ環境保護協会秘書長の李軍洋氏は最近、第13次五カ年計画期間の省エネ環境保護産業は年間20%以上の速度で成長するだろうと述べた。

環境保護第13次五カ年計画はまた環境保護投資加速の重要なメッセージであり、環境保護産業をめぐる10兆元級の大々的な投資が始まるだろう。市場は一般に第13次五カ年計画において政策が大きく前進すると予測しており、敏感な嗅覚をもつ資本市場もこのテーマに対し関心度がより高まっている。WIND統計データによると、10月8日以降、医薬、環境保護、コンピューターなどの新興産業テーマは大幅に上昇しており、株価ボードの上げ幅は次々と10%を超え、その内で環境保護株が最も資本市場から気に入られ、合計純流入額は10億元近くに上っている。

注意すべきは、将来、環境保護分野の価格改革も加速することである。10月15日、国務院が公布した「価格メカニズム改革推進に関する若干の意見」では、環境サービス価格政策を改善すると述べられている。環境保護関連の税と課徴金および関連サービス価格政策を統一運用し、経済のレバレッジの調節を強化し、徐々に企業の各種汚染物質排出に対する支出負担を自発的処理コストより高くし、企業の自発的汚染処理・排出削減の積極性を高める。

まもなく公布する第13次五カ年計画だけでなく、今年は環境保護産業に関連する政策が集中公布され、2015年は環境保護分野の「政策の年」とも呼ばれる。元旦から、「史上最も厳しい」と言われる「環境保護法」改正草案が実施され、日毎過料に限界を設けない、企業の違法行為において責任者を拘留できるなどの措置が注目された。4月16日、作成に二年以上をかけた「水十条」が公布され、国泰君安のアナリストは、この投資が2兆元を超えると予測した。6月10日、環境保護税法意見募集稿が発表された。9月末、財政部が建設銀行など10機関と共同で1,800億元規模のPPP基金を発足させ、2期のPPPモデルプロジェクトは合計で236件に上り、その内環境保護系が162件である。また、中米両国は気候変動対応共同声明を二回出し、中国は2017年に全国炭素排出取引体

系を発足させることを約束した。エコ文明体制改革トップレベルデザイン通達の提出などの政策はいずれも環境保護産業の好景気継続を保障している。

エコ文明建設を第13次五カ年計画の発展目標のひとつとしたことが、幅広く注目されている。中国環境と開発に関する国際協力委員会の秘書長補佐、首席顧問サポート専門家チームリーダーの任勇氏は記者のインタビューに対して、「我が国の経済発展と都市化の推進に伴い、必ず新たな環境問題に直面する。現在の環境対策の体系と能力は問題と比べてまだ弱すぎる」と語った。

出典：経済参考

URL：http://www.jjckb.cn/2015-10/22/c_134737429.htm

25. シェールガス汚染排出基準を早ければ来年公布

公表日：2015年10月26日
情報公表組織：経済参考
分類：政策動向
キーワード：新エネルギー、シェールガス

我が国のシェールガスはすでに商業的開発段階に入っており、その産業規模拡大に伴って生じる環境保護問題が公衆の注目の的になっている。記者は最近上海で行われた ECF シェールガス国際フォーラムで、現在環境保護部がシェールガス汚染排出基準を作成中で、早ければ来年公布することを知った。これは我が国のシェールガスの環境影響評価および環境保護監督管理が盲点を抜け出すことを意味する。

我が国のシェールガス探査は2009年に始まった。公衆にとっても監督管理局にとっても、これは石油、石炭、在来型天然ガスとは異なる「非在来型オイル・ガス資源」の開発であり、環境にどのような影響をもたらすか、どのように科学的評価を行うかが、新たな命題だった。

参加した専門家によると、在来型天然ガスは多孔質もしくは天然の亀裂のある岩層に貯蔵され容易に採掘できるが、シェールガスは硬質頁岩とその隙間に賦存し、現在主に水圧破碎＋水平坑井掘削技術によって得られる。

水圧破碎技術は水資源需要量が大きい。米国環境保護庁の推計によると、1基のシェールガス井戸におおむね760万～1,900万リットルの水が必要であり、1回の破碎過程で消費する水は在来型天然ガスの50倍～100倍である。また、シェールガス井戸開削過程ではVOCs（揮発性有機化合物）、硫化水素などの大気

汚染物質、ドリルカッティング、油系泥水などの固形廃棄物が発生し、メタン逸散排出のリスクが存在する。

シェールガス開発の環境リスクが在来型天然ガスよりも高いことは業界の共通認識である。

しかし、環境保護部環境経済政策センター気候変動研究部副主任の馮相昭氏によれば、未だに我が国にはシェールガス開発環境管理分野の専門的制度も法令もない。既存の法律、部・委員会の規則、地方条例の中に、例えば2014年に改訂された環境保護法、鉱産資源法、石油天然ガス採掘汚染防止技術政策、新疆ウイグル自治区石油探査開発環境管理規則など20近くの法令規則の中の関連条項によって、シェールガスの環境規制作用を発揮することはできるが、対応は全く不十分である。

環境監督管理の手段と方法について言えば、国家監督管理主体としての環境保護部局の最も一般的な監督管理手段は、ひとつが排出基準、もうひとつが環境影響評価である。

長慶油田工程技術研究院の王長寧院長によれば、現在はシェールガス開発の汚染物質排出分野に統一的基準がないために、地方政府、企業、監督管理部局の間で概念理解に差があり、実施過程での争いが避けられない。

「環境保護部は現在シェールガス開発の汚染物質排出基準の制定を検討しており、それは水、ガス、石油など多くの分野にわたり、早ければ2016年に公布される」と馮相昭氏は述べた。

参加した専門家は、これは我が国のシェールガス環境保護監督管理が現在の盲点を抜け出す上で重要な意義があり、シェールガス環境保護監督管理標準化の重要な一歩であると考えている。

このほかに、馮相昭氏は、環境保護部は米国のシェールガス関連監督管理法規命令を参考に、我が国の実情を加味し、許可証管理、立地選定、廃水処理処分、大気汚染防止、緊急時管理、監督管理融資など多分野でシェールガス監督管理規則を制定し、各種環境リスクを防止し、シェールガスグリーン開発を促進すべきと考えている。

出典：経済参考

URL：http://www.jjckb.cn/2015-10/26/c_134748546.htm

26. 環境保護部：国家自動車排出基準を達成した新型車の車種とエンジンの機種発表に関する公告

(*関連動向については、「15. 三件の強制国家基準実施、新エネルギー自動車の

エネルギー消費を明確化」をご参照ください。)

公表日：2015年10月26日
情報公表組織：環境保護部
分類：政策公告
キーワード：自動車、排ガス

自動車汚染物質排出基準を厳格に実施するために、環境保護部は国家環境保護基準に適合する自動車製品の型式承認を行う。審査により「小型自動車汚染物質排出規制値および測定方法（中国Ⅲ、Ⅳ段階）」（GB18352.3-2005）、「小型自動車汚染物質排出規制値および測定方法（中国第Ⅴ段階）」（GB18352.5-2013）、「車用圧縮点火式、気体燃料火花点火式エンジンと自動車排ガス汚染物質排出規制値および測定方法（中国Ⅲ、Ⅳ、Ⅴ段階）」（GB17691-2005）、「オートバイ汚染物質排出規制値および測定方法（走行モード法、中国第Ⅲ段階）」（GB14622-2007）第Ⅲ段階排出限度に適合した第118組、第Ⅳ段階排出規制値に適合した第94組、第Ⅴ段階排出規制値に適合した第49組の自動車とエンジン製造企業、製品およびその汚染物質制御装置を公告する。

出典：環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/bgg/201510/t20151030_315886.htm

27. 環境保護部が各地区に暖房期間大気汚染防止事業を確実に行うよう要求

公表日：2015年10月29日
情報公表組織：国務院
分類：政策動向
キーワード：暖房、大気汚染防止

暖房期間を目前に控え、環境保護部は最近緊急通知を発出し、各地区が暖房期間における大気汚染防止の重要性を十分に認識し、この冬から来春にかけての大気汚染防止業務を確実にを行い、環境大気質を改善するよう要求した。

監視データによると、冬季は我が国の大気汚染が集中する時期であり、全国重点地区の各省（自治区、直轄市）暖房期間 PM_{2.5} 平均濃度はいずれも通年平均濃度より 20%前後高い。とりわけ北方地区は、暖房期間に入ると、季節による石炭燃焼量の増加の影響を受け、汚染物質排出量が激増し、暖房期間の PM_{2.5} 平均濃度への寄与度は通年の約 3 割を占める。2014 年の監視データでは、北京・

天津・河北の通年 PM_{2.5} 平均濃度は 88 μg/m³だが、暖房期間の平均濃度は 111 μg/m³と通年の 1.27 倍であった。気象部局の予測によると、エルニーニョ現象の影響により、我が国はこの冬の温度が高めで、雨は少なめ、全体的に気象条件は悪く、逆転層、無風など不利な気象条件が容易に重汚染気象を頻発させる。

そのため、環境保護部は、各地区が強力な措置を採り、既存の大気汚染防止措置を厳格に実行するとともに、発生源分析などの研究成果を踏まえて、着実にこの冬と来春の大気汚染防止業務を行うよう要求した。石炭燃焼汚染対策の面では、事前に高品質炭貯蔵作業を終わらせ、科学的に暖房用ボイラー起動計画を制定し、ボイラー起動過程での汚染物質排出基準達成を確保することを要求した。石炭ボイラー汚染対策の面では、暖房期間前に年間計画内の石炭ボイラー発電設備の排ガス超低濃度排出のための改良と石炭ボイラー燃料転換・閉鎖任務を終わらせるよう努力し、超低濃度排ガス排出発電設備を優先使用し、石炭燃焼ボイラー環境保護設備の保守管理および点検を全面的に実施し、集中暖房設備の建設を加速することを要求した。

同時に、環境保護部は、面源汚染対策の面で、各地区が結氷期と非結氷期で冬季道路清掃計画を細分化し、工事現場の飛散粉じん環境監督管理を強化し、残土輸送車両管理を強化し、荃藁・ゴミ・雑草などの野焼きを厳しく取り締まり、花火・爆竹の使用を減らすことを積極的に提唱することを要求した。工業企業対策の面では、鉄鋼、セメントなどの業種の時差生産を積極的に実施し、重点業種環境保護基準引き上げ改良を加速し、排ガス関連企業の検査を強化し、重点企業の監督管理を強化し、処理施設の安定運転を確保することを要求した。重汚染気象対応の面では、重汚染気象予報警報を強化し、緊急対応計画を改善するほか、緊急対応措置を公開・実施し、緊急対応計画着手状況の監督検査の強化とともに各種緊急対応措置の実行を保障することを要求した。

環境保護部通知は、各地区がこの冬と来春の大気汚染防止と重汚染気象対応事業の重要性、緊迫性を十分に認識しなければならず、厳格に監督検査と責任追及を行うと強調した。一方で、「党と政府のリーダーの生態環境損害責任追及規則（試行）」の実施を徹底し、地方共産党委員会と政府の環境保護責任を着実に履行する。もう一方で、大気汚染取締特別検査を実施し、各種石炭燃焼施設、工業企業、移動発生源と面源の大気汚染物質違法排出行為を厳しく調べ上げ、発見するごとに処罰し、環境汚染犯罪の疑いのある場合は一律に司法機関に移送する。

環境保護部は各地区が「大気汚染防止行動計画」の実行とこの冬と来春の大気汚染防止事業実施状況を監督検査し、重大な問題、とりわけ職務怠慢、職務不履行などにより重汚染気象に効果的に対応できなかつた場合は、厳しく処理し、関係部局と共同で関係組織と担当者の責任を追及する。

出典：国務院

URL: http://www.gov.cn/xinwen/2015-10/29/content_2955782.htm

28. 12 部・委が新エネルギー車に力を入れ、今年の生産量は世界トップの見込み

公表日：2015 年 10 月 29 日
情報公表組織：中国政府ネット
分類：政策ニュース
キーワード：新エネルギー車

第 13 次五カ年計画期間に、新エネルギー車は急成長期に入る。

「もし 2014 年が新エネルギー車元年だとすれば、2015 年はアウトブレイクの年になる。今年国家が集中的に一連の関連政策を打ち出し、新エネルギー車関連の政策は充電インフラ基準以外、ほぼすべて出そろった」と工業情報化部傘下の賽迪顧問新エネルギー車産業研究センター投資事業部総経理の呉輝氏は 21 世紀経済報道で分析した。

工業情報化部のサイトにおける自動車完成車出荷合格証数の統計によると、2015 年 9 月、我が国は新エネルギー車を計 3.28 万台製造し、前年同期比 2 倍に増えた。

今年 9 月、国務院は 2 回の常務会議で新エネルギー車を検討した。9 月 23 日に開催された国務院常務会議で、電動自動車充電インフラと都市駐車場建設の加速を手配し、当月 29 日に開催された国務院常務会議で、新エネルギーと小排気量の自動車発展支援措置により、構造調整・内需拡大を促進することを決定した。

現在、我が国はすでに自動車の研究開発、生産、購買、使用、監督管理など各方面で完備した政策支援体系を作り上げている。

21 世紀経済報道によると、我が国の 12 の部・委員会は 20 件余りの政策を發布した。それには自動車購入補助金、車両購入税と車船税租税優遇措置、新エネルギー車国家科学技術計画重大プロジェクト、産業技術イノベーションプロジェクト、都市路線バス燃料油価格補助改革、充電施設建設奨励、充電・電池交換優遇電気価格、新設純電動乗用車企業管理、電動自動車総合標準化技術体系、2016 年～2020 年新エネルギー車普及財政支援政策などの重要政策が含まれる。

信頼のおける統計によると、2015 年 9 月末現在、我が国は累計で新エネルギー車を 27.4 万台製造した。その内 2013 年には 1.7 万台を製造し、それまでの

4年間の合計に相当する。2014年に8.4万台を生産し、前年同期比5倍に増加した。今年は今第3四半期までに15.6万台生産しており、前年同期比4倍で引き続き急速に増えている。

「今年末には全国の新エネルギー車の累計生産販売量は35万～37万台に達するだろう。また、来年の新エネルギー車の年間販売量は2015年の倍になり、50万台前後になるだろう」と万幫新エネルギー集団董事長の邵丹薇氏は21世紀経済報道に語った。

「今年、米国の新エネルギー車販売が減少したため、今年通年では我が国の新エネルギー車生産販売量が米国を追い抜いて世界トップに躍り出る」と呉輝氏は語る。

関係資料によると、2013年から2015年8月まで、我が国はモデル都市で新エネルギー車を15.96万台普及させ、普及目標達成率は47%であった。

今年1月～8月に7.84万台普及し、2013年以來の普及総量の49%を占めた。上海、北京、浙江、江蘇で累計普及台数が1万台を超えた。

「全国範囲では、北京の新エネルギー車普及台数が最大だ」と邵丹薇氏が分析した。北京は環境保護の圧力で2014年に「2366」計画を制定し、2014年に2万台の新エネルギー車が普及し、2015年に3万台、2016年、2017年に6万台を普及させる。現在新エネルギー車は購入時の抽選をしなくてもよいので、充電インフラの拡大に伴い、新エネルギー車はより速く広まるだろう。

同時に、上海の新エネルギー車普及のペースも速い。現在までに、上海市場で新エネルギー車を販売する企業は33社、車種は64種にのぼり、普及総量は34,337台で、全国総量の15%である。その内他の省市のブランドの新エネルギー車は上海に24,571台普及し、総量の71.6%を占める。

「中国自動車消費者白書」の調査結果によると、上海の消費者への新エネルギー車製品と政策の周知度は76%で、市場普及総量の68.6%が個人ユーザーの購入であり、多くのブランドが上海で新エネルギー車製品を最初に販売することを選び、市場全体がらせん状に上昇する好循環局面にある。

上海の新エネルギー車普及の速さは、現地政府の政策支援と不可分である。21世紀経済報道によると、新エネルギー車産業発展と普及を促進するために、上海は相次いで12件の政策措置を打ち出し、完備した政策体系を作り、純電動、プラグイン、燃料電池車、商用車、専用車など各車種を含む新エネルギー車発展を全面的に支援している。

推計によれば、市と区の双方の奨励支援政策が重なり、消費者の購入コストは累計で57.2%低下している。

上海の充電インフラ建設の発展も急速である。今年7月1日に実施した「上海市電動自動車充電施設建設管理暫定規定」によると、上海市充電施設建設は

「自家用（専用）車が主、公用車が従、快速低速結合、分類実施」の原則を順守し、市内の住宅地では低速充電中心、業務地区では快速低速兼備の自家用（専用）充電施設を主とし、公共駐車場、道路の駐車スペース、独立充電スタンドなどの公用充電施設を従とする充電サービスネットワークを構築した。

資料によると、上海は各種充電ポール 13,454 本を設置しており、その内公用と専用の充電ポールは 4,711 本である。

出典：中国政府ネット

URL：http://www.gov.cn/zhengce/2015-10/29/content_2955477.htm

29. 環境保護部など 5 部局が共同で奨励政策を打ち出し、黄ラベル車廃棄を全力で推進

（*関連動向については、「20. 全国ではまだ 4 割の黄ラベル車廃棄目標が未達成、13 省で進捗に遅れ」をご参照ください。）

公表日：2015 年 10 月 29 日
情報公表組織：国務院
分類：政策ニュース
キーワード：黄ラベル車、廃棄、全力推進

2015 年 10 月 10 日、環境保護部、公安部、財政部、交通運輸部、商務部の 5 部が連名で「黄ラベル車廃棄事業の全面的推進に関する通知」を配布し、取締監督強化、廃棄登録抹消厳格化、政策誘導強化、検査測定厳格化、廃棄監督管理厳格化から着手し、全力で黄ラベル車廃棄業務を推進することとした。

「通知」は 5 項目の具体的措置を提示している。第一に、取締監督管理を強化する。各地区で営業用黄ラベル車の集中撤去を積極的に行い、企業に対し速やかに 2005 年末までに登録した営業用黄ラベル車の廃棄を促すよう要求する。都市中心部、住宅地、病院、学校を重点に、黄ラベル車走行制限、走行禁止エリアを科学的に画定し、進入制限・禁止に違反した黄ラベル車を、厳格に法に従い処理しなければならない。強制廃車基準に達した自動車を集中調査し、速やかに所有者に対し廃車手続を行うよう通知し、廃車した車の路上走行を厳格に取り締まる。第二に、廃車登録抹消を厳格化する。厳格に「自動車強制廃車基準規定」を執行し、国家強制廃車規定に達した場合は、規定通り一律に廃車する。公安機関交通管理部局は廃車、滅失、エリア外へ排除、返却などの状況について法に従い抹消登記処理する。自動車強制廃車年限まで 1 年以内の自動車は、使用性質変更、所有権移転、登録場所の所在地級行政区画からの転出を行ってはならない。

自動車強制廃車基準に達した営業用自動車は、交通運輸部局が輸送会社に対し、速やかに廃車登録抹消手続を行うよう督促し、併せて車両道路運輸証を回収もしくはその無効を公告する。国家強制廃車基準を超過したにもかかわらず登録抹消手続を行わない自動車は、公安機関交通管理部局が自動車登記証書、車両番号、走行許可証の無効を公告しなければならない。第三に、政策誘導を強化する。各地区は現地事情に合わせて経済奨励政策措置を打ち出し、黄ラベル車廃車補助金を拡大しなければならない。財政余剰金を活用して、事前廃棄する黄ラベル車、とりわけ大型バス・トラック、タクシー、路線バスに対して優先的に補助を行うことができる。第四に、検査測定を厳格化する。関連測定機関に対する監督管理を強化し、虚偽検査報告を提出した場合は、関係法令に従い厳格に処罰する。第五に、廃車監督管理を厳格化する。各地区の商務、公安、環境保護、交通の各部局は廃車回収、貯蔵、輸送、分解、登録抹消などの段階の監督管理を強化し、回収した廃自動車およびその「五大アセンブリ」（エンジン、ステアリング、トランスミッション、前後アクスル、フレーム）を市場に流すことを断固根絶する。中古車取引市場監督管理を強化し、中古車取引企業が取引車両の証明書類を厳格に調べるよう督促し、廃車が中古車取引市場を通じて社会に流入することを防止する。

環境保護部は今年下半期から黄ラベル車廃棄業務月間スケジューリング制度を開始し、毎月各地に廃棄任務を通知する。9月末時点で、2005年末までに登録した営業用黄ラベル車を全国で82.36万台廃棄したが、それは廃棄任務の70.73%で、まだスケジュール要求を達成していない。その内、河南、湖南、江西、海南、山東の進捗は緩慢で、廃棄達成率は60%未満である。とりわけ山西、陝西、青海、貴州は非常に遅れており、廃棄達成率は50%未満である。

出典：環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201510/t20151021_315284.htm

【 2015年11月 】

30. 多くの地方が中央の新エネ自動車産業支援の呼びかけに呼応

(*関連動向については、「19. 国務院：新エネルギー自動車の走行規制・購入規制を禁止、小排気量車の購入税を半減」をご参照ください。)

公表日：2015年11月1日
情報公表組織：経済参考報
分類：政策ニュース
キーワード：新エネ自動車、産業転換、公共政策

新エネ自動車は政策の「蜜月期」を迎えた。9月末、国務院常務会議は一連の新エネ自動車発展支援措置を決定した。最近、国務院弁公庁は「電気自動車充電インフラ建設加速に関する指導意見」を配布した。10月26日、北京で新たな抽選結果が発表された。以前と異なり、今回の新エネルギー車割当枠には抽選番号は要らず、すべて直接配分される。

北京市の2015年第5期小型乗用車割当枠申請審査結果と割当枠配分業務に関する事項の布告によると、国務院9月29日常務会議の精神を具体化し、新エネ自動車発展をさらに促進するために、今期は試行として新エネルギー小型乗用車割当枠の資格審査を通過した全ての申請者に直接配分する。つまり、北京市では今期17,150人の新エネルギー小型乗用車申請者は抽選参加を要せず、直接新エネ自動車のナンバープレートを取得することができる。

これまで、通行制限なしや免税などの一連の優遇政策の下で、新エネ自動車人気が高まったが、一方で当選率は低下していた。新エネルギー車申請者数は7期連続で増加し、今年第3期の申請者は第2期の倍になった。第4期に配分する個人向け新エネルギー小型乗用車割当枠3,333件に対し、申請者数は8,736人に達し、当選率はわずか38.1%となった。そして第5期新エネ自動車購入抽選人数は、前期からさらに92%増加し、史上最多となった。

9月29日、国務院総理李克強は国務院常務会議を開催し、新エネルギーと小排気量の自動車の発展支援措置を決定し、構造調整と内需拡大を促進した。会議の内容によると、政策の具体的措置は、新エネ自動車発展支援、小排気量自動車販売促進などであり、各地区は新エネ自動車に通行制限や購入制限を実行してはならず、すでに実行したものは取り消さなければならない。その後深圳市小型車割当枠調整管理センターは率先して10月13日に公告を出し、組織と個人が2015年度配分待ち電動小型車増加量割当枠を申請した場合、申請条件に適合し、資格審査に合格した後、直接電動小型車増加量割当枠を配分し、抽選は実施しないと定め、新エネ自動車購入制限を最初に取り消した都市となった。

北京と深圳以外の省市も行動を開始している。山東と江蘇の車両購入補助金は6万元に達し、同時に車両購入税も免除される。甘肅は新エネ自動車を購入した消費者に対し、車両購入税、車船税を免除し、充電施設補助金や電気使用料金などの一連の優遇政策がある。

「北京市のこの措置は疑いもなく中央政府トップレベル政策の有力な具体化と呼応である。」ある専門家は、生活必需品から耐久消費財への消費構造の移行に伴い、自動車はエリート消費から大衆消費に向かっていると述べた。しかし、自動車は民衆の日常的な外出を非常に便利にすると同時に、その排ガスは環境に負の影響も与える。そのため、公共政策としての新エネ自動車支援は、産業発

展や環境保護に関係するだけでなく、多くの家庭の切実な利益に密接に関係する。新しい物として、新エネ自動車は必然的に最初に公衆に疑問視され、その後徐々に受け入れられ、最後に完全に認識される、といった過程を経なければならない。但し、消費文化の再構築と更新には、公衆の幅広い承認が必要であり、さらに多くの制度的支援が必要である。北京市で新エネ自動車に抽選が不要になるということは、本質的には奨励であり、公衆の新エネ自動車に対する文化的承認と価値追求の向上に役立つ。

ある分析によると、省エネ・新エネ自動車の発展加速は、自動車産業の転換・アップグレード促進に役立ち、またグリーン発展、新しい経済成長点の育成などの重要措置を促進する。中国自動車工業協会の統計データによると、今年1～9月の新エネ自動車累計生産台数は144,284台、販売台数136,733台で、前年同期比それぞれ2倍と2.3倍に増えた。これまでの9か月の販売データから推測して、今年の新エネ自動車総販売量は20万台に達する可能性がある。そうすると、一連の政策ボーナスの奨励の下で、新エネ自動車市場は絶え間なく拡張し、今後数年で飛躍的発展を遂げ、自動車産業の新たな成長エンジンになるかもしれない。

分析によると、新エネ自動車産業の健全な発展を促進するには、長期効果メカニズムを構築する必要がある。つまり、消費者は自動車を選ぶ時に、費用と便益の衡量を行う。一方で、新エネ自動車産業は科学技術イノベーションの核心として、ユーザーの外出手段を絶え間なく最適化しなければならない。もう一方で、新エネ自動車産業発展の公共政策は持続性を持たなければならない。現実に合わせて速やかに改善・改良を行わなければならない。新エネ自動車がより大きな魅力と競争力を持てば、消費者は自然により好感を持つようになる。そして政府、市場、社会の三者の有機的連携と良好な相互作用があつて初めて新エネ自動車産業は「評判も良くなり利用も増える」。

出典：経済参考報

URL：http://www.gov.cn/zhengce/2015-11/01/content_5003229.htm

31. 新エネ自動車の10年発展ロードマップを決定

公表日：2015年11月2日
情報公表組織：経済参考報
分類：政策ニュース
キーワード：新エネ自動車、産業アップグレード、奨励政策

新エネ自動車産業の今後 10 年の発展ロードマップが完成した。「メイド・イン・チャイナ 2025」通達によれば、2025 年には中国の新エネ自動車年間販売量は自動車市場需要総量の 20%を占め、自前の新エネ自動車の市場占有率を 80%以上にする。この目標を実現するために、国家レベルで産業間連携による新エネ自動車の自前イノベーション発展計画を作成し、持続性・実行可能性のある新エネ自動車の財政・税制奨励政策などを推進する。

このロードマップによると、新エネ自動車の家庭用自動車、公務用自動車、路線バス、タクシー、物流用自動車などの領域での大量普及に伴い、2020 年に中国の新エネ自動車の年間販売量は自動車市場需要総量の 5%以上になり、2025 年には 20%前後になる。国家炭素排出総量目標と一次エネルギー代替リスト需要の下で、2030 年の新エネ自動車の年間販売量比率は大幅に高まり、規模は一千万台を超える。

ロードマップによると、2020 年には市場重視、企業主体、産学研ユーザー緊密結合の新エネ自動車産業体系がほぼ形成される。自前の新エネ自動車の年間販売量は 100 万台を突破し、市場占有率は 70%以上となる。スター車種を作り上げ、世界販売トップテン入りを果たし、新エネバスの大規模輸出を実現し、完成車平均故障間隔距離を 2 万キロメートルにする。動力用バッテリー、駆動モーターなどの基幹システムを世界トップレベルにし、国内市場占有率を 80%にする。

2025 年には、自前の制御可能な産業チェーンを完全に作り上げ、世界トップレベルに同期化した自前の新エネ自動車の年間販売量を 300 万台にし、自前の新エネ自動車の市場占有率を 80%以上にする。産業技術水準を世界と同期化し、グローバル販売量トップテンに入る一流完成車メーカーを 2 社作り、海外販売比率を総販売量の 10%にする。

統計によると、2015 年上半期、国家の部・委員会だけで新たに 10 項目の新エネ自動車奨励支援政策を打ち出した。それには新エネルギー車の車船購入税の減免、電気乗用車市場開放などがある。年の後半には、新エネ自動車産業に対する政策支援はさらに強力になり、9 月末、国務院常務会議は一連の新エネ自動車発展支援措置を決定した。各地区は新エネ自動車の通行制限・購入制限を行ってはならず、すでに実施した場合は取り消すことなどが含まれる。最近、国務院弁公庁は「電気自動車充電インフラ建設加速に関する指導意見」を配布し、充電ポール分野でも同時に変革を起こすことに努めている。

上乗せの続く支援政策に促進されて、今年の新エネ自動車市場は昨年からの爆発的成長が継続しており、中国自動車工業協会の統計データによると、今年 1 月から 9 月の新エネ自動車累計生産台数 144,284 台、販売 136,733 台と、前年

同期比それぞれ 2 倍と 2.3 倍に増えた。これまでの 9 か月の販売データから推定して、今年の新エネ自動車総販売量は 20 万台に達する見込みである。

ある専門家の分析によると、新エネ自動車産業の健全な発展を促進するには、長期効果メカニズムを構築する必要がある。一方で、新エネ自動車産業は科学技術イノベーションを核心として、ユーザーの利用手段を絶え間なく最適化しなければならない。もう一方で、新エネ自動車産業発展の公共政策は持続性を持たなければならない。現実に合わせて速やかに改善・改良を行わなければならない。そして「メイド・イン・チャイナ 2025」重点分野技術ロードマップの中でも、今後 10 年間新エネ自動車分野で継続的な政策支援を行っていくと表明している。

通達によると、国家レベルで産業間連携の新エネ自動車自前イノベーション発展計画を作り、新エネ自動車産業イノベーション・実証試験基金を設立する。持続性・実行可能性のある新エネ自動車財政税制奨励政策、および企業が平均燃料消費量算定をする際の奨励政策を打ち出す。基幹核心技術の研究開発支援を強化し、新エネルギー技術革新連盟の形成を支援し、産業共通技術プラットフォームを形成する。関連する基準法令体系を改善し、測定評価のキャパシティービルディングを強化する。新エネ自動車と IT でつながる自動車、スマートグリッド、スマートシティ建設と基幹部品、材料などの共同発展メカニズムを作る。

「政府は現在、新エネ自動車産業に対して多くの支援政策体系を構築している。例えば、補助金は研究開発段階と販売段階に投入され、中央政府が投入しているだけでなく、地方政府も投入している」と張君毅は語った。また、産業モデルイノベーションに対する補助金と支援も段階的に整いつつあり、経済的な補助金のほかに、政府は産業協力に対しても促進を行っている。

しかし、張君毅はまた、政策促進だけでは 2025 年までに中国の新エネ自動車の年間販売額が自動車市場需要総量の 20% を達成することはできないと言う。現在、一部の地区と企業で新エネルギー補助金の不正取得が疑われる行為が明らかになっており、「政策市場」をいつまでも続けることができないことを物語っている。新エネ自動車の各種技術が成熟するに伴い、支援政策は、将来徐々に少なくなる。徐々に流入する成長を続ける外資の力を前にして、自前ブランドの対応能力の向上が非常に重要であり、企業と民間資本が共同で対応していかなければならない。

出典：経済参考報

URL：http://www.gov.cn/zhengce/2015-11/03/content_5003922.htm

32. 第 13 次五カ年計画で地区環境保護機構設立を検討

公表日：2015 年 11 月 5 日
情報公表組織：21 世紀経済報道
分類：政策ニュース
キーワード：環境監察、汚染排出権取引、グリーン基金

11 月 3 日に公表された「国民経済社会発展第十三次五カ年計画制定に関する中共中央提案」（以下提案）において、「イノベーション、調整、グリーン、開放、共有」の五大理念が提起された。

国家発展改革委員会主任の徐紹史から見て、これは第 13 次五カ年計画提案の核心内容であり、第 13 次五カ年計画作成と第 13 次五カ年計画発展の方向性を示したものの指導するでもある。

特に章立てされた第 13 次五カ年計画でのグリーン発展理念堅持の「包括」提案の中で、とりわけ注目すべきは、省以下の環境保護局の監視監察取締垂直管理制度を執行し、地区を跨ぐ環境保護機構の設立を検討し、市県空間対策体系を構築し、汚染排出権取引市場を育成発展させ、グリーン発展基金を設立することである。徐紹史は 11 月 3 日午後の記者会見で次のように述べた。第 13 次五カ年計画で堅持するグリーン発展の主要措置には、低炭素発展による非化石燃料比率の向上、義務的目標の強化による資源の効率的利用、水利権、炭素排出権取引の実施などが含まれる。

中国科学院科学技術政策・管理科学研究所長の王毅は「第 13 次五カ年計画の生態環境対策と空間管理体系について、「提案」はトップダウンとボトムアップの両方から良い提案をしており、トップダウン設計と先行試行の結合を体現している」と 21 世紀経済報道に語った。

省以下の監視監察取締垂直管理

「提案」は環境管理基礎制度を改革し、すべての固定発生源をカバーする企業排出許可制度を構築し、省以下の環境保護機関の監視監察取締垂直管理制度を執行することを提起した。

21 世紀経済報道によると、環境保護部は新環境保護法の関連通達のひとつとして「汚染排出許可証暫定規則」（意見募集稿）を起草し、昨年末に社会から広く意見を求めた。

「その前の第 18 期第 3 回中央委員会全体会議で環境監督と行政取締を独立して行うことを決定したが、今回の「提案」はさらに進めて、省以下の環境保護機関の監視監察取締を垂直管理することで、従来の地方保護主義を打破し、現地の環境質の改善が期待できる」と、ある地方環境保護部局の官吏は 21 世紀経済報道に語った。

「省以下の環境保護機構の監視監察取締垂直管理制度とは、省以下の環境モニタリングステーションと監察取締担当部局を省レベルで統一管理することを指す」環境保護部のある担当者は21世紀経済報道に、その中でも監察取締の省レベル統一管理はさらに複雑だと解説した。

地区を跨ぐ環境保護機関の設立を検討

「提案」は全国統一のリアルタイム・オンライン環境監視システムの構築、地区を跨ぐ環境保護機関の設立検討、環境保護監察巡視による環境保護取締の厳格化を提案している。

王毅は、「地区を跨ぐ環境保護機関の設立検討は新しい試みで、現在の地域的大気汚染と行政区を跨ぐ流域環境管理問題を効果的に解決できる」と分析した。

前述の地方環境保護官吏は、地区を跨ぐ環境保護機関の検討にあたっては、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタの三大地区を選んで先行試行するのが良いと提案した。

環境監察の面では、国家はまもなく対外的に「環境保護監察プラン（試行）」を公表し、環境保護部は年内に若干の省を選んでパイロット事業を行い、業務経験を積んで、来年の全面的実施のために基礎を固める予定である。

空間管理体系構築

「提案」は、市県級行政区を単位とし、空間計画、用途規制、指導幹部の離任時における自然資源資産監査、差別化業績考課などで構成される空間管理体系を提案している。

国土資源部制御監視司巡視員の董祚継は21世紀経済報道に、空間計画は空間管理体系の基礎であり、現在の空間用途規制は各部局に分散しているので、「多計画統一」を推進しなければならず、計画を統一した上で経路注視などの空間管理制度を推進していく必要があると語った。

汚染排出権取引市場の育成と発展

「提案」は最も厳しい水資源管理制度を実行し、水を中心に産業及び都市規模を定め、節水型社会を建設することを提起した。合理的に水価格を設定し、節水計画を策定し、雨水資源利用、再生水利用、海水淡水化プロジェクトを実施し、国家地下水監視システムを構築し、地下水過剰汲み上げ地域の総合対策を実施する。

21世紀経済報道によると、国土資源部と水利部が共同で実施している地下水監視プロジェクトは今後三年以内に完成し、国家地下水監視所の監視制御範囲は350万km²に拡大し、監視所密度は千km²あたり5.8ホール（所）になり、地下水監視の自動化と情報化水準が高まり、全国の地下水動向の効果的な監視制御が実現する。

市場的手法採用の面では、「提案」はエネルギー使用権、用水権、汚染排出権、炭素排出権初期分配制度を整備し、有償利用、予算管理、投融資メカニズムをイノベーションし、取引市場を育成発展させることを提起した。

グリーン発展基金の設立

「提案」によると、国家はグリーン・クリーナープロダクションを支援し、在来製造業のグリーン改造を推進し、グリーン低炭素循環発展産業体系を構築し、企業の技術設備の更新改良を奨励する。グリーン金融を発展させるため、グリーン発展基金を設立する。

「グリーン発展基金は新たな基金を作るというだけでなく、既存の再生エネルギー基金などの各種グリーン発展基金の評価と統合にも係わる」と王毅は語った。

また、「提案」は交通運輸低炭素発展、公共交通優先の実施、軌道交通建設強化、自転車などによるグリーン外出奨励を提起している。新エネ自動車普及計画を実施し、電気自動車の産業化水準を高める。

「新エネ自動車関連政策は、充電インフラ基準以外、すでにすべて揃った」、工業・情報化部傘下の賽迪（CCID）コンサルティング新エネ自動車産業研究センター投資事業部総経理の呉輝は、第13次五カ年計画期間に新エネ自動車が発展的発展期に突入するだろうと予測する。

出典：21世紀経済報道

URL: <http://www.cleanairechina.org/product/7439.html>

33. エネルギー局：来年1月に精製油品質向上監督管理業務を完了

(*関連動向については、「3. 国務院：精製油品質向上措置を加速し、大気汚染対策と企業技術向上を推進」をご参照ください。)

公表日：2015年11月6日
情報公表組織：経済参考報
分類：政策ニュース
キーワード：大気汚染防止、石油製品品質、特別監督

11月6日のエネルギー局からの情報では、国務院の精製油品質向上要求と配置の実行を促進し、関連業務を確実に行わせるために、10月28日、国家エネルギー局は広東で大気汚染防止精製油品質向上特別駐在監督を開始した。これは大気汚染防止精製油品質向上特別監督の全面展開を示している。

精製油品質向上促進加速は重要な国家特別行動のひとつとして、大気汚染防止事業の重要内容であるとともに、石油精製企業自身が発展するために必要である。国家エネルギー局は真剣に中央政府の精神を貫徹実行し、積極的に業務を行っており、特別監督はその中の重要措置のひとつである。今年はまだ精製油品質向上特別監督が 2015 年重点監督任務のひとつとなり、エネルギー業界の大気汚染防止事業の円滑・効率的な展開を促進している。

大気汚染防止精製油品質向上行動計画と精製油品質向上事業加速プランの要求に基づき、今回の特別監督の重点監督対象は東部地区石油精製企業で、監督内容の主なものは一関連石油精製企業、とりわけ供給主力企業のアップグレード改造実施プランの制定と実施状況、アップグレード改造プロジェクト許可・建設状況、国Ⅴ基準自動車用ガソリン・ディーゼルなどの石油製品の供給状況、企業の老朽生産設備廃棄状況、主要汚染物質排出状況およびアップグレード改造関連支援政策実施状況、である。このほかに、クリーン石油製品の「生産可能、使用可能」を確保するために、監督調査範囲を精製油販売企業にまで拡大する。事業配置に基づき、特別監督を開始準備、実施、総括の三段階に分けて実施し、計画では 2016 年 1 月に完了する予定である。

国家エネルギー局は関係組織に対し、思想を統一し、精製油品質向上の重要性、緊急性、複雑性を十分に認識し、実際の監督案と手続の詳細化に合わせて、業務メカニズムをイノベーションし、作業進度を把握し、業務規律を厳格に順守し、関係機関との調整協力を強化し、力を合わせて特別監督を実施し、確実な成果を確保し、併せて今回の特別監督を起点に、全国の精製油アップグレード改造の後続の各段階目標任務達成状況を継続的に監督していくことを要求している。

出典：経済参考報

URL：http://www.jjckb.cn/2015-11/06/c_134789908.htm

34. 大気重汚染の圧力でスモッグ対策強化へ

(*関連動向については、「27. 環境保護部が各地区に暖房期間大気汚染防止事業を確実に行うよう要求」をご参照ください。)

公表日：2015 年 11 月 11 日
情報公表組織：経済参考報
分類：政策ニュース
キーワード：スモッグ対策、環境監督

東北ないし北方の深刻な大気汚染が再び世論の関心を引いた。環境保護部は11月10日にメディアに対し、環境保護部が11月9日から重汚染天気監察業務を開始し、東北環境保護監察センターに8つの監察チームを編成し、遼寧、吉林、黒竜江の三省全てで監察を行ったと通報した。分析によると、持続的大気重汚染は国家の大気汚染対策をさらに強化させ、第13次五カ年計画環境保護計画は環境質改善を核心とし、スモッグ対策の細分領域、例えば煙道ガス超低濃度排出、VOC対策と測定、バイオマス総合利用などにおいて巨大な市場チャンスを生むだろうということである。

各地でスモッグが継続的に発生

11月6日より、不利な気象条件と汚染物質排出の影響を受け、東北地区で大気重汚染が続いた。遼寧省環境保護庁が公表したデータによると、11月8日、瀋陽のPM_{2.5}平均値は一時1,155 µg/m³に達し、局地的なスモッグ指数は一時1,400 µg/m³を突破した。この日、東北地区21都市で大気重汚染以上の汚染が発生した。

環境保護部環境監視司司長の羅毅は、11月10～14日の間、遼寧、吉林、黒竜江の主な都市エリアの大気拡散条件が良好ではなく、暖房期間の汚染物質排出の影響を受け、東北の大部分の地区の大気質は中度から重度の汚染となり、主な汚染物質はPM_{2.5}だろうと述べた。

北方地域では暖房時期の到来に伴い、大気汚染防止情勢は非常に厳しくなっている。北京市も先日スモッグに苦しめられ、北京市環境保護監視センターの予測では、今後3日間北京ではスモッグの日が続き、11月11日の大気質は重度汚染、12日から13日は重度汚染レベルになるということである。

監視データによると、冬季は大気汚染が集中する時期である。2014年の監視データを例にとると、北京・天津・河北の3地区の通年のPM_{2.5}平均濃度は88 µg/m³、暖房時期の平均濃度は111 µg/m³で、通年の1.27倍となる。

気象部局の予測によると、エルニーニョ現象の影響で今年の気温は高め、降水量は少なめで、全体的な気象条件は悪く、逆転層、無風などの不利な気象条件で重汚染天気が頻発しやすいということである。

環境保護部は強力な対策を迫る

環境保護部環境監察局局長の鄒首民によると、今回の監察では各省、市、県の重汚染天気緊急対応計画の発動、警報発令、各種対応措置の実施状況と荃藁焼却、石炭燃焼汚染対策、工事現場の発じん抑制、廃土輸送車の密閉、黄ラベル車と老朽車両の廃棄などの業務状況を重点的に検査する。

メディアが報道した瀋陽市の重汚染天気緊急対応計画発動後の緊急対応措置の不実施および環境保護局ウェブサイトの不具合の問題について、環境保護部

は遼寧省環境保護庁に対し直ちに調査し、職務怠慢などの違法行為がある場合には、規則に従い厳しく処理するよう命じた。

実は、環境保護部は最近緊急に「今冬来春大気汚染防止事業実施に関する通知」を配布し、各地区が暖房期間大気汚染防止事業を行うことの重要性を認識するよう要求していた。重汚染天気対応の面では、重汚染天気の予報警報を強化し、緊急対応計画を改善し、緊急対応措置を公開し、果敢に緊急対応措置を採り、緊急対応計画発動状況の監察を強化し、各種緊急対応措置実行を保障した。

「通知」は、各地区が強力な措置を採り、既存の大気汚染防止措置を厳格に実行すると同時に、発生源分析などの研究成果を踏まえ、確実に今冬来春の大気汚染防止事業を行うことを要求した。

石炭燃焼ボイラー汚染防止の面では、暖房期間前に年次計画内の石炭燃焼装置の超低濃度排出改良と石炭燃焼ボイラーの燃料転換・使用停止任務を達成するよう努力し、超低濃度排出装置による発電を優先し、石炭燃焼ボイラー環境保護施設点検修理を全面的に実施し、集中暖房プロジェクト建設を加速するよう求めた。

工業企業対策の面では、鉄鋼、セメントなどの業種のピークシフト生産を実施し、重点業種環境基準向上改造を加速し、排ガス関連企業の検査を強化し、重点企業監督を強化し、処理施設の安定運転を確保することとした。

「通知」は、「共産党・政府指導幹部生態環境損害責任追及規則（試行）」を徹底実施し、地方共産党委員会と政府の環境保護責任を着実に履行しなければならないと強調した。大気汚染取締特別検査を実施し、各種石炭燃焼施設、工業企業、移動発生源と面源の大気汚染物質違法排出行為を厳格に検査し、発見するごとに処罰し、環境汚染犯罪の疑いのある時は、全て司法機関に移送するよう要求した。

領域を細分化し、投資のチャンスを迎える

国泰君安のアナリストは、継続するスモッグ問題に対し、「短期禁止、長期誘導」が国家の大気汚染対策の必然的選択であると述べた。短期間で経済技術条件の大きな改善が望めない状況下で、制度的制限、強制的基準により大気汚染排出行為を調節することは必然的選択である。

大気汚染防止市場の視点から見ると、2013年以降、従来の火力発電の脱硫、脱硝、集じん市場は飽和状態になりつつある。大気環境保護産業の在来のEPCモデル市場空間は今後の2～3年間で萎縮する。その主因は火力発電、鉄鋼、セメント業種の旧式装置の改造が完了し、装置増設市場が旧来の装置改造注文の減少を穴埋めするに足りないためである。

しかし、スモッグが頻発し、人民の生活環境に悪影響が及べば、国家は引き続き大気汚染対策を強化する可能性がある。

環境保護分野における環境質改善の重視に伴い、スモッグ対策の領域細分化は新たなチャンスを迎えるだろう。来年 1 月 1 日に施行される新「大気汚染防止法」は大気環境質改善を目標とし、発生源対策を重視している。環境保護部部長の陳吉寧は 11 月 9 日に、環境質改善を核心とし、生態環境保護制度改革を徹底し、環境対策能力を強化すると述べた。

大気対策が徹底していく趨勢の下で、大気分野の投資傾向は徐々に単純な脱硫脱硝から大気質改善重視の「ニューノーマル」に移行しており、中でも、煙道ガス超低濃度排出、VOC 対策と測定、バイオマス総合利用が核心となり、三本の投資主線を形成するだろう。

国泰君安のアナリストによると、煙道ガス対策指標の普通基準達成排出後の超低濃度排出市場に注目すべきであり、毎年の市場規模は 100～150 億元である。企業を先導として、農家が参加し、県鎮郷政府が監督し、市場的手法で推進する茎藁収集体系と物流体系が短期間に強化され、バイオマス総合利用プロジェクトの燃料は十分に供給されるだろう。VOC が第 13 次五カ年計画期間の重要対策対象であることは疑いない。千億元の VOC 対策とモニタリング市場は国家が段階的に推進した後には実力ある企業による「参画」を待っている。

出典：経済参考

URL：http://jjckb.xinhuanet.com/2015-11/11/c_134805606.htm

35. 環境保護部が 10 月の重点地域と 74 都市の大気質状況を公表

(*関連動向については、「23. 環境保護部が 2015 年第 3 四半期の重点地域と 74 都市の大気質状況を公表」をご参照ください。)

公表日：2015 年 11 月 17 日
情報公表組織：環境保護部
分類：政策ニュース
キーワード：大気質、74 都市、重点地域

環境保護部環境監視司司長の羅毅によると、10 月の 74 都市基準達成日数比率は 41.9%～100%の間であった。その内、福州、アモイ、ラサ、惠州、昆明、貴陽の 6 都市の基準達成日数比率は 100%、西寧、銀川、重慶など 23 都市の基準達成日数比率は 80%～100%の間、揚州、南昌、泰州など 42 都市の基準達成日数比率は 50%～80%の間、武漢、済南、長春の 3 都市の基準達成日数比率は 50%未満であった。基準超過日数の中では PM_{2.5} が主要汚染物質の日数が最も多く、その次は O₃ であった。都市環境大気質総合指数評価によれば、大気質が

比較的悪い下位 10 位都市（第 74 位から第 65 位）は順に済南、衡水、保定、唐山、邢台、鄭州、邯鄲、廊坊、徐州、武漢であった。大気質が比較的良い上位 10 都市（第 1 位から第 10 位）は順に福州、アモイ、舟山、ラサ、海口、惠州、昆明、張家口、麗水、貴陽であった。

北京・天津・河北地域 13 都市の大気質基準達成日数比率は 51.6%～93.5%の間であった。その内、張家口、承德、秦皇島の 3 都市の基準達成日数比率は 80%～100%の間、天津、滄州、北京など 10 都市の基準達成日数比率は 51.6%～80%の間であった。基準超過日数の中では PM_{2.5} が主要汚染物質の日数が最も多く、その次は PM₁₀ であった。PM_{2.5} の月平均濃度は前年同期比 46.9%低下し、前期比 33.3%上昇した。PM₁₀ の月平均濃度は前年同期比 37.7%低下し、前期比 39.0%上昇した。SO₂ の月平均濃度は前年同期比 26.5%低下し、前期比 25.0%上昇した。NO₂ の月平均濃度は前年同期比 10.5%低下し、前期比 27.5%上昇した。CO の日平均値平均基準超過率は前年同期比 1.2 ポイント低下し、前期比 0.5 ポイント上昇した。O₃ の日最大 8 時間平均値の平均基準超過率は前年同期比 4.3 ポイント上昇し、前期比 5.2 ポイント低下した。

北京市の基準達成日数比率は 74.2%、重度汚染が 2 日、深刻汚染が 3 日発生し、基準超過の 8 日は全て PM_{2.5} が主要汚染物質であった。PM_{2.5} 月平均濃度は 74 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、前年同期比 37.8%低下し、前期比 48.0%上昇した。PM₁₀ 月平均濃度は 86 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、前年同期比 41.1%低下し、前期比 45.8%上昇した。SO₂ 月平均濃度は 6 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、前年同期比 40.0%低下し、前期比同水準であった。NO₂ 月平均濃度は 54 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、前年同期比 26.0%低下し、前期比 22.7%上昇した。CO 日平均値の基準超過はなく、基準超過率は前年同期比、前期比いずれも同水準であった。O₃ 日最大 8 時間平均値の平均基準超過率は 6.5%、前年同期比 6.5 ポイント上昇し、前期比 10.2 ポイント低下した。

長江デルタ地域 25 都市の大気質基準達成日数比率は 56.7%～90.3%の間であった。その内、麗水、温州、台州など 9 都市の基準達成日数比率は 80%～100%の間、揚州、泰州、杭州など 16 都市の基準達成日数比率は 56.7%～80%の間であった。基準超過日数の中では O₃ が主要汚染物質の日数が最も多く、その次は PM_{2.5} であった。PM_{2.5} 月平均濃度は前年同期比 4.0%上昇し、前期比 44.4%上昇した。PM₁₀ 月平均濃度は前年同期比 2.3%上昇し、前期比 54.4%上昇した。SO₂ 月平均濃度は前年同期比 4.3%低下し、前期比 22.2%上昇した。NO₂ 月平均濃度は前年同期比 5.3%上昇し、前期比 33.3%上昇した。CO 日平均値平均基準超過率は前年同期比と前期比いずれも同水準であった。O₃ 日最大 8 時間平均値の平均基準超過率は前年同期比 8.2 ポイント上昇し、前期比 3.8 ポイント低下した。

珠江デルタ地域 9 都市の大気質基準達成日数比率は 61.3%～100%の間であった。その内、惠州の基準達成日数比率は 100%、江門、広州、深圳、肇慶 4 都市

の基準達成日数比率は 80%～100%の間、東莞、中山、佛山、珠海 4 都市の基準達成日数比率は 61.3%～80%の間であった。基準超過日数の中では O₃ が主要汚染物質の日数が最も多く、その次は PM_{2.5} であった。PM_{2.5} 月平均濃度は前年同期比 23.2%低下し、前期比 26.5%上昇した。PM₁₀ 月平均濃度は前年同期比 18.8%低下し、前期比 27.5%上昇した。SO₂ 月平均濃度は前年同期比 21.1%低下し、前期比 25.0%上昇した。NO₂ 月平均濃度は前年同期比同水準で、前期比 29.6%上昇した。CO 日平均値平均基準超過率は前年同期比と前期比いずれも同水準であった。O₃ 日最大 8 時間平均値の平均基準超過率は前年同期比 17.9 ポイント低下し、前期比 4.4 ポイント低下した。

羅毅は、全体的には 10 月は北京・天津・河北、珠江デルタ地域の大气質が前年同期比好転し、前期比悪化したと述べた。PM_{2.5}、PM₁₀、SO₂ などの主要汚染物質濃度は前年同期比顕著に低下し、前期比上昇した。O₃ の基準超過率は前年同期比若干低下した。長江デルタ地域大气質は前年同期比、前期比いずれも悪化し、PM_{2.5}、PM₁₀、NO₂ などの主要汚染物質濃度は前年同期比、前期比いずれも上昇し、O₃ 基準超過率は前年同期比若干上昇した。

出典：環境保護部

URL：http://www.zhb.gov.cn/zhxx/hjyw/201511/t20151117_317177.htm

36. 環境保護部が 2015 年 10 月の大気汚染防止監察状況の通達を發出

(*2015 年 3 月の大気汚染防止査察状況については、「5. 環境保護部が 3 月期大気汚染防止査察状況を通報」をご参照ください。)

公表日：2015 年 11 月 20 日
情報公表組織：環境保護部
分類：政策ニュース
キーワード：冬季大気汚染防止、環境監察

「大気汚染防止行動計画」をさらに推進し、地方の冬季大気汚染防止事業強化を督促するために、環境保護部は 2015 年 10 月から 2016 年 3 月までの期間、毎月 1 回大気汚染防止監察行動を実施する。

環境保護部環境監察局局長の鄒首民は次のように述べた。2015 年 10 月、環境保護部の華東、華南、西南、西北、東北の各環境保護監察センターは黒竜江省ハルビン市、綏化市、黒河市、浙江省嘉興市、紹興市、寧波市、広東省広州市、肇慶市、湖南省湘潭市、重慶市主城区、梁平区、四川省達州市、巴中市、雲南省昭通市、陝西省西安市、咸陽市、甘肅省金昌市の 17 地区級市（区）において重

点監察を行った。各監察チームは予告検査と抜打ち検査を組み合わせ、各種工業企業 228 社を抽出検査し、発生源の基準超過排出、汚染物質処理施設の不適切運転、小企業群の地域汚染、ガソリンスタンド石油ガス回収施設の不適切使用などの問題を発見した。

鄒首民によると、各監察チームは上述の問題を地方にフィードバックし、法に従って処理・処罰し是正するよう督促した。環境保護部は引き続き大気汚染防止特別監察を実施し、地方が関連事業を確実に行うよう促し、同時に社会各界の幅広い参加と積極的な監督を歓迎する。

出典：環境保護部

URL：http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/qt/201511/t20151120_317413.htm

37. 第 1 回大気汚染防止行動計画の投融资需要と影響報告を公表

公表日：2015 年 11 月 23 日
情報公表組織：中国ネット
分類：業界動向
キーワード：グリーン環境保護産業、環境投融资、新エネルギー

中国クリーンエア連盟事務局が 11 月 19 日に北京で第 1 回目の「大気汚染防止行動計画（2013～2017）」により実施する投融资の需要と影響」分析報告を発表した。この報告は環境保護部規画院と南京大学が組織した専門家ワーキンググループが 2 年余りの実地調査、系統的集計・分析および推計によってまとめたものである。

報告によると、全国で「大気汚染防止行動計画（2013～2017）」（以下「行動計画」）により実施する直接投資には 1.84 億元必要で、以前予測した 1.7 億元から 8%増加した。その内、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタの三大重点地域の「行動計画」実施のための直接投資にはそれぞれ 2490.29 億元、2384.69 億元、903.58 億元必要である。北京・天津・河北で投資を必要とする最大の部分は工業企業汚染対策、長江デルタと珠江デルタで投資を必要とする最大の部分は移動発生源対策である。

環境保護部環境規画院環境政策部副主任の董戦峰は次の通り述べた。大気汚染対策の投資総額は大幅に不足しており、過度に政府の財政投入に依存し、融資ルートが単一であることなどが問題であり、健全で効率的な「行動計画」実施のための投融资メカニズムを構築しなければ、「行動計画」実施に必要な資金投入を保障できず、2017 年の三大地域と全国の「行動計画」目標は実現困難である。

「行動計画」実施による影響は、社会経済分野では GDP 成長を牽引し、就業機会を増やし、重点業種が発展することで、交通設備製造業、汎用・専門設備製造業、農林牧畜漁業が最大の受益者となる。健康効果の分野では、大気環境質改善目標の実現により、疾病の減少と重点都市の健康便益獲得が最も見込まれる。

報告によると「行動計画」実施後、大気環境質改善目標を実現することができれば、2017年には大気汚染防止行動計画実施により、全国で慢性病死亡者数が11.06万人/年減少する。また報告によると、行動計画実施後全国各省で寿命が延びると予想される。総合的に見て、男性の平均寿命は0.24～1.48年、女性は0.34～3.48年延びる。

董戦峰によると、必ずや大気汚染対策資金投入を拡大し、グリーン環境保護産業発展を強力に推進しなければならない。財政投入をさらに拡大し、各種大気汚染対策を実行し効果を確保しなければならない。交通発生源対策の資金投入を特に強化し、黄ラベル車・老朽車廃棄と同時に、新エネ自動車の発展を加速しなければならない。

出典：中国ネット

URL：

http://www.china.com.cn/opinion/think/201511/23/content_37135666.htm

38. 住宅と都市農村建設部が暖房五大焦点に回答

公表日：2015年11月26日
情報公表組織：国務院
分類：政策ニュース
キーワード：自動車、排ガス、暖房、スモッグ

11月26日、住宅と都市農村建設部は最近の暖房五大焦点問題に正式に回答し、「南方地区」で科学的に適切な暖房方式、分散型・局地型の暖房方式を採用し、個別的暖房需要を解決することを提唱した。

① 南方の暖房の訴えをどう見るか？

回答：分散型・局部型暖房方式の採用を提唱する

近年、暖房期間になるたびに南方集中暖房の話題が焦点になる。新華社の「新華視点」の記者は取材で、南方の異常気象の増加と庶民の生活の質に対する要求の高まりに伴い、南方にも暖房が必要だということが各界の共通認識になっており、現在の論争の焦点はどのような暖房にするかであることを知った。

住宅と都市農村建設部都市建設司担当者の話では、現在メディアが注目している「南方地区」とは主に夏は暑く冬寒い長江流域地区であり、14の省（直轄市）、約1.5億人の都市人口を擁する。「南方地区」の冬は湿って寒く、戸外温度が5℃未満になると、人々の不快感は強烈である。「南方地区」の冬季暖房は生活水準向上後の自然な需要であり、積極的に庶民の要求に応えなければならない。しかし、どのような暖房方式を採用するかは、暖房が持続可能か、大気汚染を悪化させないかといった問題に関係するため、統一計画で解決しなければならない。諸問題がもぐらたたき状態に陥ってはならない。

この担当者は、「南方地区」の気候条件、建築保温状況、人々の居住習慣などに基づき、また暖房期間が短く、負荷が小さく、波動が大きいなどの暖房の特徴を考慮して、科学的に適切な暖房方式として、分散型・局部型の暖房方式を採用し、個別化暖房需要を解決することを提唱すると述べた。例えば家庭用ヒートポンプ式セパレート型エアコン、壁掛け式ガス暖房機、電気暖房などの家庭用独立型暖房方式、地中熱源ヒートポンプ、水熱源ヒートポンプ、ソーラーアシストなどの局部型暖房方式の採用である。

② 暖房が引き起こすスモッグ問題にどう対応するか?

回答：熱供給施設の省エネ排出削減改造を行い、散炭使用を断固防止する

この担当者は、次のように述べた。暖房期間に入ってから、北方の多くの地区でスモッグなどの大気汚染現象が発生しており、とりわけ東北地区のスモッグ汚染は深刻で、メディアの高い注目を集めている。これについて、我々は関係部局と協議して暖房の大気汚染への影響を真剣に分析し、的を絞った対策を行っている。

まず、各地区が引き続き暖房施設の省エネ排出削減改造を行い、再生可能エネルギーとクリーンエネルギーの使用を広めるよう指導している。暖房用石炭燃焼ボイラーの脱硫、脱硝、除じんなどの排出削減措置を厳格に実行し、暖房用石炭燃焼ボイラーの汚染排出を着実に減らしている。現地事情に合わせて暖房の「石炭のガス転換」「石炭の電気転換」プロジェクトを推進し、蒸気換算10トン/時以下の石炭燃焼ボイラーの廃棄を加速している。暖房用老朽配管の改造を加速し、熱供給配管の熱損失を減らしている。工業廃熱暖房を優先利用し、地中熱源ヒートポンプ、太陽エネルギー、天然ガス分散熱源などの再生可能エネルギー、クリーンエネルギー暖房を積極的に推進している。

次に、重汚染天気に対して積極的に対応している。熱供給企業の炭質管理を厳格に行い、高品質炭を優先使用し、散炭の使用を断固防止している。暖房期間中は、石炭燃焼、ガス燃焼などのボイラーの環境保護施設の正常稼働を確保し、環境保護施設の使用停止や放置を厳しく禁じなければならない。重汚染天気の際には、現地の重汚染天気緊急対応計画により、政府の統一指揮の下で、コジェネレーショ

ン、ガスボイラー、微粉炭ボイラーなど低排出熱源による暖房比率を高めるなど臨時応急措置を採り、暖房による汚染物質排出を減らさなければならない。

③ 石炭暖房価格をどう見るか？

回答：石炭暖房価格連動メカニズムをさらに改善する

一部の市民は「石炭価格は下がったのに、暖房費はそれに応じて下がっていない」と疑問を呈しているが、この担当者は、暖房価格は市民の切実な利益に関わり、また熱供給企業の正常な営業活動と暖房保障能力に影響する。そのため、我々は価格担当部局と協力して暖房価格の調査研究を進め、熱供給企業の経営状況をしっかり把握し、大衆の暖房費負担の主要問題を理解するつもりである。石炭暖房価格連動メカニズムをさらに改善し、暖房の計量と費用徴収を推進し、暖房価格にエネルギー価格変動、暖房市場需給と企業経営コストの変化をさらに反映させていく。

④ 異常気象にどう対応するか？

回答：熱生産を適度に増やし、暖房需要を保証する

この担当者は、今冬来春の熱供給事業情勢は相対的に有利であると述べた。天気については、国家気象部局の予測では今年の冬の温度は高め、暖冬の確率が高く、暖房ピークシフトと緊急対応圧力緩和に有利である。石炭価格については、価格は低下し、石炭供給は十分であり、熱供給企業は石炭を備蓄しやすい。改革情勢については、長年の暖房体制改革と業務の蓄積により、すでに成熟した暖房熱供給保障メカニズムが形成されている。

住宅と都市農村建設部は、積極的に異常気象対応の各種準備作業を行う。持続的低温などの異常気象で熱供給に影響が出たときは、各種熱源を調達して、運転パラメータを調整し、熱生産を適度に増やし、暖房需要を保証する。異例の措置を採る必要があるときは、住民の暖房を優先的に保障し、役所、商店、スーパーマーケット、飲食店、娯楽施設、商用ビルなど公共の建物への熱供給を減らす。特に夜間の公共の場所への熱供給規制を強化し、住民の暖房需要を最大限保障する。

⑤ 多くの都市のメーターはなぜ「眠っている」のか？

回答：「二つの禁止」規定を厳格に執行する

記者の調査では、北京、寧夏などでは団地に取り付けられた熱メーターは故障率が高かったり、正確に計量できないため、「眠っている」状態だった。

この担当者によると、熱計量改革事業は大きく進展しており、政策、法規命令と基準・規範の体系はほぼ確立し、熱計量費用徴収面積は急速に広がっている。しかし、一部の地区ではまだ熱計量装置が取り付けられておらず、すでに装置を取り付けていても計量費用徴収を実施していないといった問題があり、改革の円滑な進展に悪影響が出ている。主な原因は一部の地区で「二つの禁止」規定を

厳格に執行していないことである。規定では、熱供給計量の強制基準に適合しない新築建物には竣工検査合格証を発行せず、販売・使用してはならないことになっている。

今後、住宅と都市農村建設部はいくつかのキーポイントでブレークスルーを図る。第一は、「二つの禁止」規定を厳格に実行すること。第二は、地方主管部局に対する監督を強化し、熱供給企業の熱計量装置の選択・取付と熱計量費用徴収実施の責任を具体化し、すでに熱計量装置を取り付けた民生用建物では必ず熱計量費用徴収をしなければならないことにする。熱計量費用徴収を拒否する企業に対しては、是正命令を出し、是正を拒否した場合は、法と規則に従い処理する。第三に、熱計量費用徴収の宣伝を強化し、ユーザーの理解と支持を得る。第四に、部門規則「民生用建物熱計量管理規則」を制定し、熱計量費用徴収業務をさらに適正化する。第五に、国务院弁公庁大気汚染防止考課に関する要求に従い、北方暖房地区の省級人民政府の熱計量事業の考課を行い、暖房費を熱使用量に基づいて徴収するよう促す。

出典：国务院

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2015-11/26/content_5017403.htm

39. 半年前倒しで主要汚染物質排出削減を達成

公表日：2015年11月29日
情報公表組織：国务院
分類：政策ニュース
キーワード：排出削減、汚染物質総量規制

第12次五カ年計画期間中、4つの主要汚染物質——化学的酸素要求量(COD)、アンモニア態窒素、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出量は継続的に大幅に低下し、すでに半年前倒しで主要汚染物質排出削減第12次五カ年計画目標を達成した。

データによると、第12次五カ年計画の初めからの4年間の累計で、主要汚染物質であるCOD、アンモニア態窒素、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出量はそれぞれ10.1%、9.8%、12.9%、8.6%低下した。今年上半期、4項目の汚染物質排出量は引き続き大幅に低下した。

二酸化硫黄と窒素酸化物排出量の減少は、最も顕著な環境便益をもたらし、酸性雨面積は90年代のレベルに回復した。COD排出量の低下で、主要河川の水環境は徐々に好転し、重要な指標である劣V類断面比率は大幅に減少し、2001年の44%から2014年には9.0%に、80%減少した。

「我々は国内環境問題の解決に努力しただけでなく、国際環境問題の解決にも重大な貢献を行った。」環境保護部長の陳吉寧は、中国がオゾン層保護の面で「中国オゾン層破壊物質廃棄国家プラン」を公布実施し、累計でオゾン層破壊物質 25 万トンを廃棄し、途上国の廃棄総量の半分以上を占め、「モントリオール議定書」の各段階で規定された条約履行任務を順調に達成したと述べた。

しかし、環境質の改善は簡単には成功しないということを認識すべきである。陳吉寧は、一部の主要汚染物質排出量が 2,000 万トン前後あり、さらに 30% から 50%減らして初めて環境質は顕著に改善すると注意を促した。

「国民経済社会発展第十三次五カ年計画制定に関する中共中央提案」は第 13 次五カ年計画期間のグリーン発展の青写真を描き、環境質改善を核心とし、最も厳格な環境保護制度を執行し、2020 年に生態環境質の全体的改善を実現しなければならないと明確に提起した。

「これは我が国の生態環境の態勢を転換する、歴史的に非常に重要な曲がり角になることを意味し、同時にまた第 13 次五カ年計画で一連の重大な生態環境保護行動を執行することも意味する」と環境保護部環境・経済政策研究センター主任の夏光は語った。

第 13 次五カ年計画提案は環境質改善の義務的要求を提起しており、それには大気汚染物質総量規制範囲の拡大、微小粒子状物質などの環境質指標を義務的指標に盛り込むこと、工業汚染源の全面的基準達成計画の実施などが含まれる。

陳吉寧はこれら義務的任務を解説して、今後 5 年間引き続き四項目の主要汚染物質排出総量規制を行いつつ、重点業種の揮発性有機化合物排出量などを義務的指標に追加し、地域的、流域的、業種的差別化総量規制指標を実施する、と述べた。

また彼は、第 13 次五カ年計画期間、石炭火力発電所超低濃度排出改造、大気汚染輸送チャンネルのガス化学、石油化学、化学工業業種の揮発性有機化合物対策など一連の環境対策重点プロジェクトを実施し、大プロジェクトによって大対策を牽引する、と述べた。

出典：国務院

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2015-11/29/content_5018008.htm

【 2015 年 12 月 】

40. 環境保護部：荊藁焼却は大気汚染源のひとつである

公表日：2015 年 12 月 1 日
情報公表組織：チャイナ・クリーン・ポータル

分類：ニュース動向

キーワード：荃藁焼却、スモッグ、石炭燃焼、エネルギー利用クリーン化

11月26日以降、全国各地でスモッグが都市を覆い、とりわけ北京・天津・河北とその周辺地区の空気が重度に汚染された。環境保護部は29日の通達において、28日のスモッグ面積が55万km²に拡大し、重度以上の汚染都市数が23市に増えたと報告した。

環境保護部環境監視司司長の羅毅は、次のように述べた。11月28日、太原、包頭、済南、鄭州、衡水など18都市の大気質が重度汚染で、27日から10都市増加した。大気質が深刻汚染の都市は北京、石家荘、邢台、廊坊、保定の5都市で、前日から4都市増加した。

11月29日、環境保護部は監察チームを派遣して汚染が深刻な地区で現地監察を行い、北京・天津・河北および周辺地区で重汚染天気の判定分析を強化し、情勢変化に注目し、適時に措置を採り、最大限汚染の危害を減らすよう要求した。

環境保護部の通達によると、汚染の原因は汚染物排出と不利な気象条件の影響である。『財経』の記者によると、毎年冬になると、大気が安定した場合、北京・天津・河北地域の汚染物質は拡散しにくく、常態化した気象条件と言える。一方、汚染排出は各種要因の混合で、それには基準超過低品質炭の暖房期間中の利用、および不適切な荃藁焼却が含まれる。

11月20日、環境保護部は最近の北京・天津・河北大気汚染防止核心区の散炭クリーン化特別監察結果の通達を出した。石炭販売企業の購入先、販売対象、炭質監督などを調査すると同時に、現場でランダムに75の県（市、区）の185の販売所と10社の集中暖房ステーションの石炭サンプルを合計203件集めた。

監察結果は、炭質の基準超過が多く、サンプル中、北京市、天津市、河北省の基準超過率はそれぞれ22.2%、26.7%、37.5%であった。基準超過率が最高の都市は唐山で、30サンプル中、炭質基準超過率は56.7%であった。

ランダムサンプリングした186の販売所のうち、73か所40%が未登録の販売所であった。検査ではまた、一部の一定規模の販売企業が適法な環境保護手続を行っておらず、多くが有効な粉じん抑制措置を採っていない等、環境保護状況は楽観を許さない。例えば、北京市でサンプリングした28の販売所のうち13か所の貯炭場が舗装されておらず、石炭にカバーが掛けられておらず、防風粉じん抑制措置がなかった。一部の販売所では、少量の高品質炭を置く、低品質炭を他の場所に置く、直接購入者に届けるといった不正行為があった。

サンプリングした10社の集中熱供給企業では、7社の貯炭炭質が非発電・工業用石炭の基準を満たしていなかった。そのうち、唐山市灤県建通熱力有限公司の貯炭は全硫黄と灰分がそれぞれ1.33%、29.22%に上っており、保定市涿州開

発区熱供給公司、高碑店隆創熱供給公司、易鼎龍燦熱供給公司の 3 社の貯炭の灰分はいずれも 20%以上であった。このほか、保定市涿水県順通熱力有限公司は法執行者が身分を明らかにしたにもかかわらず、検査を妨害した。

環境保護部監察チームは検討の結果、これらの散炭は炭質管理が行き届かず、冬季春季の大気汚染防止に悪い影響を与えていると指摘した。

汚染源以外に、荃藁焼却も公認の大気汚染源である。環境保護部長の陳吉寧は 11 月 16 日の北京・天津・河北および周辺地区大気汚染防止協力チーム第五回会議で、この地域には荃藁焼却などの面源汚染が多いという問題もあり、現在の大気汚染情勢は依然として厳しい、と述べた。

11 月 11 日、『財経』記者が河北省滄州市で取材したところ、荃藁の末端処分では一般的な方法は機械作業で荃藁を裁断して圃場に戻すことであり、大部分の農民がこの方法を受け入れられると言っていた。滄県の張官屯郷で、多くの農民が、機械で作物を収穫すると同時に荃藁を裁断して圃場に戻すようにしている、刈取り費用が 50 元/ムーで、荃藁の裁断費用が 50 元/ムーである、2 つの作業が同時に行えるこの機械の値段は高く、個人が購入したものであるため、通常は幾つかの村で 1 台共用し、2 つの作業に対し別々に費用を支払っている、と述べていた。

滄県環境保護局副局長の王奇忠によると、荃藁裁断圃場還元は滄州市政府がここ数年推奨している方式であるが、農民の自主的行動頼みで「荃藁処分には政府の補助金がないので、農民が自己負担しなければならない。」一部の農民はこの処分費用を節約するために、荃藁を圃場の隅に積み上げておいて、夜になってから焼いてしまう。

実際、11 月に入って、東北の瀋陽、ハルビン、長春などで深刻なスモッグが発生し、一時は PM_{2.5} のメーターが振り切れ、17 日になってやっと重汚染警報が解除された。環境保護部の調査通達によると、今回の大規模な持続的重汚染天気の原因中、荃藁焼却がトップであり、荃藁焼却の現地 PM_{2.5} の日平均濃度への影響の寄与度は 14~55%の間ということである。

環境保護部の人工衛星遠隔監視データによると、11 月 1 日から 3 日まで東北三省の荃藁発火点を合計 702 か所観測し、その内黒竜江が 79%を占めた。9 日から 15 日の全国の発火点 304 か所中、黒竜江は 125 か所で、93.2%を占めた。そのため、黒竜江省政府は 16 日に全省荃藁焼却禁止兼大気汚染防止テレビ電話会議を開催し、荃藁焼却禁止を訴え、焼却禁止問責・考課メカニズムの強化を要求した。

実は、1999 年に国家が「荃藁焼却禁止・総合利用管理規則」を制定して以降、「焼却禁止令」の執行と監察は毎年厳格化し、一部の省市では農民が隠れて荃藁を焼くと千元以上の過料を取られたり、拘留されたりしている。しかし、実際に

観測される発火点は毎年増えており、「焼却禁止令」ははなはだ無様な状況に陥っている。

原因を探ると、荃藁には多くの処分案があるが、依然として実施に障害がある。例えば裁断後の圃場還元は、技術的には難しくないが、政策的な優遇補助が実現していない。例えば滄県では、現地の環境保護局はその原因を地方財政力の限界だと説明している。東北三省では、耕地面積が大きくしかも分散しており、食糧主産地として毎年発生する荃藁の量は膨大であり、冬は温度が低く、バイオガス利用などの在来型低投資手法は適用できない。外国で流行っている荃藁発電、エチルアルコール抽出、バイオマスエネルギー製造、さらには荃藁建築などの方法は技術的に成熟しているが、まだ国内では大規模に実施していない。

国内でかつて荃藁を製紙原料とする試みがあったが、ものにはならなかった。北京大学環境科学・工学学院教授の劉陽生によると、荃藁は短繊維なので、リグニンとセルロースを水に溶かした後、パルプ 1 トン当たり 300～500 トンの水で洗浄しなければならず、木材パルプよりはるかに必要水量が多く、また製紙で発生する廃液の処理も難しく、新たな污水处理問題を引き起こす。

劉陽生は次のように提案した。荃藁をごみ焼却発電所の補充燃料として用いることは、クリーンなエネルギー利用方法のひとつである。だが、どうやって末端から収集して輸送するか、業界内で議論がある。劉陽生によると、都市環境衛生職員と設備を農村に送って収集・輸送し、政府が荃藁発電から費用を一部徴収し、環境衛生設備の増強、人員の投入と運転費用に用いると良いということである。

出典：チャイナ・クリーン・ポータル

URL：http://www.zgqjmh.com/mation_show_26566.html

41. 国務院:2020 年までに石炭火力発電所を全て超低濃度排出化

公表日：2015 年 12 月 2 日
情報公表組織：経済参考報
分類：政策ニュース
キーワード： 大気汚染防止計画、省エネ改造、石炭火力発電所アップグレード

国務院総理李克強は 12 月 2 日に国務院常務会議を主宰し、人民元の特別引出権への加入についての状況と今後の金融改革開放関連業務報告を聴取し、各地で金融改革イノベーションのパイロット事業を実施して金融サービスの実体経

済能力を高めるよう手配を行い、石炭火力発電所の超低濃度排出と省エネ改造を完全実施して発電用石炭消費と汚染排出を大幅に減らすことを決定した。また、「中華人民共和国人口と産児制限法修正案（草案）」を採択し、全国人民代表大会常務委員会に対し、国務院に一部の行政区域で暫定的に関連法規定を調整実施することを授権するよう申請した。

会議では、グリーン発展要求に従い、国務院大気汚染防止行動計画を実行し、石炭火力発電所アップグレード改造を加速し、全国で超低濃度排出と世界水準のエネルギー消費基準を全面的に広めることが、化石エネルギークリーン化推進、大気質改善、資源制約緩和の重要措置であると指摘された。また、2020年までに、石炭火力発電装置に対して超低濃度排出と省エネ改造を完全実施し、全ての既存発電所の1kWhあたり平均石炭消費量を310g以下に、新設発電所の平均石炭消費量を300g以下にし、老朽設備と強制基準に適合しない設備は断固として停止・廃棄し、東部・中部地区では前倒しで2017年と2018年に基準達成することを決定した。改造完了後、毎年原炭を約1億トン節約し、二酸化炭素排出を1.8億トン減らし、電力産業主要汚染物質排出総量を60%前後減らすことができる。会議では、超低濃度排出と省エネ改造に対し奨励政策を拡大し、改造投資は企業を主とし、中央と地方が政策的支援を行い、併せて優遇ローン、起債などの融資支援を行うよう要求した。中央財政の大気汚染防止特別資金を省エネ排出削減効果の高い省に適度に傾斜配分することとした。また、第13次五カ年計画で打ち出した全ての石炭火力発電装置が達成すべきエネルギー原単位最低限基準と組み合わせなければならない。

出典：経済参考報

URL：http://www.jjckb.cn/2015-12/02/c_134878262.htm

42. 交通運輸部：初の排出規制区を設立

公表日：2015年12月8日
情報公表組織：交通運輸部
分類：政策動向
キーワード：船舶大気汚染、クリーンエネルギー、排ガス後処理

12月2日、交通運輸部は「珠江デルタ、長江デルタ、環渤海（北京・天津・河北）水域船舶排出規制区実施プラン」（以下「プラン」）を配布し、初めて船舶大気汚染物質排出規制区を設け、船舶の硫黄酸化物、窒素酸化物、粒子状物質の排出を規制し、船舶大気汚染全面規制の基礎を固めた。

「プラン」により、排出規制区内の条件を具備する港湾は現行排出規制要求より高い措置を2016年1月1日から実施することができる。それには船舶の接岸停泊期間の硫黄含有量0.5%以下の燃油使用を含む。2017年より、船舶は排出規制区内の核心港湾地域に接岸停泊する期間（接岸後の一時間と出港前の一時間を除く）、硫黄含有量0.5%以下の燃油を使用しなければならない。2018年より、この要求は排出規制区内の全ての港湾内に接岸停泊する船舶に拡大され、2019年には排出規制区に入る全ての船舶に拡大される。船舶は陸上電源への接続、クリーンエネルギー使用、排ガス後処理などの代替措置を採ることができる。

2019年12月31日までに、我が国は実施効果評価を踏まえて、より厳格な規制措置を決定する。それには船舶の排出規制区進入時に硫黄含有量0.1%以下の燃油を使用すること、排出規制区の地理的拡大などを含む。推計によると、2020年には、三大水域の船舶の硫黄酸化物と粒子状物質は2015年比でそれぞれ約65%、30%減少する。

「プラン」は排出規制区内の核心港湾地域での先行実施を奨励する。その内、珠江デルタ水域の船舶排出規制区核心港湾地域は深圳港、広州港、珠海港、長江デルタ水域は上海港、寧波舟山港、蘇州港、南通港、環渤海（北京・天津・河北）水域は天津港、秦皇島港、唐山港、黄驊港である。

「プラン」は、各級交通運輸主管部局が国家関係部局と地方政府の奨励政策と付帯措置の策定を積極的に調整し、船舶の低硫黄燃油と陸上電源の使用、船舶改造アップグレード、クリーンエネルギー使用などに対し資金補助、輸送の簡易化などの優遇措置を実施しなければならないとする。

出典：交通運輸部

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/08/content_5021132.htm

43. 大気汚染防止の新技术：火力発電所超低濃度排出に電気価格補助金

公表日：2015年12月11日
情報公表組織：21世紀經濟報
分類：政策ニュース
キーワード：電気価格補助金、超低濃度排出、排出基準、省エネ改造

華北地区が連続してスモッグに見舞われる中、国家發展改革委員会、環境保護部、国家エネルギー局は「石炭火力発電所超低濃度排出電気価格支援政策実施にかかる問題に関する通知」（以下「通知」）を12月9日に公布した。

「通知」の提出は国務院の要求を実行するためである。12月2日の国務院常務会議で、国家は石炭火力発電所超低濃度排出と省エネ改造の完全実施を決定し、併せて超低濃度排出と省エネ改造に対する政策支援を拡大し、改造投資は企業を主とし、中央と地方が政策的支援を行い、併せて優遇ローン、起債などの融資支援を行うよう要求した。その目的は国務院大気汚染防止行動計画を実行し、化石エネルギークリーン化を推進し、大気質を改善し、資源制約を緩和することである。

「これ以前に、国家は脱硫、脱硝、除じんに対する電気価格補助金政策を打ち出したが、それに加えて現在この超低濃度排出に対する電気価格上乗せ政策を実施することで、我々は完全な石炭火力発電所の環境保護電気価格政策を作り上げた。」

新旧の設備補助金の違い

いわゆる超低濃度排出とは石炭火力発電装置の大気汚染物質排出濃度が基本的にガスタービン発電装置の排出規制値（以下「超低規制値」）要求に適合すること、つまり基準酸素含有量6%の条件下で、ダスト、二酸化硫黄、窒素酸化物の排出濃度がそれぞれ10mg/N m³以下、35mg/N m³以下、50mg/N m³以下のことを言う。

「通知」では、超低濃度排出を奨励するために、所在地の省級環境保護部局の竣工検査に合格し、かつ上述の超低規制値要求に適合する石炭火力発電企業に対して適切な売電価格支援を提供するとした。

その内、2016年1月1日以前から連系運転している既存発電装置に対しては、購入量1kWhあたり0.01元（税込）を上乗せし、2016年1月1日以降に連系運転した新設発電装置については、購入量1kWhあたり0.005元（税込）を上乗せする。

両者の補助金の差について、環境保護部環境計画院副総工程師の楊金田は21世紀経済報道記者に次のように説明した。「既存装置で超低濃度排出を実現するには、すでに稼働している脱硫、脱硝、除じん設備を改造しなければならず、コスト高となるが、新設装置は初期設計時に最適な処理設備を付けられるので、システムのコストは比較的低くなる。そのため、既存装置と新設装置の電気価格補助金の差が大きくなる。」

国は、省級エネルギー主管部局が売電価格支援政策を適用する装置の型式の確認を行うことを要求した。超低濃度排出電気価格政策で増えた電力購入支出は販売価格調整時に均す。上述の電気価格上乗せ基準はとりあえず2017年末まで執行し、2018年以降は逐次基準を統一して引き下げる。

12月2日の国務院常務会議に基づき、東部、中部地区の石炭火力発電装置はそれぞれ2017年と2018年に超低濃度排出基準を達成しなければならない。「電

気価格上乗せ政策の 2018 年の再値下げは、超低濃度排出技術の運営コストの段階的明確化、技術の進歩、国家電力改革の進展などの総合要因と切り離せない」と前述の環境保護部の担当者は述べた。

地方がより厳しい排出基準を制定することを奨励

「通知」は、地方がより厳しい超低濃度排出基準を制定する際には、地方が関連する支援奨励措置を打ち出すことを奨励する。

実際は、「通知」公布前から少なからぬ地方ですでに多くの奨励政策が制定されている。例えば、山東は今年 8 月に「石炭火力発電装置（ボイラー）超低濃度排出推進加速に関する指導意見」を公布し、4 項目の奨励政策を打ち出した。

第一は、「報奨を以て補助に代える」である。超低濃度排出基準を達成し、パフォーマンス審査を通過し、かつその他の条件に適合した石炭火力発電装置（ボイラー）に対し、省財政から資金を出して報奨する。都市と農村の境界域と農村地区の小型石炭ボイラー（コンロ）の環境保護改造に対しては、区を設けている市の政府が奨励政策を制定する。基本原則は「早期対応に対する高額補助」である。現在、山東省財政から昨年末に改造が完了した華能黄台発電所など 5 社の電力企業の 6 台の発電装置（ボイラー）に合計 1.4 億元の報奨を与えている。

その次は電気価格補助金である。超低濃度排出基準に達し、パフォーマンス審査を通過した石炭火力発電装置に対し、既存環境保護電気価格補助金（脱硫、脱硝、除じんの合計で 0.027 元/kWh）に加え、国家関連規定に基づき超低濃度排出電気価格政策を実行する。

出典：21 世紀経済報

URL：<http://finance.sina.com.cn/china/20151211/032423988858.shtml>

44. 第二次汚染源全数調査まもなくスタート

公表日：2015 年 12 月 14 日
情報公表組織：環境保護部
分類：政策動向
キーワード：汚染源、汚染物質の段階的把握、全数調査

2015 年 12 月 8 日、環境保護部常務会議で第二次全国汚染源全数調査の準備作業状況報告を聴取した。

会議では、現在我が国の高エネルギー消費、高汚染の粗放的工業モデルはまだ根本的には変わっておらず、工業化、都市化の推進によりこれまでにない環境圧力に直面しているということで意見が一致した。経済発展新常态下の環境情勢

を徹底的に深く見極め、各種汚染源排出と汚染対策事業の状況を正確に把握するために、「全国汚染源全数調査条例」の規定に依拠し、国家関係部局と共同で2017年に全国範囲で第二次汚染源全数調査を実施する必要がある。

会議では第二次汚染源全数調査の目的、内容、スケジュールについて原則的な合意に達した。全数調査の目標は、各種汚染源と環境関連基本情報を全て把握し、全国の各種汚染源分布と汚染物質排出状況を解明し、各種汚染源ファイルと各級汚染源情報データベースを構築・整備し、経済社会発展と環境保護政策・計画の制定のために根拠を提供することである。全数調査の内容は、一般汚染物質と汚染源の他に、段階的に重点規制する汚染物質、とりわけ非点源の排出状況を重点的に把握し、非点源排出の検証を強化・改善することである。スケジュールとしては、2015年から2016年が全数調査準備段階、2017年から2018年が全数調査段階、2019年が取りまとめ・公表段階である。

会議において、汚染源全数調査は専門性、技術性の高い業務であり、注意深く計画を制定し、真剣に実施しなければならないと強調された。統計学、方法論、精度管理体系研究を強化し、今回の汚染源全数調査事業を環境質の改善、管理の精緻化、環境情報の公開と緊密に結びつけなければならない。全数調査を通じて、各種汚染物質の発生、排出、処理状況の真相を把握し、第13次五カ年計画とより長期の環境保護事業の科学的政策決定、環境処理能力の全面的向上のために基礎データサポートを提供する。会議では、可及的速やかに全数調査準備作業を開始し、速やかに国家関係部局と共同で実施プランを提出し、国务院の審査を受けるよう要求した。

出典：環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/zhxx/hjyw/201512/t20151209_318669.htm

45. 11月の新エネルギー自動車生産量が7万台を突破

(*関連動向については、「28. 12部・委が新エネルギー車に力を入れ、今年の実産量は世界トップの見込み」をご参照ください。)

公表日：2015年12月15日
情報公表組織：新華社
分類：業界ニュース
キーワード：新エネルギー自動車

工業・情報化部が12月14日に公表した自動車完成車出荷合格証統計によると、11月の新エネルギー自動車生産量は7.23万台で、前年同期比6倍増加した。

その内、純電気乗用車が3万台で、前年同期比7倍、プラグイン・ハイブリッド乗用車が7,509台で、前年同期比2倍、純電気商用車が3.09万台で、前年同期比18倍、プラグイン・ハイブリッド商用車が3,893台で、前年同期比97%増加した。

車両購入税の免税は新エネルギー自動車生産量激増の大きな要因である。データによると、「車両購入税免税新エネルギー自動車車種目録」に盛り込まれた第6次までの国産新エネルギー自動車の生産量は6.87万台で、11月生産量の95%を占めた。

統計によると、今年1月から11月までの新エネルギー自動車累計生産量は27.92万台、前年同期比4倍増加した。その内、純電気乗用車は11.72万台、前年同期比3.5倍、プラグイン・ハイブリッド乗用車は5.3万台、前年同期比3倍、純電気商用車は9.01万台、前年同期比11倍、プラグイン・ハイブリッド商用車は1.89万台、前年同期比90%増加した。

出典：新華社

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/15/content_5023946.htm

46. 発展改革委員会：価格レバーによって大気汚染対策を促進—石油価格調整を見合わせ

公表日：2015年12月16日
情報公表組織：京華時報
分類：政策動向
キーワード：石油製品価格、総合型大気汚染、自動車排ガス

12月15日午後、国家発展改革委員会は、現行の石油製品価格形成メカニズムに関する規定に基づき、国内石油価格調整を見送ると表明した。発展改革委員会側は、石油製品価格レバー作用を十分に発揮させることは、資源節約、大気汚染対策促進の重要手段であると述べた。これ以前、複数の市場機関は石油価格が今回160元/トン前後に下方調整されるだろうと分析していた。

発展改革委員会によると、社会経済の急発展に伴い、我が国の環境情勢は厳しさを増し、一部の地区ではオゾン、スモッグ汚染を特徴とする総合型汚染がますます深刻化し、自動車排ガスが大気汚染の主な原因のひとつとなっている。石油

製品価格のレバー作用を十分に発揮させることは、資源節約、大気汚染対策促進の重要手段である。油価の低い時に国内石油製品価格を安定させておくことは、石油消費の急激な増加の抑制とエネルギー構造調整に有利であり、環境保護の促進と大気質の改善につながる。発展改革委員会は各方面の要因を統一的に考慮し、新情勢下の石油製品価格形成メカニズムを至急改善し、社会に意見を求める。

過去1週間、米ドル指数は8か月以来の最高点まで上昇した。9月は米国の原油生産量の減少速度が予想より遅く、市場はOPECがウィーン会議で減産しないと予想し、米国の原油在庫が10週連続で増加した。多くの悪材料がWTIとブレント原油の双方の「4回連続の下落」をもたらした。

中宇諮詢のアナリスト馬燕によると、最近の国際オイル市場は供給過剰とドル高の影響下で、ブレント原油価格が7回連続で下落し、米国の原油も2009年2月18日以降の最低価格に下がった。こうした国際油価の急速な下落により、国内精製油下方調整幅は広がり続けた。

一昨日、複数の市場機関は国内油価調整窓口が12月15日24時に開いた後、我が国の石油製品価格はおそらく「四連続下落」を迎え、調整幅は165～180元/トン前後で、国内ガソリン価格は「5元時代」に戻るかもしれないと予測した。

それ以前、国内石油製品価格は何回も調整が座礁したが、多くは価格調整幅が小さすぎるためであった。最近の座礁は9月30日で、調整額がトン当たり50元に達しないため見送られた。

2013年3月の「石油価格管理規則（試行）」では、国内価格の全体水準の顕著な上昇や大きな突発事件が発生した時、および国際市場の油価が短期間に急激に変動するなどの特殊状況で精製油価格を調整しなければならない時は、国家発展改革委員会が國務院の同意を得た後、価格調整を停止、延期もしくは調整幅を縮小することができる」と規定している。

現在までのところ、今年ガソリン、ディーゼル価格は23回調整機会があり、その内12回は下方調整、7回は上方調整、4回は「座礁」であった。ガソリン価格は累計でトン当たり670元下方調整され、ディーゼル価格は累計でトン当たり715元下方調整された。90号ガソリン小売価格換算でリットル当たり0.49元下方調整され、0号ディーゼル換算で0.63元下方調整された。

出典：京華時報

URL: <http://politics.people.com.cn/n1/2015/1216/c70731-27935753.html>

47. 新エネルギー自動車の駐車料金優遇を奨励

公表日：2015年12月21日
情報公表組織：新華社
分類：政策動向
キーワード：新エネルギー自動車、優遇政策

国家發展改革委員会は12月21日に、自動車駐車料金差別化政策の推進を加速すると述べた。各地区が実情を踏まえ、地域毎、位置毎、車種毎、時間帯毎に異なる駐車料金を徴収することを推奨する。新エネルギー自動車の駐車料金を適度に優遇することを推奨する。

發展改革委員会、住宅・都市農村建設部、交通運輸部の三部が共同で公布した「自動車駐車料金政策の一層の改善に関する指導意見」に基づき、自動車駐車料金形成メカニズムを一層改善し、民間資本全額投資で駐車施設を新設する際の駐車料金基準は経営者が法に従い市場の需給と競争状況に基づき自主的に制定するものとする。

指導意見に基づき、同一地域の駐車施設は、駐車施設の立地、時間帯、車種などで区別し、「道路内は道路外より高く、混雑時間帯は閑散時間帯より高く」の原則に従い、異なる駐車料金基準を制定する。交通広場などの場所とその周辺の付帯駐車施設については、一定時間超過後は累進的な階段式料金とすることを奨励する。駐車時間計測方法を合理的に制定し、計算単位時間を段階的に短くし、電子費用徴収技術の普及を促進し、短時間駐車に対する駐車料金優遇を奨励する。

指導意見は政府と民間資本が協力して駐車施設を建設し管理する方法を構築することを明確に要求し、政府と民間資本が収益を分かち合い、リスクを共同負担する料金基準調整と財政投入調整メカニズムの構築を要求し、関連法令の規定とコスト、需給変動などの要因に基づき、速やかに料金基準を調整することを要求している。自然独占的経営と公益的特徴を備えた駐車施設の料金徴収に対し、政府による料金決定管理が必要な時は、地方価格決定目録に盛り込み、管理権限を明確化し、価格決定規則と手続を定め、政府の価格決定行為を有効に制約しなければならない。

出典：新華社

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/21/content_5026344.htm

48. 環境汚染責任保険加入企業 4,000 社を公表

公表日：2015 年 12 月 24 日
情報公表組織：経済日報
分類：政策ニュース
キーワード：大気汚染防止、石油製品品質、特別監督

環境保護部は 12 月 24 日に 2015 年全国環境汚染責任保険加入企業リストを公表した。この措置の趣旨は、情報公開により環境リスク監督を促す長期効果メカニズムを整備することである。今回公表したのは 17 省・自治区・直轄市の重金属、石油化学、危険化学品、危険廃棄物処分、電力、医薬品、染色などの業種の 4,000 社近くの企業である。

環境汚染責任保険は企業が汚染事故を引き起こし第三者に損害を与えた時に、法により負担すべき賠償責任を明確にしたものである。環境保護部政策法規司副司長別涛によると、2007 年、旧国家環境保護総局と中国保険監督管理委員会が共同で「環境汚染責任保険業務に関する指導意見」を配布し、環境汚染責任保険パイロット事業がスタートした。2013 年、環境保護部と保険監督管理委員会が共同で「環境汚染責任保険強制加入パイロット事業に関する指導意見」を配布し、重金属など高環境汚染リスク業種で環境汚染強制責任保険のパイロット事業がスタートした。

別涛によると、2007 年から 2015 年第三四半期までに、環境責任保険加入企業は延べ 4.5 万社を超え、保険会社が提供したりスク保障金は累計で 1,000 億元を突破した。環境責任保険は環境リスクを防ぎ、汚染被害者に補償し、環境事故中・事故後の監督推進の面で積極的な役割を發揮した。

別涛は、現在環境責任保険が新たなチャンスを迎えていると述べた。第一に、環境法治の全面的強化である。今年是新環境保護法の実施年であり、この法律は初めて「損害賠償責任」を環境保護の基本原則として確立した。企業は万一汚染事故が発生した場合、巨大な公益もしくは民事不法行為の損害賠償金額に直面するため、保険メカニズムを使って民事賠償責任に対応し、環境リスクを解消することは、多くの企業の自発的かつ自然な選択となるであろう。

第二に、生態環境損害賠償制度改革は環境有価、損害賠償責任の原則を確立し、企業生態環境損害賠償の範囲を明確化した。「生態環境損害賠償制度改革パイロット事業プラン」の施行は、企業の環境リスク防止強化の内発性を強め、企業が環境責任保険に加入することを促し、環境リスクを解消して、企業の正常な営業を保障する。

別涛は、今後環境保護部局は関係部局と共同で、環境法治の強化とエコ文明改革推進のチャンスを生かして、環境責任保険事業の絶え間ない深化を推進し、環

境リスク防止と速やかな汚染被害者救済においてより大きな役割を發揮するだろうと述べた。

出典：経済日報

URL：<http://env.people.com.cn/n1/2015/1224/c1010-27969475.html>

49. 環境保護部が 11 月の大気汚染防止監督検査状況を公表

(*3 月の大気汚染防止監察状況については、「36. 環境保護部が 2015 年 10 月の大気汚染防止監察状況の通達を発出」をご参照ください。)

公表日：2015 年 12 月 25 日
情報公表組織：人民ネット
分類：ニュース動向
キーワード：環境監督検査、違法排出

環境保護部は 12 月 25 日に 11 月の大気汚染防止監督検査状況を公表した。監督検査結果によると、一部の地方政府と関係部局は大気汚染防止責任を果たしておらず、都市の発じん総合対策、集中熱供給改造推進、石炭総量規制、給油所オイルガス回収など多くの業務の進展が停滞している。一部の地方の重汚染天気緊急管理業務には問題が多い。一部の企業にはまだ違法排出問題があり、小企業集中地区、石炭ボイラー、VOCs 対策不足などの問題が目立っている。河北省保定市曙光毛紡有限公司など 28 件の典型環境法違反事件を社会に公表する。

2015 年 11 月、環境保護部華東、華南、西南、西北、東北環境保護監督検査センターは、北京市、天津市、河北省保定市、唐山市、山西省陽泉市、忻州市、内モンゴル自治区包頭市、オルドス市、遼寧省瀋陽市、鞍山市、撫順市、本溪市、營口市、遼陽市、鉄嶺市、葫蘆島市、吉林省長春市、吉林市、延辺市、黒竜江省ハルビン市、チチハル市、湖北省仙桃市、孝感市、広東省東莞市、山東省済南市、徳州市、聊城市、濰坊市、河南省鄭州市、新郷市、四川省内江市、雅安市、貴州省黔東南州、陝西省西咸新区、甘肅省慶陽市、新疆自治区ウルムチ市、新疆生産建設兵団五家渠市の 37 地区級市（州）に対して重点監督検査を行った。

各監督検査チームはすでに上述の問題を地方にフィードバックし、法に従って処理処罰し是正するよう督促した。

大気汚染防止監督検査典型案件（2015年11月）

番号	省	市	企業名	概況	環境法違反状況	備考
1	河北	保定	曙光毛紡有限公司	10t/h ボイラー1台を付設し、簡易除じん脱硫設備を建設。	煙突からのダスト排出が顕著で、現場で脱硫設備の脱硫液のpHを測ったところ、5の弱酸性。要求に反して脱硫剤を投入せず。	
2	河北	保定	裕泰有色金属冶煉有限公司	廃棄すべきキユポラを使用して生産。	抜打ち調査で大量の製錬炉廃ガスが建屋上部から逸散しているのが発見され、付近の道路には煙が充満し汚染がきわめて深刻。工場内検査で企業が臨時に除じん装置を起動しているのを発見。取締官が身分証を見せても、企業側は協力せず。	地元政府はすでに操業停止による是正を命じ、責任者は行政拘留。
3	河北	保定	小型保温材料企業群	涿州市桃源鎮西壇村に立地。	いずれも小型石炭ボイラーがあるにもかかわらず、環境保護設備に不備。その中の1社の1t/hボイラーは、簡単なシャワーのみで脱硫設備がなく、排煙はほとんど直接排出。	
4	河北	唐山	灤南県宋道口鎮スナップ生産基地		多数の企業がいまだに1段式石炭ガス化炉を使用しており、設備運転管理は不安定で、漏洩損失が深刻。	
5	河北	唐山	唐山市芦台经济开发区	天津市寧河県に立地、家具と建材企業が集積。	日常の環境保護管理が薄弱で、煙突からは黒煙が上がり、野焼きなどをごく普通に実施。	

出典：人民ネット

URL：<http://env.people.com.cn/n1/2015/1225/c1010-27976542.html>

50. 11月に環境保護部5大監督検査センターが工業企業504社を抽出調査

公表日：2015年12月25日
情報公表組織：新華社
分類：政策ニュース
キーワード：環境監督検査、都市の発じん、石炭総量規制、オイルガス回収

環境保護部は12月25日に今年11月の大気汚染防止監督検査状況を公表した。環境保護部の5大環境保護監督検査センターの監督検査チームは予告検査と内偵を組み合わせて、各種工業企業504社を抽出検査した。

2015年11月、環境保護部華東、華南、西南、西北、東北環境保護監督検査センターは北京、天津、河北、内モンゴル、遼寧、吉林、黒竜江、湖北、広東、山東、河南、四川、貴州、陝西、甘肅、新疆など省・自治区・直轄市と新疆生産建設兵団の合計37地区級市（州）において重点監督検査を行った。

各監督検査チームは各種工業企業504社を抽出検査し、一部の地方政府と関係部局の大気汚染防止責任が履行されておらず、都市の発じんの総合対策、集中熱供給改造推進、石炭総量規制、給油所オイルガス回収など複数の業務の進捗に遅れが生じ、一部の地方では重汚染天気緊急対応管理業務に問題が多く、一部の企業には違法排出問題が依然存在し、小企業集中エリア、石炭ボイラー対策不足などの問題が目立っていることを発見した。

環境保護部の責任者は、すでに発見した問題を地方政府にフィードバックし、法に従い処理・処罰し、併せて是正するよう督促した。今後、環境保護部は引き続き大気汚染防止特別監督検査を実施し、地方政府が関係業務を確実に行うよう促すと同時に、社会各界の幅広い参加と、積極的な監督を歓迎する。

出典：新華社

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/25/content_5027890.htm

51. 工商総局：10省区精製油品質抽出検査の不合格率18%

公表日：2015年12月28日
情報公表組織：新華社
分類：ニュース動向
キーワード：精製油、国V基準、精製油品質アップグレード

精製油品質は民生に関わり、大気汚染対策の効果に関わる。国家工商総局は12月28日に、10省区で集中的に実施した流通分野精製油品質抽出検査結果を公表した。検査した精製油サンプルの不合格率は18%で、石油製品品質が不合格だった給油所は188か所あった。

工商総局は河北、山西、内モンゴル、安徽、山東、湖北、四川、貴州、陝西、甘肅の10省区で今回の抽出検査を実施した。1,065か所の給油所で抽出検査し、サンプル数はのべ2,096件であった。

工商総局市場規範管理司の責任者は、石油製品品質は全体的に向上しているが、一定の問題もあると述べた。自動車用ガソリンの主な問題は、硫黄含有量、オクタン価、メチルアルコール含有量などが現行の国家基準に適合しないことであり、自動車用ディーゼルの主な問題は硫黄含有量、引火点、目詰まり点などが現行の国家基準に適合しないことである。また、硫黄含有量の基準超過は大気汚染をもたらす。

彼の説明では、石油製品の品質問題が生じる原因には、精製企業の基準未達精製、末端販売段階と輸送保存段階での不適切な管理がある。同時に、一部の給油所の問題も目立っており、ある給油所では石油製品の標識が不明確で、0号ディーゼルに「自動車用ディーゼル」なのか「普通ディーゼル」なのかを標記しておらず、消費者は間違いやすい。ある給油所では、小型製油所が違法に精製・ブレンドした石油製品、即ち、低グレードガソリンを高グレードガソリンと混ぜて高グレードガソリンとして販売していた。精製油の仕入れルートが多様化し、石油製品の品質管理が緩く、専用輸送設備もないことが石油製品の品質保証を難しくしている。

今後、工商部門は抽出検査のフォローアップを強化し、引き続き都市と農村の境界域と農村を重点地域とし、問題が顕著で消費者の苦情の多い給油所の監督検査を強化し、併せて精製油違法販売行為に対する取締を強化する。

2016年1月1日より、東部11省市で先行して精製油品質アップグレードを完全実施し、国V基準を執行する。工商部門はこれらの地区を重点とする石油製品品質抽出検査に力を入れる。

出典：新華社

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2015-12/28/content_5028572.htm

52. 「大気汚染防止法」2016年1月1日より施行

公表日：2015年12月30日
情報公表組織：人民ネット
分類：政策ニュース
キーワード：大気汚染防止法

12月29日午後、全国人民代表大会法律委員会、環境資源保護委員会、法制工作委員会、国務院法制弁公室、環境保護部が合同で新「大気汚染防止法」（以下、新大気法）実施座談会を開催した。「中華人民共和国大気汚染防止法」は8月29日に第12期全国人民代表大会常務委員会第16回会議で修正可決され、2016年1月1日より施行される。座談会の席で、環境保護部、全国人民代表大会常務委員会法制工作委員会、国務院法制弁公室、工業・情報化部、交通運輸部、国家品質監督検査検疫総局、国家エネルギー局、上海市環境保護局、中国環境科学研究院の責任者がそれぞれ新大気法をどのように実施するかを表明し、環境保護部はさらに関係部局と地方政府の新大気法実施任務を表にまとめた。

全国人民代表大会常務委員会副委員長の沈躍躍は、新大気法の公布実施が、法に従った大気汚染防止業務の実施、大気環境質改善、人民大衆の健康保障、エコ文明建設推進における重要な意義を強調し、新大気法の学習や宣伝を真剣に行い、全社会の大気汚染問題解決の緊迫性、困難性、長期性に対する認識を高め、政府、企業、社会の汚染防止責任を厳格に追及し、取締を強化し、法に従い重点分野汚染防止、地域共同予防管理、重汚染天気緊急対応を強化し、法に従い大気環境を保護するという雰囲気全社会で醸成しなければならないと指摘した。

環境保護部部長の陳吉寧は発言の中で、新大気法は大気環境質改善という核心を捉えており、本筋がよりはっきりし、重点がより強調され、内容はより完全になり、規制措置はより厳しくなり、公衆の参加はよりスムーズになり、中共中央のエコ文明建設と環境保護の新要求を体現するとともに、公衆の環境質改善に対する新たな期待に対応しており、大気汚染防止業務強化のために強力な法律の保障を提供していると指摘した。各級環境保護部局は認識をさらに高め、真剣に法律の普及や宣伝を実施し、部局間協力を確実に強化し、新法の各規定を厳格に実行し、法に従って大気汚染防止に徹底的に取り組まなくてはならない。

出典：人民ネット

URL：<http://env.people.com.cn/n1/2015/1230/c1010-27993042.html>

53. 第三次国際標準改訂で塗料 VOC 測定基準を改正

公表日：2015年12月31日
情報公表組織：瀟湘晨報
分類：政策動向
キーワード：生産能力構造調整、合併再編

先日、国家標準化管理委員会は2015年第三次国家基準制定改訂計画を下達した。今次計画は合計867項目、その内制定は556項目、改訂は331項目である。推奨基準は866項目、指導的技術文書が1項目である。

今次国家基準制定改訂計画項目中、塗料と顔料分野が8項目で、いずれも国家推奨基準であり、中国石油・化学工業連合会が主管し、全国塗料顔料標準化技術委員会が管理する。

今年からの塗料消費税、VOC汚染排出費徴収パイロット事業プランの実施は、塗料と塗装企業に巨大な圧力となっている。「放射線硬化性塗料中の揮発性有機化合物（VOC）含有量の測定」、「反応性希釈剤を含む塗料中の揮発性有機化合物（VOC）含有量の測定」などの基準の制定は関連塗料製品のVOC測定基準を改善し、塗料・塗装業界に好影響をもたらすだろう。

また、国家基準「子供部屋装飾用内壁塗料」の制定は子供部屋装飾用内壁塗料市場の適正化と、子供部屋装飾用内壁塗料の技術進歩に積極的な影響をもたらし、同時に消費者にとっても良い参考資料になるもだろう。

国家標準化管理委員会が2015年第三次国家基準制定改訂計画を下達した後は、関係組織が全国専門標準化技術委員会と主要起草組織を動員・監督して直ちに計画を実施し、基準起草中は関係者との調整を強化し、広く意見を聞き、基準の品質と水準を確保し、期限内に国家基準制定改訂業務を完了させることが望まれる。

出典：瀟湘晨報

URL：<http://www.xxcb.cn/jiaju/2015-12/9040196.html>

54. 環境保護部が環境監視データ不正ブラックリスト作成へ

公表日：2015年12月31日
情報公表組織：経済参考報
分類：政策ニュース
キーワード：環境監視、不良企業リスト、データ不正

環境保護部は環境監視データの不正行為を厳しく調査する。『経済参考報』記者の取材によると、環境保護部が制定した「環境監視データ不正行為判定処理規則」はすでに作成が完了し、公布後 2016 年 1 月 1 日より実施する予定である。

環境保護部は 2 年をかけて特別検査を実施し、地方の環境監視データ、とりわけ大気質測定データの不正行為を厳しく調査し、監視制度、国家環境質監視ポイント設置、環境監視技術規範、環境監視情報公表の統一を実現する予定である。

規則によると、環境保護部は「ブラックリスト」を作り、偽造改ざんのあった企業に対しては、企業と担当部局をブラックリストに記載する。責任追及の面では、地方政府の責任者の管轄範囲で重大なデータ「不正」環境汚染事件があった場合には、責任者は免職される可能性がある。

「データ不正は環境監督体系の癌である」と、ある環境問題専門家は『経済参考報』の記者に語った。企業が環境保護監視データの不正を行うことができるのは、我が国が進めている環境保護オンライン自動監視ネットワークに問題があるためである。この監視方法には抜け道が多く、多くの企業に環境保護データを不正操作する機会を提供している。

「企業はみな人をだまして、排出削減で小細工をしている。私たちが河北正定県のある企業を内偵した時、二つの煙突から煙が出ていたが、次の日予告検査した時は、企業は一部の設備が故障していると言って操業を止めていた」と華北監督検査センターの責任者は語った。オンライン監視もひどい状態で、多くの地方環境保護オンライン監視設備が有名無実化し、データ不正が深刻である。河北省新樂市東方熱電有限公司の脱硫設備は正常に作動せず監視データは混乱していたが、実地でその排煙出口データを測定したところ、企業のオンライン監視設備のデータと著しく異なっていた。

「環境測定データの不正はすでに公然の秘密になっている」と地方のある環境保護部局の職員は語った。企業は様々な不正手段を用いるため、環境保護部局が 24 時間監視してもデータ上からは何も問題が発見できない。

2015 年下半期、各級環境保護部局は合計 8 件の汚染源自動監視設備とデータの不正事案を発見し、全て公安機関に移送し、10 名の責任者が刑事拘留ないし行政拘留されたということである。

出典：経済参考報

URL：<http://env.people.com.cn/n1/2015/1231/c1010-27998084.html>

【 2016 年 1 月 】

55. 新「大気汚染防止法」の実施で VOCs 監督管理に初の法的根拠

公表日：2016 年 1 月 5 日
情報公表組織：中国環境保護オンライン
分類：政策動向
キーワード：大気汚染防止法、VOCs、環境規制

最新の改正で史上最も厳しいと言われる「大気汚染防止法」は今年 2016 年 1 月 1 日から施行される。その中で揮発性有機化合物（VOCs）を含有する原材料と製品を生産、輸入、販売、使用する際は、その VOCs 含有量が品質基準もしくは要求に適合しなければならないと明記されている。専門家は、新大気汚染防止法は操作性と対応性が高く、また初めて VOCs を規制対象に含め、企業に制約を加えると同時に、環境保護技術の普及のチャンスももたらすと語る。

1. 新「大気汚染防止法」は VOCs 汚染についてどう規定しているか？

VOCs 汚染防止は今後の環境保護事業の重点であり、「大気汚染防止法」では VOCs 汚染防止について以下の通り規定をしている。

1) 揮発性有機化合物を含有する原材料と製品を生産、輸入、販売、使用する際は、その揮発性有機化合物含有量が品質基準もしくは要求に適合しなければならない。国家は低毒性、低揮発性有機溶剤の生産、輸入、販売、使用を奨励する。（第四十四条）

2) 揮発性有機化合物廃ガスを発生する生産・サービス活動は、密閉空間もしくは設備の中で行わなければならない。規定に従い汚染防止設備を設置し使用しなければならない。密閉できない場合は、廃ガス排出削減措置を講じなければならない。（第四十五条）

3) 工業塗装企業は低揮発性有機化合物含有塗料を使用し、台帳を作り、生産原料・副原料の使用量、廃棄量、行き先、および揮発性有機化合物含有量を記録しなければならない。台帳の保存期間は 3 年以上としなければならない。（第四十六条）

4) 石油、化学工業その他の有機溶剤使用企業は、管路、設備の日常保守・修理を行い、材料の漏洩を減らし、漏洩した材料は速やかに収集処理しなければならない。

石油・ガス貯蔵施設、石油・ガス補給所、原油・精製油埠頭、原油・精製油輸送船、石油タンクローリー、ガスタンクローリーは、国家関係規定に従い、オイル・ガス回収装置を設置し、正しく使用しなければならない。

5) 下に列挙する行為のひとつがあった時は、県級以上の人民政府環境保護主管部局が是正を命じ、二万元以上二十万元以下の過料を科す。是正を拒んだとき

は、操業を停止しての是正を命じる。(一) 揮発性有機化合物含有廃ガスを発生する生産・サービス活動を密閉空間もしくは設備の中で行わず、規定に従って汚染防止設備を設置、使用せず、もしくは廃ガス排出削減措置を講じなかった場合。

(二) 工業塗装企業で、低揮発性有機化合物含有塗料を使用せず、もしくは台帳を作成、保存しなかった場合。(三) 石油、化学工業その他の有機溶剤を使用する企業で、管路、設備の日常保守・修理、材料の漏洩減少措置を行わず、もしくは漏洩した材料を速やかに収集処理しなかった場合。(四) 石油・ガス貯蔵施設、石油・ガス補給所および石油タンクローリー、ガスタンクローリーで、国家関係規定に従ってオイル・ガス回収装置を設置し正しく使用しなかった場合。

2、専門家：初めて新法に盛り込まれ、VOCs 対策に法的根拠が与えられた

新大気汚染防止法は初めて VOCs を規制対象に含めた。中国環境保護産業協会廃ガス浄化委員会欒志強副事務局長によると、これにより VOCs 対策に法的根拠が提供され、VOCs 対策に大きな影響を与える。昨年 10 月 1 日、VOCs 汚染排出費徴収パイロット事業が始まり、パイロット事業対象業種には石油化学工業と包装印刷業が含まれた。欒志強によると、次の段階の VOCs 対策は重点地区、重点業種、重点工業団地を対象に、対策を強化していくことである。

3、VOCs をなぜ規制対象に含めたのか？

世界保健機関の定義によると、VOCs とは沸点 50°C~250°C、常温下で蒸気の形で空気中に存在する一種の有機物であり、それには炭化水素、ハロゲン化炭化水素、芳香族炭化水素、多環芳香族炭化水素などが含まれる。VOCs は大気中に普通に存在する成分が複雑な一種の有機汚染物質であり、揮発して VOCs ガスになって汚染を引き起こし、人体の健康と生態環境を害する。

VOCs には強い光化学反応活性があり、環境中で二次生成が行われ、その光化学反応で都市光化学スモッグが発生し、二次汚染が生じる。VOCs は微小粒子状物質 (PM_{2.5}) の前駆物質のひとつとして、煙霧発生の主要因である。特に夏季には、VOCs は都市と地域のオゾン生成の主要因となる。

人体への害の面では、VOCs の成分は複雑で、その特殊な臭気は人体の不適合を引き起こし、毒性と刺激性がある。多くの VOCs に神経毒性、腎臓と肝臓毒性、発がん作用があり、血液成分と心臓血管系を害し、胃腸障害を引き起こし、免疫系、内分泌系、造血系の疾患と代謝障害を誘発することがすでに知られている。

出典：中国環境保護オンライン

URL：<http://www.hbzhan.com/news/detail/103485.html>

56. 中央が北京のсмоッグ対策に処方箋：冬季差別化汚染排出費の実施を検討

公表日：2016年1月6日
情報公表組織：中国環境保護オンライン
分類：政策・法規命令
キーワード：смоッグ、汚染排出費徴収、重汚染天気対応措置、民生用石炭、石炭のガス転換

2016年1月4日、中共中央政治局常務委員、国務院副総理張高麗が北京市で調査研究を行い、大気汚染防止業務座談会を開催した。張高麗は、要点を押さえ、重点を明確化し、冬季大気汚染防止強化措置を強力に実施し、重汚染天気対応を確実に強化しなければならないと強調した。彼はまた、北京・天津・河北および周辺地区、とりわけ北京を重点中の重点とすべきと強調した。

その中で、会議で提案した5項目の重要予防管理措置のひとつは、民生用石炭汚染規制を強化し、民生用石炭代替事業を行い、「石炭のガス転換」「石炭の電気転換」およびその他新エネルギー応用を強力に推進することである。

近年、「石炭のガス転換」は一貫してсмоッグ対策事業で推進されてきた重点措置のひとつであるが、価格や供給などの問題に制約されて「石炭のガス転換」はいまだに大きなチャレンジに直面している。

国家発展改革委員会エネルギーセンター研究員の姜克隽によると、民生用石炭の汚染排出は非常に激しいが、2015年の民生用石炭の「石炭のガス転換」事業の推進状況はあまりよくなかった。そればかりか2015年下半年には天然ガス供給過剰問題が発生した。

石炭のガス転換と新エネルギー応用の推進

張高麗は、北京・天津・河北および周辺地区、とりわけ北京を重点中の重点とし、既存の問題、弱い部分、冬季大気汚染排出増加の状況に対し、法律、経済、技術、行政などのより強力な予防管理措置を採らなければならないと強調した。

張高麗は特に5項目の具体的措置を提起した。その内容は次の通りである。民生用石炭汚染規制を強化し、民生用石炭代替事業を行い、「石炭のガス転換」「石炭の電気転換」およびその他の新エネルギー応用を強力に推進する。自動車管理を強化し、大型ディーゼル車使用クリーン化を加速し、路線バスと物流分野で率先して新エネルギー車両への転換を進め、自動車排出検査基準を厳格化する。工業企業対策を強化し、「工場閉鎖・操業中断・合併・業種転換」などの措置を通じて、小企業、小工場の基準超過排出問題を徹底的に解決する。北京・天津・河北で大気汚染物質特別排出規制値の実施を検討し、冬季差別化汚染排出費徴収政策の実施を検討する。

同時に、重汚染天気緊急対応管理を強化し、重汚染天気警報等級基準を統一し、

地域警報連携と監視データ共有を強化する。地域連動メカニズムを強化し、「北京・天津・河北生態環境保護共同発展計画」を実施し、地区横断環境保護機関の設立を検討し、地域連携汚染対策を推進する。

「石炭のガス転換」は価格障害に直面しており、「(大気汚染防止には) まずしっかりと民生用石炭の『石炭のガス転換』を行わなければならない。なぜなら民生用石炭の汚染は非常に深刻であるからだ」と姜克隽は語った。

2015年12月の環境保護部の北京・天津・河北および周辺地区に対する大気汚染監督検査においては、民生用石炭燃焼も重要汚染問題のひとつとして明らかになった。北京市はさらに「農村民生用石炭転換」を2016年クリーンエア行動計画で焦点化する「三大戦役」のひとつに位置付けている。

2015年は民生用石炭の「石炭のガス転換」事業が順調に進展しなかった。2015年11月までは大気汚染防止が順調であったため、多くの地方が警戒を緩めた。その結果、石炭のガス転換があまり速く進展せず、2015年下半期の天然ガス供給過剰につながった。姜克隽の考えでは、2015年の「石炭のガス転換」事業が全体的に見てあまり良い結果が得られなかった主な原因は、天然ガス価格が高すぎたためである。

民生用石炭の「石炭のガス転換」は北京の大気汚染防止だけで目立っているが、北京・天津・河北全体では、工業石炭燃焼汚染が依然として大気汚染の主要問題である。実際に2013年以降、国家レベルでは一貫して工業分野の「石炭のガス転換」プロジェクトを推進してきたが、一部の地方は推進過程で依然困難が大きかった。

姜克隽によると、天然ガスと石炭の間には大きな価格差があるため、工業分野のコスト負担能力が低いほど、「石炭のガス転換」への抵抗は大きくなる。

2015年11月、国家発展改革委員会は通知を出し、2015年11月20日から非住民用天然ガス卸売り価格を引き下げ、各省の非住民用ガス最高卸売価格を千m³当たり700元引き下げた。

汚染が最高の地域はその特殊な産業構造(工業ボイラーではなく工業窯炉)に関係がある。例えば邢台のガラス、唐山の小規模製鋼所、石家荘の化学工場、小規模火薬工場などである。これらの地方の共通点は工業窯炉が非常に多いことである。科達潔能の責任者によると、石炭ボイラーと比べて、工業窯炉の基準、規範はほぼ無いに等しい。また、企業の環境保護意識と環境保護部局の監督取締も、「石炭のガス転換」などの生産方式クリーン化転換推進の重要な動力である。

出典：中国環境保護オンライン

URL：<http://www.hbzhan.com/news/detail/103525.html>

57. 環境保護部が春節期間に花火爆竹の使用制限を確実に行うよう要求

公表日：2016年1月7日
情報公表組織：中華人民共和国環境保護部
分類：政策動向
キーワード：花火爆竹使用、大気質、重汚染天気対応

春節が近づき、全国で花火爆竹消費のピークを迎える。大気質を保障し、大衆の健康を維持するために、環境保護部は最近「2016年春節期間花火爆竹の使用禁止・制限業務に関する通知」を発出し、各地区が大いに重視し、事前に準備し、春節期間の花火爆竹の使用禁止・制限業務を確実に行うよう要求した。

第一に、科学的、効果的な春節期間の花火爆竹使用禁止・制限業務プランを制定し、部局の責任を明確化し、販売ルート of 厳格管理、使用地域の厳格規制、監督手段の厳格化などの措置を採り、冬季重汚染天気対応業務と結合し、花火爆竹使用禁止・制限管理業務を実行し、大気質改善目標の実現を促進する。

第二に、各地区の実情を踏まえ、花火爆竹使用禁止・制限時間を明確にし、使用禁止・制限地域と場所を決定して明確に表示し、販売・使用を許可する花火爆竹の規格と品種を決定し、環境保護型花火の販売比率を増やし、公表する。合理的に花火爆竹販売場所の数を規制し、限定する販売時間と場所を明確にする。

第三に、日常監督を強化し、合同取締を厳格化し、規則違反の花火爆竹の生産、販売、使用などの行為を断固処罰し、公表する。不利な気象条件の期間、取締検査の回数と投入を拡大し、規則違反行為を減らし、花火爆竹使用による大気汚染を軽減する。

第四に、事前に公休日期間の大気質状況と変化動向の分析および予測業務を行い、とりわけ北京・天津・河北および周辺地区では、不利な気象条件に遭遇した場合、厳格に各地区の重汚染天気緊急対応計画の要求に従い、花火爆竹使用禁止・制限措置の実行を確保しなければならない。

第五に、各種メディアを十分に活用し、花火爆竹使用禁止・制限の各規定の宣伝を強化し、文明的、グリーンな生活様式を提唱し、大衆の理性的な花火爆竹使用を積極的に誘導し、安全な環境保護型花火爆竹の購入を推奨し、全人民での相互監督や自覚的な遵守を促す。

出典：中華人民共和国環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201601/t20160107_321249.htm

58. 三大地域船舶強制排出削減により、沿海都市の大気環境改善に助力

公表日：2016年1月7日
情報公表組織：経済日報
分類：ニュース動向
キーワード：船舶排出規制、クリーンエネルギー、排ガス処理、

「船舶の大気汚染を防止し、我が国の海沿いと川沿い地域の環境大気質を改善することは、我々に課された義務である。」2016年2月1日に開かれた記者会見の席で交通運輸部海事局の責任者は「珠江デルタ、長江デルタ、環渤海（北京・天津・河北）水域船舶排出規制区実施プラン」を2016年1月1日から実施し、排出規制区内で航行、停泊、作業する船舶からの硫黄酸化物、窒素酸化物、粒子状物質の排出規制を通じて、海沿いと川沿い地域、とりわけ港湾都市の環境大気質を改善していくことを紹介した。

三大地域内船舶は強制排出削減

交通運輸部海事局巡視員の李青平は記者会見の席で、船舶排出規制区を設立することは、国务院の「大気汚染防止行動計画」と2016年1月1日より施行された「大気汚染防止法」貫徹実行の重要措置であると述べた。我が国が設立した珠江デルタ、長江デルタ、環渤海（北京・天津・河北）の3つの船舶排出規制区の中で、深圳港、広州港、珠海港、上海港、寧波港、舟山港、南通港、蘇州港、天津港、秦皇島港、唐山港、黄驊港の11港湾地域を排出規制区の中心港湾地域に指定した。

交通運輸部海事局船舶検査処処長の張九新は、今回の排出削減は主に「船舶による汚染の防止のための国際条約」に基づいていると説明した。船舶排出規制区は主に船舶に対する強制措置を通じて硫黄酸化物、粒子状物質、窒素酸化物の排出を削減・規制する。張九新は、我が国は条約締約国であり、今回公布した排出規制区プランも主に硫黄酸化物と粒子状物質の排出を規制しており、主に船舶エンジンのアップグレード、クリーンエネルギーの使用、排ガス処理などの方法を通じてそれを実現すると語った。

李青平によると、今年4月1日からまず長江デルタ地域で船舶排出削減を実現する。「長江デルタ地域は経済が発達しているが、同時に大気汚染防止の大きなプレッシャーにも直面している」と明かした。取材によると長江デルタ水域船舶排出規制区事業は主に2段階で実施される。第一段階は4月1日からで、船舶に対し中心港湾接岸停泊期間に硫黄分0.5% m/m 以下の燃料油を使用することを要求し、接岸停泊期間に硫黄分0.1% m/m 以下の燃料油を使用することを推奨し、また、排出規制区に進入した船舶に対し硫黄分0.5% m/m 以下の燃料油を使用することを推奨する。第一段階実施状況を評価した後、適当な時期に第二

段階規制措置を開始する。「長江デルタ地域で率先して船舶排出規制区を実施し、他の地域への垂範とし、三大地域大気汚染防止と船舶排出規制区事業の推進を促す」と李青平は述べた。

海運業にとってチャンスとチャレンジが併存

プランによると、今回の船舶排出規制では 4 つのキー時点を設定し、それによって段階的に計画を実施する。

2016 年 1 月 1 日から条件のある港湾で硫黄分 0.5% m/m 以下の要求を先行実施するよう推奨し、2017 年 1 月 1 日から中心港湾でその要求の実施を強制する。2018 年 1 月 1 日からは強制規制区の全ての港湾でその要求を実施し、2019 年 1 月 1 日から排出規制区に進入した船舶は必ずその要求を実施しなければならない。2019 年 12 月 31 日までに交通運輸部は上述の規制要求実施効果に基づいて次の規制措置を実施するか否かを決定する。それには排出規制区進入船舶の硫黄分 0.1% m/m 以下の燃料油使用と排出規制区の地理的な範囲拡大などが含まれる。

張九新によると、今回の船舶排出規制区の範囲は一定の地続きの地域を選択し、経済発展水準がほぼ同じで、貨物の種類が近い港湾を選択した。同時に、中心港湾地域は船舶活動密度が高く、船舶大気汚染排出削減のニーズが切迫していて、経済インフラが良いことなどの要素を考慮し、船舶排出規制区内で一部の港湾を選択して中心港湾地域とし、先行して停泊時燃料油交換を実施し、排出規制区内の船舶大気汚染防止事業のために経験を積むことにした。

李青平によると、海運企業にとって、プランの実施は運営コスト増や船舶改造などのチャレンジをもたらすが、同時に産業構造調整をもたらし、海運業のイノベーション、グリーン発展実現の大きなチャンスでもある。専門家の分析によると、水運業の角度から見ると、プランの低硫黄油、陸上電源、排ガス処理装置などの使用要求は船舶の運営コストを上げ、新たな要求の一部に適応できない船舶と海運会社は淘汰されるであろうが、長期的に見ると、船舶のクリーン化と国際化水準の向上を促し、将来の国際競争力を高めることができる。

燃料油規格の向上がカギ

上海市交通委員会秘書長の高奕奕は『経済日報』記者の質問に対し、関係部局の推定では、排出削減措置を厳格に実施した場合、汚染物質排出削減効果は高いと予想されると述べた。

高奕奕によると、長江デルタの船舶排出規制区先行実施は、地域大気汚染の深刻な現状の改善を考慮している。現在の推計では、上海を例にとると、PM_{2.5}の寄与率は船舶排出が 8%から 10%である。上海市環境モニタリングセンター、復旦大学、交通部規画院などの関係機関とともに行った予測によると、船舶排出規制区実施後の第一段階、つまり接岸期間に 0.5% m/m 未満の低硫黄油に交換

すると、PM_{2.5}の一次排出削減率は10%前後、硫黄酸化物の削減率は18%前後となる。第二段階、排出規制区進入後0.5%*m/m*未満の低硫黄油に交換すると、PM_{2.5}の排出削減は60%以上、硫黄酸化物の排出削減は80%近くになる。「この排出削減効果は現在の推計ではかなりのものである。」

高奕奕によると、長江デルタの現在の船舶排出規制区実施準備状況によれば、一つの核心的な問題は、適合する燃料油の供給である。現在把握している所では、上海、寧波—舟山、南通、蘇州の四大中心港湾を含む地域は、0.5%*m/m*未満に適合する低硫黄油を供給する能力がある。「すでに我々は関係サプライヤーが期限までに適合燃料油の供給を積極的に始めるよう手配し、船舶排出規制区の円滑な実施を保障する。」

高奕奕は同時に次のように述べた。「実施プランでは入港船舶には停泊前に十分な適合燃料油を準備する責任があると明確に規定しているが、長江デルタ船舶排出規制の開始時には成熟した経験がないことも考慮し、プラン実施過程で免責と免除に関する条項を特に明確に定めた。仮に入港船舶が低硫黄油を使用することで安全面のリスクがあれば、または船舶が努力しても適合する低硫黄油を入手できなければ、免責または免除を申請することができる。」

出典：経済日報

URL：<http://www.hbzhnan.com/news/detail/104406.html>

59. 重点地域と主要都市の大気質予測予報システムがほぼ完成し、正式に情報を公表

公表日：2016年1月8日
情報公表組織：中華人民共和国環境保護部
分類：政策動向
キーワード：大気質予報、大気質監視警報

環境保護部の今日のメディアへの発表によると、2015年末に全国重点地域および主要都市大気質予測予報システムがほぼ完成し、2016年1月1日より、正式に社会に向けて予測予報情報を公表する。主な内容は、重点地域の5日先までの状況、省（自治区・直轄市）の3日先までの状況、重点都市の24時間、48時間大気質予報、都市大気質指数範囲、大気質ランクおよび主要汚染物質、健康への影響と提言などである。

環境保護部環境モニタリング司の羅毅司長によると、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域、全国31省（自治区・直轄市）、32重点都市（27省都

と 5 計画単列市) では、地域、省 (自治区・直轄市)、市級大気質予測予報システム建設は全て完了し、大気質予測予報業務を開始し、全国大気質予報情報発表プラットフォームシステムを通じて全国ネットワーク化を実現した。事業目標の達成のために、環境保護部は「全国環境大気質予報警報実施プラン」を制定し、トップダウン設計を強化した。全国予報業務会議を 2 回と全国予報現場会を 1 回開き、各地方の予測予報キャパシティービルディング需要と業務進捗状況を適時に把握し、地方環境保護部局に対する業務調整と業務指導を強化した。全国大気質予報業務研修コースを 3 回実施し、全国環境監視系統の大気質予測予報業務能力を高めた。

羅毅によると、北京・天津・河北地域、長江デルタ地域、珠江デルタ地域で大気質予測予報業務化が実現して情報を公表以降、環境保護部は APEC 会議、中国・アセアンサミット、全人代・政治協商会議、南京ユース・オリンピック、2015 年人民抗日戦争兼世界反ファシズム戦争勝利 70 周年記念活動、世界インターネット大会などの重大活動期間の大気質監視警報と保障任務を達成した。2015 年の冬は、北京・天津・河北および周辺地区、東北地区で数回の大気重汚染が発生したが、各地の環境保護部局は大気質変化動向を正確に予測し、速やかに予報警報情報を公表し、大気汚染の早期警報や科学的評価のために重要なデータと技術支援を提供した。各地で緊急対応計画を発動し、地域共同予防管理を強化し、確実に効果的な排出削減措置を採り、最大限大気汚染危害を低減するために有力なサポートを提供した。公衆に適時に健康指針と外出参考情報を提供した。

羅毅によると、今後環境保護部は大気質予測予報の実施経験を総括し、全国大気質予報業務体系をさらに改善し、関係部局との調整協力を強化し、予測予報キャパシティービルディングと業務研修を強化し、人材保障を強化し、全国環境保護系統の大気質予測予報能力をさらに高め、人民大衆に向けて迅速かつ正確な大気質予測予報情報サービスを提供するということである。

出典：中華人民共和国環境保護部

URL：http://www.mep.gov.cn/gkml/hbb/qt/201601/t20160108_324467.htm

60. 2015 年の 74 重点都市の PM_{2.5} 平均濃度が前年同期比 14.1%低下

公表日：2016 年 1 月 11 日
情報公表組織：国務院
分類：ニュース動向
キーワード：PM _{2.5} 、新環境大気質基準、環境監視ネットワーク、エネルギー構造調整

2015年冬に入って北京・天津・河北などの地方は何度もスモッグに襲われたが、環境保護部の統計データによると、2015年は大気汚染対策には顕著な進展があり、新環境大気質基準を初めて実施した74都市のPM_{2.5}平均濃度は前年比14.1%低下した。

環境保護部長の陳吉寧が11日の全国環境保護会議の席で語ったところによると、2015年の全国の化学的酸素要求量、アンモニア態窒素、二酸化硫黄、窒素酸化物排出総量は、それぞれ前年比3%、3%、5%、9%以上低下したと見込まれる。

「大気十条」実現の面では、黄ラベル車の年間廃棄数量任務を前倒しで達成し、全国で国四基準の自動車用ガソリン、ディーゼルの供給を始め、各省区市、省都、計画単列市の大気質予報警報システムは全て完成し、北京・天津・河北および周辺地区、長江デルタなどの重点地域の共同予防管理協力メカニズムはさらに深まった。

より長いスパンで見ると、第12次五カ年計画以降、我が国は途上国最大の大気質監視ネットワークを整備した。全国脱硫・脱硝発電設備の火力発電総設備容量に占める比率は2010年の82.6%、12.7%から96%、87%に高まった。石炭火力発電超低濃度排出改造は8,400万kW完了し、全国石炭火力発電設備の約1/10を占め、改造中の設備は8,100万kWを超え、発電所の石炭消費は世界先進レベルに達した。四項目の主要汚染物質排出削減任務を前倒し達成し、酸性雨面積は1990年代の水準に回復した。

汚染対策に一定の成果は上がったが、陳吉寧は、現在汚染対策の精緻化が強く求められており、とりわけ汚染緊急対応計画の科学性と対応性の向上が求められていると考えている。

彼によると、2016年は大気汚染対策にたゆまぬ努力を続け、石油化学業界の揮発性有機化合物（VOCs）総合対策を全面的に推進し、移動発生源汚染監督管理を強化し、重点地域共同予防管理を深化させ、重汚染天気緊急対応メカニズムを構築改善し、地域大気質予測予報センターを設立しなければならない。

「第13次五カ年計画」は、2020年に生態環境質の全般的な改善を実現すると提案している。陳吉寧によると、この目標を実現するには、大規模なスモッグ、劣V水域、都市悪臭汚水などの問題を顕著に改善しなければならず、それと同時に、すでに実現した良い環境を後退させてはならない。「良いものは低下させてはならず、悪いものは顕著に減らさなければならない。」陳吉寧によるとこれは「環境質の全体的改善」の基本要件である。

そのために、環境保護部は今後5年間産業構造とエネルギー構造の調整を引き続き推進し、重点業種総合対策を後押しし、環境質改善を核心とする大気、水、土壤汚染防止の三大行動計画を徹底的に実施する。

出典：国務院

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2016-01/11/content_5032175.htm

61. 石炭火力発電所省エネ改造が加速時期に

(*関連動向については、「41. 国務院:2020年までに石炭火力発電所を全て超低濃度排出化」をご参照ください。)

公表日：2016年1月15日
情報公表組織：国務院
分類：ニュース動向
キーワード：省エネ排出削減、汚染排出費徴収、低炭素供給メカニズム

「第13次五カ年計画」期間に、全国で石炭火力発電所超低濃度排出改造を4.2億kW実施する計画であり、改造完了後の主要汚染物質排出は半分以下に低下するだろう。省エネ改造は3.4億kW実施する計画で、改造完了後は毎年原炭が5,000万トン節約される。

電気価格補助、財政与信優遇などの支援政策が次々に打ち出されるのに伴い、石炭火力発電省エネ排出削減改造は加速時期に入り、石炭火力発電のクリーン高効率発展を促進し、大気汚染防止を後押ししている。

我が国は世界最大のエネルギー消費国になり、石炭火力発電設備容量と発電量はいずれも世界第一位である。相当長期にわたり石炭は我が国の主要エネルギーであり続けるため、石炭の高効率クリーン利用は非常に重要である。

国家エネルギー局局長のヌル・ベクリは「全国石炭火力発電超低濃度排出と省エネ改造促進加速動員大会」の席で、次のように述べた。大量の石炭の分散型・粗放的使用は大気汚染発生の主要因のひとつである。我が国は毎年40数億トンの石炭を消費するが、僅か半分だけが発電に用いられており、世界の65%前後という平均水準よりはるかに低い。石炭火力発電所アップグレード改造を加速し、電力による代替比率を高め、石炭分散型燃焼規模を縮小し、汚染物質排出を減らさなければならない。

環境保護部長の陳吉寧は会議の席で次のように述べた。現在、石炭火力発電産業の二酸化硫黄、窒素酸化物、粉じんの排出量は全国総排出量の35%、38%、17%を占め、依然として工業の中で排出量が最大の業種であり、改造の余地とポテンシャルは非常に大きい。同時に、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタの石炭火力発電設備の数は多く、平均設備容量は小さく、汚染物質排出強度は高く、やはり地域大気汚染発生の大きな原因であり、石炭火力発電省エネ排出削減改造は急務となっている。

環境保護部など三部委員会が先日配布した「石炭火力発電所超低濃度排出と省エネ改造全面実施事業プラン」によれば、東部地区において元の計画で2020年までに達成することとなっていた超低濃度排出改造任務は2017年までに全て完成するよう前倒しする。東部地区に対する要求を段階的に全国の条件を具備する地区に拡大し、中部地区では2018年までにほぼ完成させ、西部地区では2020年までに完成させるよう努力する。また、2020年には、既存の石炭燃焼発電設備改造後の平均給電石炭消費を310g/kWh以下とする。

現在すでに多くの省が超低濃度排出改造を実施している。山西省発展改革委員会エネルギー処処長の崔敏によると、山西省では石炭燃焼発電設備の超低濃度排出改造事業を開始しており、2017年に全省の30万kW以上の一般石炭燃焼、低カロリー炭発電設備の大気主要汚染物質排出を超低濃度排出基準内にすることが目標としている。

陳吉寧によると、現在全国で超低濃度排出改造を完了した石炭火力発電設備は約1億kWで、石炭火力発電設備の1/10を占める（改造中は8,000万kW超）。推計によると、2020年に石炭火力発電所超低濃度排出改造任務完了後、電力産業の主要汚染物質である二酸化硫黄、窒素酸化物、粉じん排出はそれぞれ59.2%、61%、57.1%低下し、我が国の石炭火力発電所の大気汚染物質排出水準は世界最高の水準になる。

省エネ排出削減改造は関連産業の発展をもたらす。国家エネルギー局電力司長の韓水の推計によると、改造は石炭火力発電省エネ排出削減分野での新規投資を2,300億元もたらし、同時に上下流の省エネ・環境保護関連産業の発展を促進し、経済発展に新たな成長の機会を提供する。

石炭火力発電省エネ排出削減改造について、プランの中で少なくとも4分野の支援措置を決定した。

第一に、超低濃度排出水準を達成した石炭燃焼発電設備に対し電気価格補助を提供し、2016年1月1日以前にすでに連系運転していた既存装置に対しては、統一売電価格1kWにつき0.01元上乘せし、1月1日以降に連系運転を始めた新設設備については、統一売電価格1kWあたり0.005元上乘せする。

第二に、石炭火力発電設備の排出とエネルギー効率水準を総合的に考慮し、超低濃度排出設備の発電利用時間数を適度に増やし、原則的に200時間前後を奨励し、具体的には各地方が決定する。

第三に、各地方に対し汚染排出費徴収基準を上げると同時に、汚染物質排出濃度が国家もしくは地方が定める汚染物質排出規制値より50%以上低い場合は汚染排出費の半額徴収政策を実行し、企業が超低濃度排出改造に力を入れるよう督促する。

第四に、財政与信優遇支援を行う。中央財政の既存の大気汚染防止特別資金を省エネ排出削減効果が高い省に適度に傾斜配分する。条件に合う石炭燃焼電力企業が企業債発行による直接融資を行い、募集資金を超低濃度排出と省エネ改造に充てることを支援する。

ヌル・ベクリによると、国家エネルギー局は関係部局と共同で省エネ低炭素供給メカニズムを改善し、クリーン高効率石炭火力発電設備の負荷率と運転水準を高める。また、国家エネルギー局はモデル事業とモデル基地の経験を踏まえ、一群の石炭火力発電省エネ排出削減モデル発電所を指名し、成熟技術と経験を広める。

出典：国務院

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2016-01/15/content_5033250.htm

62. 環境保護部が「2015年中国自動車汚染防止年報」を公表

公表日：2016年1月19日
情報公表組織：国務院
分類：ニュース動向
キーワード：自動車汚染、煙霧、光化学スモッグ、黄ラベル車

環境保護部は2016年1月19日にメディアに対し、「2015年中国自動車汚染防止年報」（以下、「年報」と略す）を公表し、2014年の全国自動車汚染状況を公表した。年報によると、我が国は6年連続で自動車生産販売世界一であり、自動車汚染は我が国の大気汚染の主要な発生源であるほか煙霧、光化学スモッグ汚染発生の原因であり、自動車汚染防止は喫緊の課題になっている。

環境保護部汚染防止司副司長の汪鍵によると、我が国の自動車保有量は引き続き増えている。2014年に全国自動車生産量と販売量はそれぞれ2,372.3万台と2,349.2万台であった。1980年に比べて、全国自動車保有量は33倍、24,577.2万台になった。その内訳は、自動車は14,452.2万台、低速自動車は972万台、バイク9,153万台である。排出基準に従って分類すると、国Ⅳ以上の基準の自動車が自動車総保有量の22.7%、国Ⅲ基準の自動車が52.5%、国Ⅱ基準の自動車が10.4%、国Ⅰ基準の自動車が10.6%、残りの3.8%の自動車は国Ⅰ基準に達していない。環境ラベルに従い分類すると、「緑ラベル車」が93.2%で、高排出の「黄ラベル車」がまだ6.8%ある。

汪鍵の話では、監視によると、自動車保有量の急増に伴い、我が国の都市大気は煤煙と自動車排ガスの総合型汚染の特徴を呈しており、大衆の健康に直接影

響している。2014年、全国の自動車汚染物質排出量は4,547.3万トンで、2013年比0.5%減少した。内訳は窒素酸化物（NO_x）627.8万トン、粒子状物質（PM）57.4万トン、炭化水素（HC）428.4万トン、一酸化炭素（CO）3,433.7万トンである。自動車は汚染物質総量の主な要因であり、排出するNO_xとPMは90%を上回り、HCとCOは80%を上回る。車種別では、全国の貨物自動車が排出するNO_xとPMは乗用自動車より顕著に多く、その内大型貨物自動車が主な要因である。一方、乗用自動車のCOとHC排出量は貨物自動車より顕著に多い。燃料別では、全国のディーゼル車が排出するNO_xは自動車排出総量の70%近くを占め、PMは90%を超える。一方、ガソリン車のCOとHC排出量は高く、総排出量の70%を超える。排出基準別では、保有量3.8%の国Ⅰ基準以前の自動車が排出する主要汚染物質が排出総量の30%以上を占める。一方保有量75.2%の国Ⅲ基準以上の自動車の排出量は排出総量の40%未満である。環境保護ラベル別では、自動車保有量のわずか6.8%の「黄ラベル車」がNO_xの45.4%、PMの74.6%、COの47.4%、HCの49.1%を占める。

汪鍵によると、2014年3月、李克強総理は第12期全国人民代表大会第2回会議での政府活動報告で、2014年には黄ラベル車と老朽自動車600万台を廃棄し、全国で国四基準車用ディーゼルを供給すると明言した。11月に、国務院常務会議は「中華人民共和国大気汚染防止法（改正案）」を可決し、「車、油、道」統一の考え方に従い、自動車汚染総合防止と全過程コントロールを強化しなければならないとした。政府活動報告および国務院関連文書と指示の精神を徹底的に実行するために、各地区と関係部局は相次いで自動車汚染防止と排出削減に有利な事業プランと関連政策を制定し、調整協力を強化し、新車参入の環境規制、使用過程車の環境保護管理、「黄ラベル車」廃棄加速、自動車用燃料改善および自動車用尿素供給などの分野で総合対策を実施し、自動車汚染防止事業は一定の成果を上げた。

汪鍵は次のように述べた。環境保護部は業務にさらに力を入れ、自動車窒素酸化物総量規制を全面的に実施し、自動車の生産、使用、廃棄の全過程の環境規制を着実に強化し、同時に関係部局と共同で業種発展計画、都市路線バス、クリーン燃油供給などの面で総合対策を実施し、「車、油、道」同時発展を調整推進し、自動車排ガス排出の大気環境と大衆の健康への影響を強力に防止する。

出典：国務院

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2016-01/19/content_5034150.htm

63. 揮発性有機化合物汚染排出費徴収パイロット事業の具体的取扱いに関する

通知

(*関連動向については、「7. 環境保護部など3部・委員会：「揮発性有機化合物汚染排出費徴収パイロット事業規則」公布」をご参照ください。)

公表日：2016年1月19日
情報公表組織：環境保護部
分類：政策動向
キーワード：VOCs、汚染排出費徴収、パイロット事業、具体的取扱い

「大気汚染防止行動計画配布に関する国務院通知」(国発〔2013〕37号)の中の「揮発性有機化合物を汚染排出費徴収対象に含める」という要求に基づき、財政部、発展改革委員会、環境保護部は相次いで「『揮発性有機化合物汚染排出費徴収パイロット事業規則』の印刷と配布に関する通知」(財税〔2015〕71号、以下71号通知と略称)と「石油化学工業および包装印刷業などパイロット事業対象業種の揮発性有機化合物汚染排出費徴収基準制定などの問題に関する通知」(発改価格〔2015〕2185号)を発出し、2015年10月1日より、石油化学工業、包装印刷業において揮発性有機化合物汚染排出費徴収パイロット事業を行うことを決定した。その具体的取扱いに関して以下の通り通知する。

一、各省、自治区、直轄市環境保護庁(局)は現地発展改革委員会(物価)、財政などの部局に対し可及的速やかにパイロット事業の詳細な実施規則を制定し、パイロット事業の対象範囲、徴収基準、差別化政策、計算間隔、徴収開始時期、計算方法、徴収権限などの内容を明確化するよう働きかけなければならない。

二、各省級環境監察機関は管轄地域内の市・県の環境監察機関がパイロット事業に関する業務を確実に行うよう指導しなければならない。

(一) 工商、工業・情報化、統計、新聞出版などの主管部局と関係業界団体のデータと資料を使って、パイロット事業対象企業数を把握する。

(二) 多様な方式で行政地域内の環境監察機関とパイロット事業対象企業に対して宣伝・研修を実施し、国家と地方の揮発性有機化合物汚染排出費徴収パイロット事業の政策規定を説明し、パイロット事業対象業種の生産工程と揮発性有機化合物排出の特徴を紹介する。

(三) 行政地域内のパイロット事業業務を検査・指導し、パイロット事業業務の効果的な方法や優良事例を取りまとめて普及させ、速やかに下級環境監察機関のパイロット事業における問題の解決と報告を支援する。

三、石油化学工業企業は71号通知別添2に定める計算間隔(年単位)と計算方法に従い、包装印刷企業は71号通知別添3に定める計算方法と計算間隔(各省が決定)に従い、地方環境監察機関に本通知に添付した揮発性有機化合物排出

情報申告表を提出し、揮発性有機化合物排出量と関連情報を申告し、併せて申告資料の真実性、有効性、完全性に責任を負わなくてはならない。

四、地方環境監察機関はパイロット事業対象企業の申告資料の完全性について審査しなければならない。審査要求は以下の通り。

(一) 石油化学工業企業が申告する各汚染源項目中で揮発性有機化合物排出に関する設備の固定・可動シール部、生産設備、貯蔵タンク、装填台、燃焼設備、プロセスの組織的発生源、フレア・スタック、揮発性有機化合物処理施設などの数は、必ず計算期間内の使用中の数量と等しくなければならない。各汚染源項目の揮発性有機化合物排出量と汚染当量の数の和は総排出量と総汚染当量数と等しくなければならない。

(二) 包装印刷企業が申告する有機系原料使用、希釈剤使用、揮発性有機化合物の除去回収の情報は、その申告と同時期の購入原材料と有機溶剤の領収書、もしくは受領証、原材料納入業者が提供した揮発性有機化合物含有量説明、危険廃棄物処理証票などの資料を使用し、揮発性有機化合物処理装置の処理効果などと一致しなければならない。

(三) 地方環境監察機関が審査で遺漏などの申告情報の不完全性を発見したときは、パイロット事業対象企業に対し期限を定めて追加報告を命じなければならない。期限を過ぎて報告がなかった場合は、法に従い処罰する。

五、当部は揮発性有機化合物汚染排出量徴収パイロット事業徴収管理システムを開発しており、それはクラウド・コンピューティング方式を採用して環境保護部のクラウド・プラットフォームを設け、石油化学工業と包装印刷業の企業の申告、地方環境保護部局の汚染排出費徴収時の使用に供する。詳細は別途通知する。

六、揮発性有機化合物汚染排出費徴収パイロット事業過程で発生した問題と業務上の提案は、速やかに財政部、発展改革委員会および当部に報告されたい。

出典：環境保護部

URL：http://www.zhb.gov.cn/gkml/hbb/bgth/201601/t20160125_326889.htm

64. 中央財政大気汚染防止特別資金の年々増加と 2016 年の三大重点業務

公表日：2016 年 1 月 21 日
情報公表組織：国務院
分類：政策動向
キーワード：大気汚染防止協力メカニズム、重汚染天気対応、地方政府の責任

環境保護部汚染防止司副司長の汪鍵は 1 月 21 日に次のように語った。2013 年に国務院が「大気汚染防止行動計画」を配布して以降、各地区各部局は大気汚染対策業務を全面的に推進し、積極的な成果を上げた。中央財政に大気汚染防止特別資金を設け、支援を強化した。

「2013、2014、2015 年にそれぞれ 50 億元、98 億元、106 億元を用意し、前倒しで 2016 年特別資金 50 億元を下達した。中央財政資金の「レバレッジ」効果が徐々に表れてきている。例えば、2014 年合計で社会投資約 3,000 億元を引き出し、多元的投資枠組みがほぼ形成された」と汪鍵は語った。

「第 13 次五カ年計画」は我が国が小康社会を完成させる時期である。工業化、都市化を引き続き急速に進め、石炭消費量と自動車保有量は引き続き増加し、大気汚染防止はこれまでにない圧力に直面する。

汪鍵によれば、2016 年の大気汚染防止の三大重点事業は、地方政府の責任実行をさらに強化すること、大気汚染防止協力メカニズムをさらに改善すること、重汚染天気対応を強化することである。

「大気十条で取り上げられた各種措置は、環境質改善に十分である。だが、北京・天津・河北の進展を見ると、効果は芳しくない。最大の問題は責任が果たされていないことである。監督取締の面で、いかに地方政府の責任を強化するかは、重要な仕事である」と汪鍵は語った。また、2016 年には北京・天津・河北および周辺 7 省市のメカニズムと長江デルタ地区 4 省市のメカニズムという全国二つの地域的協力をさらに発揮させる。

汪鍵によると、2015 年 11 月、12 月に続いた重汚染天気の通年の大気質状況への影響はかなり大きかった。

「北京市は 1 月から 10 月まで、大気質改善率が 21.6%であった。しかし、12 月 31 日までの通年の大気質改善率はわずか 6%で、2 か月間で改善率を食いつぶしてしまった。環境保護部は特別に座談会を開き、北京・天津・河北の冬季重汚染天気対策措置を決定した。それは石炭、自動車、工業対策などである」と汪鍵は述べた。

出典：中国政府網

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2016-01/21/content_5035184.htm

65. 地方で人民代表大会と政治協商会議を集中開催：スモッグ対策・環境保護強化が多くの地方の焦点に

公表日：2016 年 1 月 25 日
情報公表組織：中国環境保護オンライン

分類：業界動向

キーワード：大気汚染防止協力メカニズム、重汚染天気対応、地方政府の責任

2016年1月25日、報道によると省級の地方人民代表大会と政治協商会議が集中開催され、スモッグ対策、環境保護強化が多くの地方の会議の焦点となった。

北京市長の王安順は1月24日に北京市政協委員との座談の席で、北京の去年のPM_{2.5}平均濃度は前年比6.2%低下し、2016年には北京の大気中PM_{2.5}平均濃度を「さらに約5%下げる」と語った。北京が暖房期間に奇数偶数制走行規制を実施するかどうかという代表と委員が関心を持っている問題について、北京市常務副市長の李士祥は、現在検討中であり、どのように実施するかは検討結果次第であると語った。渋滞費徴収パイロット事業の問題については研究段階であり、具体的なスケジュールは決まっていない。

李士祥：交通渋滞費の実施スケジュールは決まっていない。このような特大型都市の交通は、単純に料金を徴収して解決できるものではなく、また単純に何かひとつの措置で解決できるものでもなく、総合対策が必要である。したがって安心してほしい。今後突然何らかの政策が打ち出される可能性はない。我々が打ち出す全ての措置はその科学性を追求しなければならない。

天津市共産党委員会代理書記兼市長の黄興国は政府報告の中で、今後天津市はさらに石炭消費総量を削減し、中心市街地、濱海新区中心部で無石炭燃焼を実現すると述べた。

黄興国：大気汚染防止を全面的に強化し、石炭消費総量をさらに削減し、2020年にはPM_{2.5}濃度を2015年比で25%削減する。

浙江省人民代表大会開幕式で、浙江省長の李強は2016年の10件の民生事業を紹介し、三度「スモッグ対策強化」を最重要位置に位置付けた。

省級の地方人民代表大会・政治協商会議の席で、各省がその年のGDP目標をどのように設定するかが、注目点となった。今年各省が公表した数値を見ると、多くの地方が経済成長目標に幅を設けた。

上海は一年ぶりにGDP目標を掲げ、今年の域内総生産の成長率を6.5%~7%とした。「第13次五カ年計画」期間の域内総生産平均成長率は6.5%以上とした。

上海市人民代表の朱洪超：この幅の弾性は私が思うに割と实际的である。情勢の変化と発展に基づき、我々は目標を実務的に制定し達成する。

出典：中国環境保護オンライン

URL：<http://www.hbzhan.com/news/detail/104179.html>

66. まもなく新エネルギー車補助金政策を調整

公表日：2016年1月25日
情報公表組織：中国経済ネット
分類：政策動向
キーワード：新エネルギー自動車、補助金、市場化

財政部長の楼継偉は23日に、新エネルギー自動車の補助金政策を調整し、補助金の条件を厳格化し、年毎に補助金比率を減らし最終的に補助金をなくすと表明した。同時に、現段階では監督管理を強化し、補助金詐欺とレントシーキングには厳罰で臨むとした。

2010年から新エネルギー自動車補助金政策を実施しており、中央の支援のほかに、地方財政も新エネルギー自動車購入に対して一定の優遇措置と補助金を提供している。高額補助金などの優遇政策は新エネルギー自動車産業を急速に発展させた。2015年末時点で新エネルギー自動車累計生産販売量は50万台近くになり、我が国は世界最大の新エネルギー自動車市場となった。

23日に開催された2016中国電気自動車百人会フォーラムで、楼継偉は、消費補助金政策の当初の目的は初期市場の育成であったが、長期間消費補助金を続けると企業は政府の政策に依存するようになり、政策をにらんで製品を設定し、技術開発と産業アップグレードの動機と圧力が欠乏してくる。そして業界は低レベルで無計画な拡張を行い、新たな過剰生産能力が生じる。

楼継偉は、サプライサイドの構造改革に適応するために、政策を調整・改善しなければならないと強調した。具体的措置としては、補助金の条件を厳格化し、優良企業に対する支援に重点化する。完成車の安全性、信頼性、一致性、および主要部品の技術基準について基準を大幅に高める。先進奨励、優良支援、強豪支援の政策誘導をさらに際立たせ、資金を優良企業に傾斜配分し、基準に達しない企業には補助金を支給しない。補助金を漸減し、企業が市場で発展を目指すよう仕向ける。

出典：中国経済ネット

URL：<http://business.sohu.com/20160125/n435704627.shtml>

【 2016年2月 】

67. 大気対策を政府報告に盛り込み、多くの地方が「空をより青く」することを

約束

公表日：2016年2月11日
情報公表組織：新華社
分類：政策動向
キーワード：スモッグ対策、汚染物質排出削減

地方の人民代表大会と政治協商会議の「两会」が集中して開催され、スモッグ対策が注目の焦点になっている。統計によると、1月27日までに開幕した30省・自治区・直轄市の「两会」で、全ての省の政府活動報告が汚染防止に言及し、多くの地方が「空をより青く」することを約束している。河北、北京などの地方は明確に2016年と第13次五カ年計画期間の汚染物質排出削減数値目標を出している。

今年の地方「两会」で、北京・天津・河北はいずれも第12次五カ年計画スモッグ対策の「成績表」を提出した。2015年の河北のPM_{2.5}平均濃度は2013年比で28.7%低下し、25%低下の国家目標を前倒しで達成した。天津市の政府活動報告によると、2015年のPM_{2.5}濃度は2013年比27.1%低下した。データ上では天津も前倒しで任務を達成した。最新のデータによると、北京の2015年PM_{2.5}年平均濃度は80.6 µg/m³で、2013年にモニタリングを開始して以降濃度は10%近く下がった。長江デルタ地区では、江蘇省の昨年のPM_{2.5}平均濃度は58 µg/m³で、2013年と比べて20.5%下がった。浙江省の2015年の区設市の大気PM_{2.5}平均濃度は前年比11.3%、2013年と比べて23%下がった。上海市の2015年のPM_{2.5}平均濃度は2013年と比べて14.5%下がった。第12次五カ年計画期間、長江デルタの環境大気質は全体として改善傾向だった。一方、珠江デルタの広東は、2015年通年のPM_{2.5}濃度は34 µg/m³で、国家二級基準に達し、2013年比で25.5%低下し、二年前倒しで国家考課目標を超過達成した。

一部の地区の段階的スモッグ対策目標は何とか達成したが、大気の全体的な質は公衆の期待には遠く及ばなかった。多くの地区の住民にとって昨年冬に経験した深刻なスモッグはまだ記憶に新しい。「発熱が43℃から41℃に下がって、成果はあったが、まだ熱は引いておらず、やはり苦しい。スモッグ対策は前途遼遠である。」ある環境保護専門家はこのような現在のスモッグ情勢を形容した。

これについて、各地区は十分に冷静さを保っている。河北省省長の張慶偉は政府活動報告の中で、「資源と環境の制約がますます顕在化し、大気・水汚染が目立っている」ことを河北の産業転換・アップグレード重要時期の5大チャレンジの一つに位置付けた。

「两会」を開いた30省区市の全ての地方政府活動報告が大気汚染防止に言及している。記者の集計によると、PM_{2.5}濃度低下、汚染物質排出削減などの数値

目標または大気質優良日数などの指標を公約したのは、少なくとも河北、北京、陝西、天津、上海など 11 省市にのぼる。

各地方政府活動報告の中で、河北は最大規模で徹底したスモッグ対策の決意を表明し、併せて、第 13 次五カ年計画期間に PM_{2.5} 濃度を 2013 年と比べて 40% 下げ、汚染の深刻な都市の全国大気質ワーストテンから抜け出るという「挑戦状」を突きつけた。北京は今年、微小粒子状物質濃度を 5% 前後下げるとを示し、上海は、2020 年までに PM_{2.5} 濃度を 42 μg/m³ 前後まで下げるとを明確に決定した。

「各地方の両会があまねく大気汚染に宣戦したことは、地方政府レベルでスモッグ対策がこれまでになく重視され、グリーン発展の強いシグナルを発信していることを物語っている」と、北京師範大学地球変動と地球システム科学研究院教授の趙伝峰は分析する。

多くの地方「两会」が第 13 次五カ年計画汚染対策スモッグ削減の「軍令状」を出したが、大気質の根本的な改善にはまだ長いプロセスが必要であり、目標の実現は決して予断を許さないと多くの専門家は述べている。2015 年 12 月の環境保護部の華北 22 都市（地区）環境保護行政監督結果は、「工業の都市包囲」「鉄鋼城下町」「炭鉱城下町」などの現象が華北の都市には多く、産業構造配置とエネルギー構造の問題が華北地区での環境保護のボトルネックとなっていることを示している。

国務院発展研究センター資源環境政策研究所副所長の常紀文は、スモッグの痛みは産業転換の困難を映し出していると考えます。北京・天津・河北地域にとって、産業構造、エネルギー構造を根本的に転換しない限り、大気汚染の根治は難しい。

もう一つの無視できない困難は、都市化の加速がもたらす発じんなどの汚染物質の爆発的な増大であり、それが今まさに一部の地方のスモッグ対策を複雑化させている。天津のある監視結果によると、2014 年、粒子状物質の発生源解析での発じんの現地由来の PM_{2.5} と PM₁₀ の寄与率はそれぞれ 30% と 42% であった。

自動車排ガスがもたらす汚染もまたスモッグ対策の共通の難題である。環境保護部が先日公表した「中国自動車汚染防止年報」によると、2014 年の全国自動車保有台数は 2.46 億台で、自動車排ガスは大気汚染の重要発生源になった。予測によると、今後 5 年間で国内の自動車がさらに 1 億台以上増えるため、それによる大気環境負荷は巨大である。

河南は省級で 10 億元のスモッグ対策資金を拠出した。北京は 165 億元を投入して大気汚染対策を実施する計画である。各地方政府活動報告からは、「青空防衛戦争」に勝利するために、エネルギー消費構造を調整し、工業汚染物質排出を

減らし、発じんを規制し、自動車汚染対策を強化することが地方政府が取り組むべき課題であるとうかがえる。

—石炭圧縮、排出削減：中国環境科学研究院副院長の柴発合は、昨年 12 月に環境保護部が専門家を組織して行った発生源分析で、北京・天津・河北の地域的重汚染では石炭燃焼が最大の発生源であることを発見した。それに鑑み、河北省は政府活動報告で 2016 年にも引き続き石炭火力発電の省エネ・排出削減計画を実施し、年内に石炭消費を 500 万トン削減すると提起した。西部にある陝西省も、今年は石炭火力発電所超低濃度排出改造プロジェクトを実施し、天然ガス消費総量を拡大すると明確に決定した。多くの地方が構造調整により旧式の生産設備を廃棄し、企業に対する技術改造の実施、環境取締の強化などの方法を通じて、主要な汚染物質の排出を減らすことを提起している。

—発じん抑制、自動車規制：湖北省武漢市は、今年の政府活動報告の中で、発じん対策任務を精緻化し、中心市街地の工事現場にオンライン監視設備 100 セットを設置し、100 カ所の工事現場にスプリンクラーを設置することにした。天津はこの種の試みをすでに開始しており、2015 年 5 月から天津はばいじん、一般粉じんの汚染排出費徴収基準を大幅調整し、同時に施工発じん排出費の徴収を始めた。

自動車汚染に対して総合対策を実施することも、多くの地方の日程に上っている。河北省は汚染物質共同規制を強化し、民用石炭燃焼、コーキング産業、露天掘り鉱山、道路車両汚染対策四大特別行動を実施する。福建省は黄ラベル車廃棄を強化する。北京市交通委員会スポークスマンの容軍は、北京は今年交通管理一括立法を推進し、自動車使用強度を下げると述べた。

—連携、協力：ますます多くの地方が、単独ではスモッグ対策の効果が上がらないことを理解した。陝西省政治協商会議委員の夏永旭は、陝西省関中と山西との境界一帯には大気汚染物質越境相互輸送現象が存在するため、山西と陝西両省の連携メカニズムを制定し、共同で排出削減目標を実現するよう提案した。

北京の「两会」の席上、北京市市長の王安順は、北京が天津、河北ないし山東、河南などの省市と大きなモニタリングネットワークを構築し、北京・天津・河北三地方の警報発令の基準、緊急時対策案を一致させ、例えば PM_{2.5} が一定程度になったら、三地方が統一して警報を発令できるようにすることを検討中であると明かした。

趙伝峰は、第 13 次五カ年計画がスモッグ対策のカギとなる時期であり、各地の汚染状況と原因はそれぞれ異なるため、研究を強化し対策を分けて実施すべきであると考えている。スモッグ対策は「持久戦」であるから、自信をもって長期的に戦わなければならない。

出典：新華社

URL：<http://www.hbzhan.com/news/detail/104451.html>

68. 環境保護部が1月の重点地域と74都市大気質状況を発表

公表日：2016年2月17日
情報公表組織：環境保護部
分類：ニュース動向
キーワード：PM _{2.5} 、新環境大気質基準、環境モニタリングネットワーク、エネルギー構造調整

環境保護部は2月14日にメディアに2016年1月の北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域および直轄市、省都、計画単列市など74都市の大気質状況を公表した。

環境保護部環境監視司長の羅毅によると、1月は「環境大気質基準」に基づく評価で、全国338の地区級以上の都市の基準達成日数比率は0.0%~100%の間で、平均基準達成日数比率は66.7%、前年同期比13.6ポイント上昇した。平均基準超過日数比率は33.3%で、その内軽度汚染比率は17.9%、中度汚染比率は7.9%、重度汚染比率は6.2%、深刻汚染比率は1.3%であった。74都市のPM₁₀、PM_{2.5}、NO₂、SO₂、COの1日平均濃度とO₃1日最大8時間平均90パーセント濃度は前年同期比いずれも低下した。

最初に大気質新基準を実施した74都市の基準達成日数比率は0.0%~100%の間であった。そのうち、海口、惠州、アモイ、深圳、昆明、中山、珠海、貴陽の8都市の基準達成日数比率は100%、ラサ、江門、南寧など17都市の基準達成日数比率は80%~100%の間、大連、台州、北京など28都市の基準達成日数比率は50%~80%の間、保定、ウルムチ、邢台、鄭州、石家荘、邯鄲、済南、衡水、西安、武漢、徐州、宿遷、淮安、ハルビン、合肥、南京、鎮江、常州など21都市の基準達成日数比率は50%未満であった。基準超過日数のうちPM_{2.5}が主要汚染物質の日数が最多で、その次はPM₁₀であった。

都市環境大気質総合指数評価によると、1月は、74都市中大気質が悪いワースト10位都市(74位から65位)は順に保定、ウルムチ、邢台、鄭州、石家荘、邯鄲、済南、衡水、西安、唐山、大気質が良いベスト10位都市(1位から10位)は順に海口、惠州、ラサ、アモイ、深圳、江門、肇慶、東莞、福州、昆明であった。

北京・天津・河北地域13都市の大気質基準達成日数比率は16.1%~93.5%の間、張家口、秦皇島、承德3都市の基準達成日数比率は80%~100%の間、北

京、天津、唐山、滄州、廊坊 5 都市の基準達成日数比率は 50%～80%の間、保定、衡水、邢台、石家荘、邯鄲 5 都市の基準達成日数比率は 50%未満であった。基準超過日数のうち PM_{2.5}が主要汚染物質の日数が最多で、その次は PM₁₀であった。

北京市の基準達成日数比率は 71.0%、重度汚染が 2 日、深刻汚染が 1 日発生し、基準超過日数のうち主要汚染物質は PM_{2.5}であった。

長江デルタ地域 25 都市の大気質基準達成日数比率は 32.3%～90.3%の間、麗水、舟山、温州など 4 都市の基準達成日数比率は 80%～100%の間、台州、寧波、紹興など 14 都市の基準達成日数比率は 50%～80%の間、徐州、宿遷、淮安など 7 都市の基準達成日数比率は 50%未満であった。基準超過日数のうち PM_{2.5}が主要汚染物質の日数が最多で、その次は NO₂であった。

珠江デルタ地域 9 都市の大気質基準達成日数比率は 93.5%～100.0%の間、惠州、深圳、中山など 4 都市の基準達成日数比率は 100%、江門、東莞、肇慶など 5 都市の基準達成日数比率は 80%～100%の間であった。基準超過日数のうち主要汚染物質は PM_{2.5}であった。

羅毅によると、全体的に 1 月の全国地区級以上都市の大気質は改善し、平均基準達成日数比率は前年同期比上昇、PM_{2.5}など六項目の濃度は前年同期比いずれも下降し、重度以上の汚染日数は減少した。最初に大気質新基準を実施した 74 都市、北京・天津・河北、長江デルタ、珠江デルタ地域の大気質はいずれも改善した。PM_{2.5}、PM₁₀、SO₂、NO₂平均濃度と CO 基準超過率は前年同期比と前期比いずれも低下し、O₃ 基準超過率は前年同期比低下し、前期と同水準であった。

出典：中央政府ポータルサイト

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2016-01/11/content_5032175.htm

69. 冬の病を夏に治し青空を定着：環境保護部が 6 分野で長期対策

公表日：2016 年 2 月 19 日
情報公表組織：国務院
分類：ニュース動向
キーワード：自動車汚染、煙霧、光化学スモッグ、黄ラベル車

環境保護部は 2016 年 1 月 19 日にメディアに対し、「2015 年中国自動車汚染防止年報」（以下「年報」）を発表し、2014 年の全国自動車汚染排出状況を公布したことを公表した。

年報は、我が国が 6 年連続で自動車生産販売量世界トップとなる一方、自動車汚染が大気汚染の重要発生源、煙霧、光化学スモッグ汚染発生の重要原因となっており、自動車汚染防止の緊迫性がますます顕著になっていることをはっきりと示している。

環境保護部汚染防止司副司長の汪鍵によると、我が国の自動車保有台数は引き続き増加している。2014 年、全国自動車生産量、販売量はそれぞれ 2,372.3 万台と 2,349.2 万台に上った。1980 年と比べて、全国自動車保有台数は 34 倍増加し、24,577.2 万台になった。その内訳は、普通自動車が 14,452.2 万台、低速自動車が 972.0 万台、オートバイが 9,153.0 万台である。排出基準によって分類すると、国Ⅳ基準以上の自動車が自動車総保有量の 22.7%、国Ⅲ基準の自動車が 52.5%、国Ⅱ基準の自動車が 10.4%、国Ⅰ基準の自動車が 10.6%、残り 3.8% の自動車が国Ⅰ基準以下である。環境ラベルによって分類すると、「緑ラベル車」が 93.2%、高排出の「黄ラベル車」が 6.8%である。

汪鍵は、モニタリングによると、自動車保有量の急増に伴い、我が国の都市大気はばい煙と自動車排ガスの総合的汚染の特徴を呈し、住民の健康に直接影響していると述べた。2014 年、全国の自動車が排出する汚染物質は 4,547.3 万トンで、2013 年比 0.5%減り、その内訳は窒素酸化物 (NO_x) 627.8 万トン、粒子状物質 (PM) 57.4 万トン、炭化水素 (HC) 428.4 万トン、一酸化炭素 (CO) 3,433.7 万トンである。自動車は汚染物質総量の主な寄与者であり、それが排出する NO_x と PM は 90%を超え、HC と CO は 80%を超えている。車種によって分類すると、全国の貨物自動車が排出する NO_x と PM は明らかに乗用自動車より多く、その内大型トラックが主な寄与者であり、一方乗用自動車の CO と HC の排出量は明らかに貨物自動車より多い。燃料による分類では、全国のディーゼル車の NO_x は自動車排出総量の 70%近く、PM は 90%を超え、一方ガソリン車の CO と HC 排出量は比較的高く、排出総量の 70%を超える。排出基準による分類では、自動車保有量の 3.8%を占める国Ⅰ基準以下の自動車が排出する 4 種類の主要汚染物質の排出総量に占める比率は 30%以上であり、一方全保有量の 75.2%を占める国Ⅲ基準以上の自動車の排出量は排出総量の 40%未満である。環境ラベルによる分類では、自動車保有量がわずか 6.8%の「黄ラベル車」が NO_x の 45.4%、PM の 74.6%、CO の 47.4%、HC の 49.1%を排出している。

汪鍵によると、2014 年 3 月、李克強総理は第 12 期全国人民代表大会第 2 回会議で政府活動報告を行い、2014 年には黄ラベル車と老朽車 600 万台を廃棄し、全国で国Ⅳ基準自動車用ディーゼルを供給しなければならないと明確に提起した。11 月、国務院常務会議は「中華人民共和国大気汚染防止法 (改正案)」を承認し、「車、油、道」を一体的に考えるという発想で、自動車汚染総合防止と全

プロセスコントロールを強化しなければならないとした。政府活動報告および國務院の通達もしくは指示の精神を貫徹実行するために、各地区と関係部局は相次いで自動車汚染防止と排出削減に有利な事業プランと関連政策を制定し、調整と連携を強化し、新車の環境参入規制、使用過程車環境管理、黄ラベル車廃棄加速、自動車用燃料改善、自動車用尿素供給などの面で総合的措置を採り、自動車汚染防止事業は一定の成果を上げた。

汪鍵によると、環境保護部はさらに取組を強化し、自動車窒素酸化物総量規制を完全実施し、自動車生産、使用、廃棄の全プロセス環境監督を強化し、同時に関係部局と協力して産業発展計画、都市公共交通、クリーン燃料油供給などの面で総合的措置を実施し、「車、油、道」協調発展を協力して推進し、自動車排ガス排出の大気環境と人民大衆の健康への影響を強力で防止するというのである。

出典：中央政府ポータルサイト

URL：http://www.gov.cn/xinwen/2016-01/19/content_5034150.htm

70. 30 市で気候適応型都市パイロット事業：2020 年までに段階的成果達成を計画

公表日：2016 年 2 月 22 日
情報公表組織：人民日報
分類：政策動向
キーワード：都市気候リスク、スポンジシティー、気候変動

国家発展改革委員会、住宅と都市農村建設部は、最近関係部局と共同で「都市気候変動適応行動プラン」（略称「行動プラン」）を制定・配布し、30 のモデル都市を選定して気候適応型都市建設パイロット事業を展開する。

「行動プラン」によると、地理的位置と気候の特徴に基づいて全国を東部、中部、西部の三つの適応地区に分け、様々な都市気候リスク、都市規模、都市機能などに応じ、30 のモデル都市を選定し、気候適応型都市建設パイロット事業を展開する。パイロット事業モデル都市はそれぞれの気候変動問題に基づき、気候適応型都市パイロット事業プランを作成し、パイロット事業都市または都市の一部のパイロット事業地域において、都市気候脆弱性評価、都市計画、気候変動監視体系、水資源管理、地下工学、緑化・砂漠化防止などの分野の中の一つもしくは複数の分野で、関連適応プロジェクトを開始する。気候適応型都市パイロ

ト事業は 2020 年までに段階的に成果を上げ、成果の審査評価の後に普及を進める計画である。

気候変動は現在の世界、そして今後長期間にわたって人類が共通に直面する大きなチャレンジである。都市は人口密度が高く、経済集中度が高いので、気候変動の影響はなおさら深刻である。「行動プラン」は、2020 年に気候変動適応関連指標を都市村落計画体系、建設基準、産業発展計画に完全に盛り込み、モデル都市気候変動適応対策水準を著しく高め、グリーン建物普及比率を 50%にするよう提起している。2030 年までに、気候変動適応に関する科学的知見を広く普及させ、都市の内水氾濫、旱魃と水不足、高温熱波、強風、結氷災害などの問題対応能力を顕著に強化し、都市の気候変動適応能力を全面的に向上させることを提起している。

上述の目標を実現するために、「行動プラン」が提起する主な行動は、関連都市計画の中で気候変動要因を十分に考慮し、公共消防施設、民間防空施設、防災避難場所などの施設を合理的に配置し、都市建物、交通、給排水、エネルギーなどの重要ライフラインのリスク・エクスポージャーを下げることで、将来の見据えた配置を確実に実施し、建物設計、建造および運営過程で十分に気候変動の影響を考慮し、積極的にパッシブな超低エネルギー消費のグリーン建物を発展させること、スポンジシティ建設を推進し、雨水資源の利用効率を高め、都市の水の好循環システムを構築し、節水型都市を全面的に建設し、科学的かつ合理的な都市治水排水体系を構築すること、都市緊急保証サービス能力を高め、都市住民に対する警報防護システム建設を強化すること、気候変動適応科学基礎研究を体系的に展開し、気候変動モニタリングと将来動向予測を強化することなどである。

出典：人民日報

URL：<http://www.cleanairchina.org/product/7530.html>

71. 環境保護部が年内に垂直管理パイロット事業を開始：監督強化で体制的慢性病を打破

公表日：2016 年 2 月 22 日
情報公表組織：経済参考報
分類：政策動向
キーワード：垂直管理、環境取締

環境保護部は省以下の環境保護機関監視監察取締垂直管理を今まさに積極的に推進しており、事務部門「垂直管理弁公室」を最近設立するなどパイロット事業プランの制定検討を急いでいる。パイロット事業を年内に開始し、2～3年で改革を完成させるよう努力する。

記者が多くの省に取材したところでは、垂直管理改革の円滑な実施保証を行うことが今年の重要任務になっている。最近、広西自治区政府は通達を出して、各市、県（市、区）政府が省以下の環境保護機関監視監察取締垂直管理改革の実施期間に、既存の環境保護機関の職員を辞めさせず、環境保護機関の戦力を弱めず、環境保護職員を安定させておくよう要求した。江蘇省第12期人民代表大会第4回会議の席で、江蘇省代理省長の石泰峰も政府活動報告の中で、生態環境損害賠償と責任追及制度を改善し、省以下の環境保護機関監視監察取締垂直管理を推進しなければならないと表明した。

垂直管理とは主に省級環境保護部局が直接市（地区）県の監視監察機関を管理し、その職員と業務の経費を負担する。また、市（地区）級環境保護局が省級環境保護庁（局）を主とする二重管理体制を実行することである。改革後、県級環境保護局は単独では設置せず、市（地区）級環境保護局の出先機関となる。

環境汚染監督管理は一貫して難題であった。現行法令によると、地方環境保護部局は上級環境保護部局と現地政府の二重指導を受け、地方環境保護部局は業務上、上級環境保護部局に従うが、予算と人事では現地政府の統制を受ける。このような制度の下で、環境保護監督管理は地方経済発展との闘いの中でしばしば劣勢に立たされ、多くの地方政府は経済発展のために汚染企業を網から逃がしている。

「地方では、一部の大口汚染者は同時に大口納税者でもある。万一環境問題が出たら、政府は環境取締に干渉し、往々にして環境取締は空手形になってしまう」と、ある環境専門家は語った。

環境保護部の行政体制・人事司副司長の任勇は最近の記者会見の席で、垂直管理改革は非常に複雑なことであり、組織の帰属関係の調整だけでなく、地方政府間の権限、政府部局間の職務分担、環境保護系統内の職責運営関係などの調整にも関わると率直に語った。

注意を要するのは、環境保護垂直管理の実施が決して地方政府の免責を意味することではないということである。任勇は、垂直管理は責任を地方に配分しなければならないと、改革は地方政府の属地責任を弱めてはならず、まして地方共産党委員会と政府の環境改善の主体責任の転嫁、希薄化現象が出現してはならないと述べた。

これに対して、多くの環境保護分野の専門家は、環境保護垂直管理は地方の「保護圏」を打破し、うまく地方政府の行為を規制し、取締行為の公正性と実行

力を確保し、モニタリングデータの信頼性と正確性を高め、上に政策あれば下に対策あり、偽造改ざんといった問題を糺す上で役立つ。同時に、取締尺度を統一し、取締尺度の不統一によって責任者に対する懲罰が大きく異なるといった不良現象の出現を防ぎ、地方に存在する環境問題を効果的に発見し、違法行為を法に従って速やかに処罰する上でも役立つと考えている。さらに重要であるのは、この職責の実行にあたっては強力な責任追及が必要であり、地方政府の監督管理責任を明確化し、地方政府が環境取締体制の垂直管理改革を口実に、環境改善の主体的な責任の履行から逃れることを防がなければならない。

出典：経済参考報

URL：<http://www.cleanairchina.org/product/7528.html>

72. 大気汚染防止に助力：環境保護部がピークシフト生産実行を検討

公表日：2016年2月22日
情報公表組織：人民日報
分類：政策動向
キーワード：企業汚染対策、ピークシフト生産、警報等級基準

2月18日、国務院新聞弁公室は内外記者会見を開き、環境保護部長の陳吉寧が我が国の環境保護に関する状況を説明した。大気対策の長期的問題について、陳吉寧は6分野の業務を行っていくと表明した。それは、警報等級基準の統一、より効果的な行動の選択、工業企業汚染対策の強化、ピークシフト生産の実施などである。

転換点の出現が先進国より早い

第12次五カ年計画の全期間を通じて、とりわけ共産党第18回大会以降、エコ文明建設は非常に顕著な進歩を遂げた。「これほど短い時間で多くのプロジェクトを実施し、汚染問題を解決しようとした国はどこにもない。」陳吉寧によると、最も顕著な変化は酸性雨汚染の著しい軽減である。また、劣V類水質断面比率も大幅に減少し、2001年の44%から9%前後に、80%減少した。

説明によると、環境学の中に「クズネッツ曲線」、またの名を逆U字型曲線がある。この曲線によると、経済成長に従って汚染物質排出量は増加するが、現代化が完了すると汚染物質排出量はピークに達し、その後減少する。

我が国の化学的酸素要求量と二酸化硫黄が2007年に転換点を迎えた時の一人当たりGDPは2,460ドル、アンモニア態窒素と窒素酸化物が2012年に転換点を迎えた時の一人当たりGDPは6,076ドルであった。米国の二酸化硫黄のピ

ークが 1974 年に訪れた時の一人当たり GDP は 7,242 ドル、窒素酸化物のピークが 1994 年に訪れた時の一人当たり GDP は約 2.8 万ドルであった。陳吉寧によると「我が国の転換点到来は先進国よりはるかに早い。それには二つの原因があり、一つは我が国がキャッチアップ型国家であり、後発の優位性があることにより多くの経験、より良い技術を利用して問題を解決できたことである。もう一つは、マクロ対策を継続した努力の結果である。」

「成績を評価すると同時に、我が国の環境質は庶民の要求との間にまだ大きなギャップがあることを見ておかなければならない」と陳吉寧は述べた。

環境取締の厳格化

「環境保護法の無視は確かに中国で非常に目立つ問題である」と陳吉寧は語る。それには二つの原因がある。一つ目は、過去の環境保護法が軟弱すぎて強制措置が全くなく、企業にとって法令違反コストが低く、遵守コストが高いこと。二つ目は、地方の干渉の存在である。

昨年 1 月 1 日から新環境保護法を施行したが、その非常に重要な内容の一つは軟弱問題の解決である。「過去 1 年の取締を通じて、法令遵守状況に積極的な変化が生じ、企業は圧力を感じ、地方政府も圧力を感じている」と陳吉寧は言う。

地方の干渉にどう対応するのか？陳吉寧によると、我が国には制度設計上、地方は発展を重視し、環境保護を軽視して、環境監視、監察、取締に干渉し、環境保護責任が実行され難いといった現象がある。第 13 次五カ年計画には一つ重大な環境制度改革がある。それは監視監察取締垂直管理で、環境監視監督管理の統一性、権威性、有効性を確立し、現在のブロック分け管理の問題を解決するものである。

「一連の具体的事業の実行と制度上の改革を通じて、現在の環境取締の中にある法律無視問題を徐々に解決する」と陳吉寧は述べた。

社会が注目する「政府名義の第三者機関」の問題について、陳吉寧は「昨年未までに環境保護部所属の 8 社の環境影響評価機関は全て部から切り離された。全国各地で 140 社の環境影響評価機関を政府から切り離し、環境保護部の環境影響評価機関を切り離しただけでなく、地方各省市県の環境保護部局の環境影響評価機関も切り離した。今年にはさらに 200 社の類似の環境影響評価機関を切り離さなければならない」と述べた。

ピークシフト生産の可否を検討

昨年 11 月から 12 月にかけて、各地で重汚染天気が発生した。重汚染天気にはどう対応するのか？

説明によると、今年の暖房期間に、重点的に 5 つの取組を行った。第一は、重汚染天気対応事業の実施で、環境保護部は「2+4」事業を開始し、北京、天津両都市が周辺の保定、廊坊、唐山、滄州四都市を支援した。第二は、モニタリング

データの共有強化である。今年1月末までに、全ての北京・天津・河北地区の汚染モニタリングデータの共有を実現した。第三は、高所排出源の監督管理である。高所排出源は煙突から高空に汚染物質を排出し、数時間で南部から北京に流入するため、長距離輸送の影響範囲は非常に大きい。環境保護部は北京・天津・河北の全ての国家級モニタリング企業のモニタリングデータについて、オンライン監視で必ず環境保護部とネット接続するよう要求した。第四は、自動車監督管理の厳格化である。そして第五は、大気特別検査の実施である。北京・天津・河北地区には多くの小規模分散汚染企業があり、一群の違法排出企業と期限内に排出基準達成ができない小企業をつぶさなければならない。

大気対策の長期的問題について、陳吉寧は、冬の病を夏に治療するには主に6つの取組が必要であると述べた。第一は、重汚染天気緊急対応計画の改正で、警報等級基準の統一により北京・天津・河北全域で警報基準を統一し、それぞれがより効果的な行動を採るようにする。第二に、重点都市の汚染規制を確実に行う。昨年末に石炭火力発電所超低濃度排出改造事業を開始した。第三は、工業企業汚染対策の強化。それにはピークシフト生産実行の可否、季節的、差別化汚染排出費徴収実行の可否の検討が含まれ、経済的手段により冬季などの特殊気象条件下の汚染排出を削減する。第四は、石炭燃焼問題の解決。電気による石炭の直接使用代替とガスによる石炭代替により最終的に問題を解決する。第五は、面源汚染規制強化。第六は、資金投入の増大による資金需要の保障である。

出典：人民日報

URL：<http://www.hbzhan.com/news/detail/104658.html>